

県民要求実現茨城共同運動連絡会
会 長 白石 勝巳 殿

茨城県知事 大井川 和彦

2022年度茨城県への要求事項について（回答）

2022年5月20日付けで提出のありました標記の要求について、下記のとおり回答します。

記

1. 東海第二原発について

東海第二原発は、福島第一原発と同じ沸騰水型として日本で最も古く、最もトラブル頻度の高い原発です。随所にひび割れ、腐食、減肉、部品の脱落などが報告されています。ケーブルは、全体の半数以上が、東電が火災事故を起こしたOFケーブルなど燃え易いケーブルのままで残されます。東海第二原発直下の地震が頻発しています。94万人を安全に避難させる計画をつくることは不可能です。

再生可能エネルギーと省エネの推進で持続可能な電力は十分確保できます。東海第二原発は10年以上稼働していません。危険極まりない原発を稼働しなければならない理由は全くありません。

(1) 避難計画について

水戸地裁は昨年、「東海第二発電所の原子炉を運転してはならない」とする判決を言い渡しました。「実現可能な避難計画及びこれを実行し得る体制が整えられているというにはほど遠い状態であり」「今後これを達成することも相当困難」であることから、「人格権侵害の具体的危険がある」と断じています。

東海第二は、30km圏内に94万人が住む日本一人口過密地域にある原発であり、首都東京に最も近い原発です。防災計画は本来、最悪の事態を想定して立てるべきです。東海第二原発の事故により30km圏内で数十万人の急性死が見込まれるという試算もあります。道路機能が10%低下すれば、避難にかかる時間は推計不可能です。病人など要配慮者の避難にいたっては、極めて困難で、実効性のある避難計画が策定できないことは明らかです。

1) 避難計画の進捗について

①広域避難計画を策定することになっている14市町村の進捗状況を明らかにすること。

【回答】

笠間市、常陸太田市、常陸大宮市、鉾田市及び大子町では、解決すべき課題を明記したうえで、避難先や避難経路など基本的な事項を定めた避難計画を取りまとめられておりますが、その他の市町村も含め、引き続き課題解決を図っていくこととしております。

(防災・危機管理部：原子力安全対策課)

②避難先施設の一人当たり面積について、感染症対策を考慮して、テント使用の有無などの態様別に、一人当たり3～4・5㎡として、収容人数の算定をし直すことになりました。これにより、避難施設を大幅に増やさなければならなくなります。第2の避難先としていた地域を第1の避難先に加えなければならないのではないのでしょうか。避難先市町村ごとの避難予定人数、避難先施設ごとの避難予定人数を明らかにすること。

【回答】

現在は避難所の一人当たり面積の拡大の方針について関係市町村と協議中です。避難先市町村ごとの避難予定人数等は今後の調整事項となりますが、避難計画を策定する14市町村において、計画を策定していくなかでお知らせしていくものと考えております。

(防災・危機管理部：原子力安全対策課)

③安定ヨウ素剤の配布体制について、進捗状況を明らかにすること。

【回答】

P A Zでは、平成27年度から県、東海村、日立市及び那珂市が協力して事前配布を行っており、45.4%の配布率となっております。

(防災・危機管理部：原子力安全対策課、保健医療部：薬務課)

U P Zでは、一時移転の指示等が出た緊急時に配布することとしており、配布方法や緊急配布を行う人員の確保など、国や市町村、関係機関等と引き続き協議を行ってまいります。

(防災・危機管理部：原子力安全対策課)

④複合災害への対応（複合災害時における道路等の被災状況を住民へ情報提供する手段・モニタリング機能の維持・災害対策本部機能の維持、感染症対策）について、進捗状況を明らかにすること。

【回答】

代替経路については、自然災害等により予め設定している避難経路が使用できなくなった場合に備えて、市町村とともに経路を選定中です。

災害対策本部機能の維持については、県庁舎が自然災害等により使用できない場合には、災害対策本部をつくば国際会議場に移転することとしております。

感染症対策については、新型コロナウイルス感染症対策に関する国の基本的な考え方を県地域防災計画（原子力災害対策計画編）に盛り込んだところです。

(防災・危機管理部：原子力安全対策課)

⑤要支援者等を避難させるために必要なバスと運転手の確保について、進捗状況を明らかにすること。

【回答】

バスと運転手の協力について、バス協会と協議を継続しております。バス事業者向け研修用に制作した映像等の活用も図ってまいりますほか、バス等の配車につきまして、開発したバス等配車オペレーションシステムを活用して最適かつ迅速な配車を行うことができるよう、訓練等を通じて操作熟度の向上に努めてまいります。

(防災・危機管理部：原子力安全対策課)

⑥30km圏内の在宅の病人、高齢者などの要支援者を避難させるための支援体制及び人員の確保、必要な車イスやストレッチャーその他の器具・機械等の必要数と確保状況を明らかにすること。

【回答】

自家用車では避難できない住民や、入院・入所者、児童・生徒の移動手段（バス、福祉車両）を確保するため、国や市町村、関係機関等とともに対応を検討してまいります。

※PAZの必要車両：バス約400～500台、福祉車両約800～1,000台

※県バス協会加盟の車両：約3,000台（うち大型約1,500台）

福祉車両：約210台（県ハイヤー・タクシー協会約50台、県内社会福祉協議会約160台）

※UPZは屋内退避後に一定以上の空間放射線量率となった区域ごとに一時移転を行いますが、区域ごとに必要となる台数を単純に合計すると約2,000台（50人乗りで換算）になると推計しています。

(防災・危機管理部：原子力安全対策課)

⑦在宅の要支援者等の避難先施設と避難手段、避難後に必要な措置等の確保について、進捗状況を明らかにすること。

【回答】

避難に支援が必要な方に対する支援者の確保等について、市町村とともに検討しております。早期に避難することができない在宅の要支援者の避難施設について、防護対策工事を進めてまいります。

(防災・危機管理部：原子力安全対策課)

⑧避難計画を作るべき病院や社会福祉施設などの数、規模、計画の策定状況及び計画を履行するうえでの課題を5km圏内、30km圏内別に明らかにし、その計画を県で公表すること。

⑨避難先の確保及び避難計画策定ができていない病院、介護施設数(名)を示すとともに、避難先での受け入れ態勢、スペース等の状況を明らかにすること。

【回答】

1- (1) -1) ⑧、⑨

R4.5.1現在で避難計画を策定すべき病院及び社会福祉施設の数5km圏内が33施設、5km～30km圏内が563施設、計596施設となっています。計画は全体で約55%が策定済みで、未策定の課題としては、施設側の計画策定の意識の醸成、避難先との調整、避難手段などになります。

なお、避難計画はそれぞれの施設管理者が作成するものであり、県は計画策定を支援する立場であるため、県において公表することは考えておりません。

(防災・危機管理部：原子力安全対策課、保健医療部：保健政策課、福祉部：福祉政策課)

計画策定済みの施設名の公表は、県として考えておりません。

(保健医療部：保健政策課、福祉部：福祉政策課)

2) 避難計画の実効性の基準について

①県として避難計画の実効性の基準を定め明らかにすること。人格権を保障する水準であることを明確にすること。

②実効性を評価するためには、最悪の事故の態様を想定しなければなりません。県が想定している最悪の事態について明らかにすること。

【回答】1－(1)－2)－①、②

実効性ある避難計画を策定していく上では、具体的な事故や事態を想定した放射性物質放出後の拡散等に関するシミュレーションを実施し、計画上の対応策を検証していくことが必要であるため、県では、日本原電に対してシミュレーションの実施を要請しているところです。

現在、日本原電において様々な想定で試算していると聞いておりますが、現時点で公表の時期を見通せる状況ではありません。(防災・危機管理部：原子力安全対策課)

(2) 再稼働の是非の判断について

再稼働判断の基準として、「安全性の検証」「実効性ある避難計画の策定」「県民への情報提供」をした上で、県民や、避難計画を策定する市町村、並びに県議会の意見を伺いながら判断していくことが示されています。

1) 「安全性の検証」について、現段階での検証状況と今後のスケジュールを明らかにすること。

【回答】

安全性の検証については、東海第二発電所安全性検討ワーキングチームにおいて、県民意見も踏まえた200を超える論点のうち、約90の論点について、日本原電から回答を聴取したところです。

安全性の検証については、県民の皆様の安全・安心の確保の観点から、スケジュールありきではなく取り組んでいることから、具体的な見通しを立てることは困難であると考えております。(防災・危機管理部：原子力安全対策課)

2) 燃料を装荷した時点で、過酷事故の危険が高まります。実効性ある避難計画の策定と、知事や6市村長の了解なしに燃料装荷は認められないことを原電に伝えるべきと考えます。県の見解を明らかにすること。

【回答】

原子力安全協定に基づき、事前了解のない段階での原子炉施設の運転は認められないことから、東海第二発電所の再稼働の是非を判断する前に、試運転や調整運転を含め、原子炉を臨界の状態にするための起動操作が行われることはないものと考えております。

なお、県は日本原電に対し、事前了解がない段階での原子炉施設の運転は認められない旨通知しております。
(防災・危機管理部：原子力安全対策課)

3) 「意見を聴く方法」については、県民投票を含め様々な方法がありますが、誰に、いつ、どのような方法で聴取することを想定しているか明らかにすること。

【回答】

再稼働の是非に関する意見を聴く方法については、どのような情報を提供しご理解いただく必要があるのかも十分に考慮し、最適な方法を選択していく必要があるものと考えております。

現在、安全性の検証や避難計画の課題の解決に取り組んでいるところであるため、県民にどのような情報を提供して意見を聴くのか、見通しが立った段階で、ご意見を伺う最適な方法を選択してまいりたいと考えております。

(防災・危機管理部：原子力安全対策課)

2. 正規雇用へ転換、労働者全体の賃金底上げと最低賃金1500円に引き上げを

茨城県の令和4年度当初予算では、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向け、ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据え、「4つのチャレンジ」を深化させながら加速するとしています。「『新しい豊かさ』へのチャレンジ」では、「力強い産業の創出とゆとりある暮らしを育み、新しい豊かさを目指す」としています。

しかし、非正規労働者が2000万人を超えて年収200万円以下のワーキングプアが7年連続で1200万人を超える状況のもとで、『新しい豊かさ』へのチャレンジが非正規労働者も含めたすべての県内労働者の労働条件を改善し、ゆとりある暮らしを育むことができるかどうか問われています。また、男女間の賃金格差を解消し、ジェンダー平等社会の実現が求められています。

(1) 「『新しい豊かさ』へのチャレンジ」について

1) 「カーボンニュートラル産業拠点の創出を強力に推進するため、企業連携の先導モデル構築や金融支援等に取り組み、全国に類を見ない大規模設備投資を支援する新たな基金を創設」「圏央道周辺地域の『坂東山地区』において新たな工業団地を造成」とありますが、こうした取り組みによって、雇用をどれくらい増したいと考えているのかを明らかにすること。労働組合としては、雇用創出につながらない大企業支援ではなく、県民の医療・教育・福祉等の生活支援を充実させるべきと考えます。

【回答】

「カーボンニュートラル産業拠点創出推進基金」は、カーボンニュートラル社会において必要となる新エネルギーサプライチェーンの構築等につながる企業の設備投資等を支援するために設置したものです。将来に向けた企業の設備投資を本県に呼び込むことで、立地事業所の競争力を強化し、雇用の維持・拡大にもつながり得るものと考えております。
(政策企画部：地域振興課)

産業用地の供給が著しくひっ迫する圏央道周辺地域において、事業採算性や開発可能

性などを十分検討の上、緊急的な措置として、圏央道インターパークつくばみらい（つくばみらい市）に続き坂東市山地区で県施行による開発を行うことといたしました。令和4年度は、測量・設計や用地買収等を進めていく予定です。

また、この取り組みによる雇用の増加については、立地企業は現在未定であるため、具体的な数字についてはお答えできかねますが、できる限り雇用の創出につながる企業の誘致を目指して取り組んでまいります。（立地推進部：立地整備課）

2) 「『新しい豊かさ』へのチャレンジ」で、「ゆとりある暮らしを育み、新しい豊かさを目指す」とあり、これは昨年と同様の目標が掲げられました。「ゆとりある暮らし」を実現するためにはジェンダー平等社会の実現をめざし、男女間の賃金格差を解消する必要があります。この点についての県の見解を明らかにすること。

【回答】

性別に関わらず、誰もが個性と能力を発揮し、あらゆる分野で活躍できるよう、引き続き、性別による固定的役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に取り組んでまいります。（県民生活環境部：女性活躍・県民協働課）

厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」によると、本県の男女間賃金格差は、前年度と比較すると改善傾向にあるものの、全国平均を下回っているため、格差の是正に向けた取組が必要であると認識しております。

県では、結婚・出産等のライフイベントを経ても働き続けられる職場環境づくりを促進するため、働き方改革に取り組む企業の優良事例の普及やセミナー等での経営者の意識改革に取り組むとともに、管理職候補となる女性職員のキャリア形成意欲の向上と能力開発を支援するための研修を開催するなど、職場における女性活躍の推進に取り組んでまいります。（産業戦略部：労働政策課）

(2) 会計年度任用職員の「働き方改革」の取り組みについて

1) 県庁（出先機関を含む）で働く会計年度任用職員の2022年度の労働条件等を明らかにするためフルタイム雇用・パートタイム雇用に分けて人数、勤務時間（労働時間）、時給などを一覧表にして明示すること。

【回答】

2021年4月1日現在の知事部局における会計年度任用職員の人数については、職種ごとの区分を設けておりませんが、合計で2,082名となっており、そのうちフルタイム会計年度任用職員は8名であります。

また、会計年度任用職員の給与は、一般職員の給与との権衡や職務内容を考慮して決定しており、代表的な例としては、一般の事務職の場合は時給換算で1,134円、相談事務の職の場合は1,334円となっております。なお、業務が同じである場合、フルタイム雇用、パートタイム雇用に関わらず、時給換算では同額となります。（総務部：人事課）

2) 「同一労働同一賃金」に関して、県で2022年4月から始めた会計年度任用職員対象の休暇制度等新たな取り組みがあれば、明らかにすること。

【回答】

休暇制度については、2022年1月1日から、妊産婦の健康診査及び保健指導に関する特別休暇等を有給化し、短期不妊治療休暇等（有給）を新設したほか、2022年4月1日から、年次有給休暇を採用時に5日（採用から6月間継続勤務後までに付与される日数が5日未満の場合はその日数）付与するとともに、療養休暇の有給化などの改正を行っております。

なお、職員の給与決定にあたっては、従来より、地方公務員法に規定されている「職務給の原則」、「均衡の原則」等の原則に従い対処しております。

（総務部：人事課）

3) パワハラ防止に向けた研修会は、2021年度いつ誰を対象に実施したのかを明らかにすること。実施した研修会の参加人数も明らかにすること。

【回答】

令和3年度のパワハラ防止に向けた研修会については、令和3年5月11日に、新たに総括課長補佐に昇任した職員等を対象に実施し、101名が受講しております。

（総務部：人事課）

4) 2021年度の県庁職員対象にパワハラ防止のために設置した相談窓口の利用者数を明らかにすること。

【回答】

令和3年度におけるパワハラに関する相談窓口への相談件数は、2件になります。

（総務部：人事課）

(3) 茨城県の最低賃金を今すぐ1000円以上に

茨城県の最低賃金は、昨年10月から28円引き上げられて879円になりました。しかし、全国加重平均の930円に比べると51円低く、関東では群馬県に次いで2番目の低さです。県でも、「本県の最低賃金額は全国16位、近隣県と比較しても低い水準にある」という問題意識を持っていることが、昨年の茨城地方最低賃金審議会への意見書でも明らかにされています。

1) 過去2年間、大井川和彦県知事名で最低賃金の引き上げを求める提案要望書「本県最低賃金の改正について」を茨城県地方最低賃金審議会に提出していただきました。本年も、大井川県知事名で要望書を提出していただくこと。また、栃木県との格差ではなく、東京や神奈川との格差を問題にして、茨城県の最低賃金を今すぐ1000円以上に引き上げることを県知事名で求めること。

【回答】

最低賃金の引き上げについては、2021年の「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」に「より早期に全国加重平均1000円とすることを目指し、本年の引上げに取り

組む」と明記しています。

県といたしましても、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現を基本理念に掲げ、新しい豊かさを実現するために、県内労働者の賃金の底上げを図ることが重要と考えております。

そのため、今年の6月に知事が直接、厚生労働省を訪問し、経済実態に応じた最低賃金制度の見直しなどについて要望活動を行ったところであります。

また、今年度も引き続き、茨城地方最低賃金審議会及び茨城労働局に対し、要望書を提出することを検討しております。
(産業戦略部：労働政策課)

2) 最低賃金の引き上げに関して、2021年度に土浦市議会は茨城労連の請願を採択しました。請願に賛成してくださった市議さんは「私は長年中小企業を経営してきたが、社会保険料の自己負担が大変で賃金を上げることができなかった。しかし、賃金を上げないと優秀な社員が雇えなかった。中小企業支援を充実させて、最低賃金をあげても経営に困らないようにすべきだ」と意見を述べられました。

最低賃金の引き上げを具体化するためには中小企業や小規模事業者に対する税や社会保障の減免などの具体的支援が欠かせません。国に対して、最低賃金の引き上げとあわせて中小企業等支援の充実を求めること。また、県独自の中小企業等支援策を検討すること。

【回答】

県内労働者の賃金の底上げを図ると同時に、最低賃金引上げにより経営に影響を受ける中小企業・小規模事業者に対して支援策を充実させることも重要だと考えております。

そのため、知事が厚生労働省を訪問し、要望活動を行った際、最低賃金制度の見直しと併せて、最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業・小規模事業所への支援の強化についても要望を行ったところであります。

また、今年度も引き続き、事業場内最低賃金の引き上げを図るための国の制度である「業務改善助成金」を県ホームページ等で広報し、県内中小企業・小規模事業者の賃金底上げに向けた環境整備を進めてまいります。
(産業戦略部：労働政策課)

(4) 県職員の正規職員を大幅に増やすこと

茨城県人事委員会勧告では、「それでもなお恒常的に長時間の時間外勤務を行わざるを得ない場合にあっては、業務量に応じた要員が確保される必要がある」という記述がありました。

長時間労働の原因は、自然災害やコロナ禍の中で仕事が増え、人手不足が常態化しているためです。

1) 今年度の新規採用職員数、社会人採用の人数が何人だったかを明らかにすること。また、来年度の計画も明らかにすること。

【回答】

令和3年度に実施した職員採用試験（令和4年4月1日採用）により、知事部局において249名を採用し、うち社会人経験者を対象とした試験により20名を採用しております。

今年度に実施する職員採用試験については、現在のところ、知事部局において約200名程度を、うち社会人経験者を対象とした試験により約20名程度の採用を予定しております。
(総務部：人事課)

2) 県庁(出先機関含む)で働く正規職員の今年の初任給の金額を明らかにすること。来年度の初任給引き上げの計画があれば明らかにすること。

【回答】

個々の初任給は、本人の学歴や職歴、配属先により異なりますが、大学卒業直後で今年4月に採用され、本庁に配属された職員の場合、200,022円(行政職1級29号給、地域手当6%を含む額)となります。

初任給基準の見直しについては、従来より人事委員会勧告を踏まえて対応しております。
(総務部：人事課)

3. 「個人の尊重」を貫く障がい者・高齢者行政を

(1) 障がい児(者)への対応

1) 入所機能を備えた地域生活支援拠点の設置が県内全市町村もしくは全圏域単位で完了するように推進すること。

【回答】

現在、県内では「多機能整備型(一部面的整備)」が1市(日立市)、「面的整備型」が6市(土浦市、龍ヶ崎市、那珂市、神栖市、鉾田市、筑西市)で整備されております。

今後も引き続き市町村と、既に整備した市の事例紹介や各市町村相互の意見交換等を行いながら、広域での整備方法の検討を行う等により、地域生活支援拠点の整備を促進してまいります。
(福祉部：障害福祉課)

2) 事業所数の推移を提示すること。

【回答】

過去3年間の事業所数の推移は以下のとおりとなっております。

(各年度2月1日現在)

サービスの種類	R 1	R 2	R 3
障害福祉サービス事業			
居宅介護	287	273	292
重度訪問介護	259	244	260
同行援護	93	87	91
行動援護	57	50	51
療養介護	5	5	5
生活介護	271	286	300
短期入所	160	174	193
重度障害者等包括支援	0	0	0
共同生活援助	225	252	286
自立生活援助	3	3	3
自立訓練(機能訓練)	21	21	25
自立訓練(生活訓練)	68	65	67
就労移行支援	210	207	210

就労継続支援A型	86	96	108
就労継続支援B型	363	378	403
就労定着支援	25	27	27
障害者支援施設	79	82	82
小計	2,212	2,250	2403
地域移行支援	55	53	59
地域定着支援	53	52	57
指定計画相談支援	301	313	327
小計	409	418	443
児童発達支援	189	222	262
放課後等デイサービス	362	399	469
保育所等訪問支援	20	27	33
居宅訪問型児童発達支援	2	2	5
小計	573	650	769
福祉型障害児入所施設	8	7	7
医療型障害児入所施設	5	5	5
小計	13	12	12
障害児相談支援	222	231	252
小計	222	231	252
合計	3,429	3,561	3879

※ 事業所の数は、その指定を受けたサービス種別ごとに1事業所と数える。

※ 事業所の数は、基準該当事業所（市町村が登録する。）を含む。

※ 水戸市(中核市)所管分を含む。

（福祉部：障害福祉課）

3) 障がい児(者)が暮らしの場を選択できるよう、訪問系サービス、グループホームや入所施設、通所施設などの社会資源を拡充する施策を講じること。

【回答】

本県では、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金を活用し、グループホーム等の整備を行っており、訪問系や日中活動の事業所とともに、県内の事業所数は年々増加しております。

今後も、地域での生活を望む方などが安心して生活できるよう、国庫補助事業を活用し、グループホーム等の設置を推進してまいります。（福祉部：障害福祉課）

4) 障がい者関係の予算を大幅に増額し、施策の直接的な担い手である市町村を財政的に支援すること。

【回答】

本県では市町村が実施する障害福祉事業である「地域生活支援事業費」について、令和4年度は325百万円余を予算措置しているところです。

当該事業は国の補助事業でありますことから、様々な機会を通して厚生労働省等に対して財源の拡充等について要望するとともに、県としても十分な予算の確保に努めてまいります。（福祉部：障害福祉課）

5) 新型コロナウイルス感染症の影響で運営状況が悪化している事業所の状況を考慮し、積極的な支援を行うこと。

【回答】

本県では、令和3年度も前年度の引き続き利用者又は職員に感染者や濃厚接触者が発生した障害福祉サービス事業所等に対し、建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、職員のサービス継続に係るかかり増し経費を助成したほか、事業所等が感染防止対策を継続的に行うための衛生用品等の購入に必要な経費に対する助成を行いました。

令和4年度も、事業所等において新型コロナウイルス感染者の発生が見られるため、感染者が発生した事業所等に対し、かかり増し経費の助成などにより支援してまいりますほか、国に対しても、十分な財源を確保するよう要望するなど、働きかけてまいります。

(福祉部：障害福祉課)

(2) 高齢者に対する交通支援の拡充を

1) 運転免許証の自主返納者に対する支援をより充実させること。県としての具体的支援策を明らかにすること。

【回答】

運転免許証を自主返納した高齢者に対して、協賛事業者から特典サービスが受けられる事業を平成30年3月から開始し、運転に不安を感じる高齢運転者が運転免許の自主返納を検討するきっかけ作りを行っております。

市町村では乗り合いタクシーやコミュニティバスの運行、タクシーの運賃補助等を行っておりますので、各種優遇サービスを活用して運転免許返納を検討するよう県民への広報啓発を行いつつ、協賛事業者の増加・協賛内容の充実も図ってまいりたいと考えております。

(県民生活環境部：生活文化課)

2) 自動車運転への不安軽減と事故防止のため、「後付けの安全運転支援装置（ペダル踏み間違い急発進抑制装置）」等の購入設置にかかる費用助成を充実し推進すること。

【回答】

「後付けの安全運転支援装置」等の購入設置に係る費用助成については、本県の財政状況や他都道府県の動向などを勘案しながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

また、県民がサポート装置を導入するにあたって機能を正しく理解して活用できるよう機能を周知する広報を行うとともに、メーカーの協力を得ながら、高齢者を対象としたサポート装置を体感できる交通安全教室を開催するなど、安全な利用の促進を図っております。

(県民生活環境部：生活文化課)

3) 地域の公共交通維持・拡充に向け財政的な支援を行うこと。

【回答】

県においては、地域住民の移動手段の維持確保のため、広域的な幹線バス路線を運行

する交通事業者や、過疎地において廃止されたバス路線を代替運行する市町に対して運行欠損への支援のほか、地域鉄道事業者が行う、安全性向上や輸送サービスの改善のための設備更新等の費用を支援しているところです。

また、スクールバスや企業バスの活用、デジタル技術の導入など、既存公共交通の効率化を図り、地域の実情に合った持続可能な移動手段の確保を目指すため、新たな移動サービスの導入等に取り組む市町村に対して、初期費用や運行経費を支援しているところです。
(政策企画部：交通政策課)

4) バス路線廃止前に何らかのサービスをつくった事例のなかで、特徴あるものを示すこと。

【回答】

平成24年4月の銚田駅－麻生庁舎間の路線バス廃止に伴い、並行する高速バスについて、一般道を走行する区間における路線バスとしての利用を可能として、高校生の通学利便性確保を図った例があります。
(政策企画部：交通政策課)

4. 生活困窮者対策、生活保護行政の充実をめざして

(1) 生活困窮者対策

1) 生活困窮に陥った個人事業主や請負・フリーランスなどへの支援を拡充すること。

【回答】

生活困窮者に対しては、個人事業主や請負・フリーランスなども含め、生活困窮者自立相談支援事業の各種メニューで対応しております。

(福祉部：福祉政策課)

2) 住まいをなくした生活困窮者の実態をつかむとともに、安定した住まいを提供するしくみを構築すること。

【回答】

住まいをなくした生活困窮者に対しては、一時生活支援事業において、食事の提供や宿泊場所の提供等の支援を実施しております。

(福祉部：福祉政策課)

3) セーフティネットの確立のため、生活困窮者に対する相談窓口を充実させ、必要な支援策に利用者をつなぐなど、総合的なアセスメントを行なう機能を整備すること。

【回答】

生活困窮者自立相談支援機関の支援員を7名から9名に、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の支援員を7名から11名に増員し、生活困窮者に対する相談窓口の充実及び総合的なアセスメント機能の整備を図っております。
(福祉部：福祉政策課)

(2) 生活保護行政の充実

1) 生活保護ケースワーカーについては、外部委託をおこなったり、会計年度任用職員を

含む非正規職員をあてることなく、正規職員が担い、公的責任において実施すること。

【回答】

福祉事務所の現業員（ケースワーカー）につきましては、社会福祉法に定められた資格等を踏まえ、生活保護業務に支障がないよう適切な配置に努めてまいります。

（福祉部：福祉政策課）

2) 生活保護ケースワーカーの担当世帯標準数を遵守するよう福祉事務所に対して助言すること。

【回答】

社会福祉法に定められた現業員（ケースワーカー）の数を満たしていない福祉事務所に対しては、生活保護法施行事務監査において、必要な人員を確保するよう指導を行っており、引き続き必要な指導を行ってまいります。

（福祉部：福祉政策課）

3) 生活困窮者自立支援法により生活保護の申請権を阻害しないよう徹底すること。また、申請者に対する申請書交付拒否、プライバシー侵害の一括同意書の徴収など、「面接水際作戦」がなくなるよう必要な助言を行うこと。

【回答】

生活保護の申請権を侵害するような行為が行われることのないよう、福祉事務所に対し、生活保護法施行事務監査において、引き続き徹底を図ってまいります。

また、生活保護法第29条に基づく調査の同意書について、全世帯員連名による同意書提出ではなく、各個人に提出を求めるよう、福祉事務所に対し、引き続き指導を行ってまいります。

（福祉部：福祉政策課）

4) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部改正（令和3年3月30日付社援保発0330第2号厚生労働省社会・援護局保護課長）に基づき、一定期間疎遠であり、要保護者が扶養照会を拒む場合には、意向を尊重し実施しないよう徹底すること。

【回答】

生活保護法施行事務監査において、福祉事務所に対し、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（令和3年3月30日付社援保発0330第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づく取扱いについて、引き続き徹底を図ってまいります。

（福祉部：福祉政策課）

5) 生活保護法本来の運用を徹底し、漏給をなくすため、「ホームレスに対する生活保護の適用について」（平成15年7月31日付厚生労働省保護課長通知）「雇用状況悪化に対する福祉事務所の相談援助体制について」（2008年12月22日付、東京都）などに基づく運用を行なうよう、福祉事務所に対し助言すること。

【回答】

生活保護法施行事務監査において、福祉事務所に対し、「ホームレスに対する

生活保護法の適用について」（平成15年7月31日付社援保発第0731001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づく運用について、引き続き周知を図ってまいります。（福祉部：福祉政策課）

5. 「公契約条例」制定にむけて一日も早い検討を

地方公共団体の事業・業務の民間委託の広がり、公的施設における指定管理者制度の導入、競争入札の拡大が進む中、委託料や入札価格が大幅に低下しています。その結果、委託・入札企業に働く労働者の賃金・労働条件の低下や雇用不安を引き起こすだけでなく、委託企業の安定的、継続的な事業実施を困難にさせ、地方公共団体が提供する行政サービスに関わって、ときに住民生活へ大きな混乱や被害をもたらします。

また、大手企業が安価で委託を請け負うことは、もともと地域に根ざして活動している地域企業の衰退につながり、地域の経済・雇用にダメージを与えることになりかねません。

「官製ワーキングプア」の問題が取り出さされる中、労働者の賃金を守り、雇用を安定させる公契約条例の必要性はますます増しています。

(1) 茨城県発注の工事等で、委託料や入札価格が低下しているような事例はないのですか。現状を明らかにすること。

【回答】

いわゆるダンピング受注は、建設業の健全な発達を阻害するとともに、特に、工事の手抜き、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすいことから、土木部においては、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を適切に活用し、ダンピング受注の排除を徹底しております。

このため、土木部発注工事の平均落札率は、平成24年度以降、93～94%、コンサルタント業務等委託契約は、91%台で推移しており、今のところ、委託料や入札価格の低下傾向はない状況です。

本年4月からは、低入札価格調査基準及び最低制限価格の計算式について、一般管理費等の割合の引き上げを行い、さらに対策を強化したところであり、今後ともダンピング受注の排除を徹底してまいります。（土木部：監理課）

(2) 地域経済を守り、労働者の賃金を守るため茨城県として公契約条例を制定すること。

【回答】

「公契約条例の制定」には、県が発注する工事等に従事した期間のみ、労働者の賃金等を義務づけることの妥当性、労働条件の良い公共事業への労働力集中の懸念、賃金水準を高くできない中小事業者等が排除される可能性等々課題も指摘されていることから、県としては「公契約条例」制定に向けた国の動向を注視しながら対応してまいります。

（会計事務局：会計管理課）

6. 地域の宝、小規模企業・家族経営を潤す産業振興を

(1) 消費税率の10%への引き上げと新型コロナウイルスに加えて、原材料不足や物価高騰で中小業者の経営は危機が深まっています。2月にロシアのウクライナ侵攻が始ま

ってからは原材料不足と物価高騰に拍車がかかっています。上記のような状態が改善されないまま2023年10月からインボイス（適格請求書）制度が導入されて消費税の納付を義務づけられると、中小業者は壊滅的な打撃を受けてしまいます。原材料不足と物価高騰に対しても実効性のある直接支援を行っていただくことを強く求めます。

1) 中小業者の置かれている状況はロシアのウクライナ侵攻が始まって以降は大きく変わっています。実態がどうなっているかを把握しているか、把握している内容を明らかにすること（直接調査したか、商工会議所・商工会等の調査を集約したものかは問わない）。把握していない場合は早急に把握すること。

【回答】

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に伴う原油・原材料価格の高騰等による県内事業者への影響につきましては、産業支援機関や金融機関、商工会等の協力を得ながら、実態把握に努めているところであり、原油・原材料価格の高騰等によりコストが増大し、利益が減少している事業者が多いなどの状況を把握しております。

（産業戦略部：産業政策課、中小企業課）

2) コロナ感染が収束する見通しが見えないなか事業者に対する県の直接支援が引き続き行われていることは高く評価しています。さらに利用しやすく実効性のある支援策を求めます。

①県が行っている給付金等の支援策は飲食業など不特定多数の消費者と対面で接する業種に限定されていますが、消費者と直接関わらない事業者同士の取引でもコロナ禍の影響はあります。業種を限定しない支援を行うこと。

【回答】

事業者に対する県の支援といたしましては、営業時間短縮要請に応じた飲食店等への協力金のほか、飲食店等と直接取引がある事業者や消費者と対面で接する事業者に一時金を支給してきたところです。

業種を限定しない支援といたしましては、国が、事業復活支援金を実施しておりますので、県では、市町村や商工会等と協力し、本支援金を広く広報し、県内事業者に活用を促進しております。

（産業戦略部：中小企業課）

②時短営業や感染対策の影響で飲食業の営業は困難が続いている一方、食糧援助を利用する人も多くいます。宿泊施設の客室稼働率が茨城県内では22.3%（観光庁・令和4年2月分宿泊旅行統計調査）となっている一方で、入院も宿泊療養もできない新型コロナウイルス感染症患者がいました。食糧援助のとりくみに地元の飲食店を活用する、またコロナ患者の療養に地元の宿泊業者を活用するといったようにコロナで困っている人への支援と地元業者の経営支援を両立することは可能です。コロナで困っている人への支援と地元業者の経営支援を両立する施策を実行すること。

【回答】

陽性者の対応には十分な感染対策とともに、感染個人情報の管理などの細心の注意が必要となります。そのような中、本県では、これまでの実績を踏まえ、自宅療養者への

配食サービスは県内の事業者にご協力をいただいているほか、宿泊療養施設についても県内の宿泊ホテルを活用しているところです。

(産業戦略部：産業政策課、保健医療部：感染症対策課)

③税金や社会保険料の減免、その他固定的経費の負担を軽減する緊急対策を実施すること。

【回答】

県税につきましては、法人事業税・法人県民税に関しまして、新型コロナウイルス感染症等の影響により、その期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請していただくことにより期限の延長が認められます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響等により県税を一時に納めることができない場合は、1年以内の期間に限り納税が猶予される制度がございます。

県税事務所におきましては、納税者からの相談に対し、個別具体的な実情に配慮した対応を行っております。

(総務部：税務課)

6-(1)-2) ①、③

県では、県内飲食店への営業時間短縮要請に伴う協力金を支給するとともに、飲食店だけでなく、緊急事態宣言の影響を受けた飲食店と取引のある事業者及び外出自粛要請の影響を受けた事業者を対象とした本県独自の一時金の支給を行ってきたところです。

今後も、融資制度や国の制度の活用なども含めた、総合的な支援に努めてまいります。

(産業戦略部：産業政策課)

④中小企業は茨城県において企業数の99.9%を占め、従業者数の87.8%を担っていることは昨年の要求書に対する回答において県当局が述べています。とくに地域に住み地域に密着して事業を行っている零細事業者が雇用を維持できなくなるだけでなく廃業に追い込まれると、雇用主であった人も含めて失業者は増えることとなります。昨年の要求書でも述べましたが、雇用拡大の施策として行う県外からの企業誘致に対して最大50億円を補助する事業は県内雇用者増が1000人程度で実効性に疑問があります。企業誘致への補助金事業は中止するか大幅に補助金額を減らして中小業者への直接援助を行う財源を確保すること。

【回答】

最大50億円の補助制度は、AI、IoTなどの新たな成長分野の本社機能等や、半導体、次世代自動車などの最先端分野の生産拠点を本県に誘致することにより、大学新卒者などの若者が望む様々な分野の働く場を確保し、質の高い雇用を創出することを目的としたものでございます。

このような多様な働く場の確保により、首都圏に働く場を求めていた大学新卒者などの若者が、UIターンなどにより、県内で希望する職業に就くための選択肢が増えることにより、人口流出に歯止めをかけることに寄与できるものと考えております。

(立地推進部：立地推進課)

⑤今回のコロナ禍では市町村でも様々な中小業者に対する直接支援を行うようになりましたが、市町村によって支援の程度はさまざまであり、支援制度自体がない市町村もあると思われます。市町村ごとに支援制度の創設と支援内容の格差を是正するよう市町村に指導・援助を行うこと。

【回答】

コロナ禍における中小企業に対する直接支援については、各市町村において、地域の実情や財源を総合的に勘案し、独自の支援策を講じているものと認識しております。

県といたしましては、市町村が地域の事情に応じて実施する支援策がより効果的なものになるよう、デリバリーやキャッシュレスなど、新しい生活様式に対応した様々な好事例を広く情報発信し、横展開を図ることで市町村の取組をサポートしてまいります。

また、国や県の様々な支援策につきましても、広く紹介し活用を促進してまいります。

(産業戦略部：中小企業課)

3) 茨城県新型コロナウイルス感染症対策融資について、令和4年度においてどのような改善がなされているか明らかにすること。

【回答】

新型コロナウイルス感染症対策融資については、令和3年5月に終了したところですが、引き続きコロナの影響を受ける事業者の資金繰りを支援するため、令和3年4月からは、金融機関が継続的な伴走支援により事業者の経営改善を支援する融資制度を創設しました。また、令和4年2月からは、限度額を4,000万円から6,000万円に引き上げるとともに、融資対象を拡充しております。(産業戦略部：産業政策課)

4) 県総合計画の「活力ある中小企業・小規模事業者の育成」に係る各種施策の令和4年度における具体的な内容を明らかにすること。大企業中心の経済を転換し、中小業者を経済の柱に据えて人・モノ・資金を地域で循環させる経済とすること。

【回答】

今年度の中小企業・小規模事業者向け支援としては、資金調達の円滑化のため、融資制度を充実させているほか、商工会等の支援機関の相談体制の確保や、就職面接会の開催等の人材確保の支援、事業承継の推進強化などの各種施策を行っています。

今後とも、各支援施策の推進を通じて、地域経済の成長を図ってまいります。

(産業戦略部：産業政策課)

(2) 県内建設業者の支援について

1) 茨城県が住宅リフォーム助成制度を創設すると共に、県内全市町村が住宅リフォーム助成制度を実施するよう指導すること。また、地域工務店等に行った支援策の令和3年度の実績を明らかにすること。

【回答】

県では、リフォーム助成制度を実施しておりませんが、地域工務店等への支援とし

ては、省エネなどの新たな基準に関する講習会や良質な木造住宅の普及促進と地域住宅産業活性化を図るため木造住宅のコンペなどを実施しており、引き続きこうした地元工務店等への支援拡充を図ってまいります。

また、市町村が実施するリフォーム助成につきましては、各市町村に対して県内のリフォーム助成制度の実施状況に関する情報提供を行うとともに、国に対しリフォーム助成に関する交付金の予算確保の要望を行っております。

令和3年度は、講習会において、長期優良住宅に関する法改正の概要や、国や県、市町村の行う木造住宅等の振興施策や利用可能なリフォーム等に係る補助制度などの情報提供を行ったほか、地域工務店等の木造住宅を対象にコンペを実施し、受賞作品等の展示会をオンラインで開催しました。
(土木部：住宅課)

2) 県内製材業者の育成と支援のために、地元の建設会社や工務店などが県内の木材を使用した住宅などを新築して、地域の住民に提供するという「地域内循環」を目標とした取り組みの令和3年度における進展について、以下の点から明らかにすること。

①造林面積の拡大

【回答】

造林面積につきましては、平成30年度から経営規模の拡大に取り組む林業経営体を実施する再造林等を重点的に支援しており、平成29年度に38haであったものが、平成30年度には55ha、令和元年度には96ha、令和2年度には131ha、令和3年度には148haと拡大しております。
(農林水産部：林業課)

②直交集成板（CRT）の普及へのとりくみ

【回答】

直交集成板につきましては、非住宅分野の中大規模木造建築において床や壁への活用が期待される新たな木材加工技術による製品です。一般に直交集成板の加工工場は大規模で初期投資が非常に大きくなるほか、建築物の施工方法も従来と異なるため、本県も含め全国的に工場整備が進んでいない状況です。

そのような中で、本県では、一般に流通する正角材を接着加工することにより大断面の柱や梁として中大規模建築へ利用できる「BP材」の加工工場が令和元年度に宮の郷工業団地内において稼働したところであり、その普及に努めているところです。

(農林水産部：林政課)

③宮の郷工業団地（常陸太田市）での製材量

【回答】

宮の郷工業団地内の製材量（原木ベース）につきましては、これまで国の交付金等を活用して、生産性の高い製材加工施設の整備が進んだことから、最初の製材工場が稼働した平成24年に約5.5万m³であったものが、令和2年度には約12万m³と大幅に増加しております。

また、現在、木材乾燥施設の増設を行っており、今後、ますます需要の拡大が見込ま

れる県産材の高品質かつ安定的な木材供給に大きく貢献しております。

(農林水産部：林政課)

④融資制度以外の新しい施策

【回答】

本県においては、国の交付金を活用した木材利用促進施設整備事業により製材加工業者の生産体制強化のための木材加工施設の新設・増設を支援しています。

また、製材加工業者が原料となる原木を安定的に確保することが可能となるよう、林業経営体への森林経営の集約化を促進するとともに、集約化した森林での森林整備や木材生産を加速させ、原木の安定供給体制の整備に取り組んでいるところです。

(農林水産部：林政課)

3) 自治体が小規模事業者を直接支援できる、小規模工事登録制度の県内市町村創設状況を示すこと。県内全市町村が小規模工事登録制度を創設するよう指導すること。

【回答】

小規模工事登録制度につきましては、現在、県内の20以上の市町において設けられております。

なお、県では、県内中小企業者に対する受注機会の拡大のため、国と連携し「官公需確保対策地方推進協議会」を開催しており、この協議会を通して、引き続き、市町村の契約担当者に対し「中小企業に関する国等の契約の基本方針」の周知や事例照会を行ってまいります。

(産業戦略部：中小企業課)

(3) 小規模企業振興基本法の具体化について

小規模企業基本法は、小規模企業(従業員5人以下)が地域経済の支え手や雇用の担い手として大きな役割を果たしていることに着目し、小規模事業者の持続的発展を支援する施策の立案に国と地方自治体が連携して講じる責任を明記しています。

1) 小規模企業振興基本法の具体化および茨城県商工労働観光審議会でのPDCA進捗管理について進捗状況を示すこと。

【回答】

小規模企業の持続的な発展に向けた具体的な施策の進捗状況といたしまして、令和3年度の主な成果は次のとおりです。

(主な成果)

- ・ 商工会・商工会議所による取組
 - 経営指導員による指導実績 63,173件
 - 講習会等の開催回数 2,321回
 - 専門家派遣件数(エキスパートバンク事業) 163件
- ・ 経営革新計画の策定状況
 - 経営革新計画承認件数 155件

(産業戦略部：中小企業課)

2) 従業員5名以下の県内事業者数について、令和3年経済の調査結果を速やかにまとめて公表すること。

【回答】

令和3年経済センサスー活動調査結果の速報について、令和4年5月末日に国が公表しました。なお、本県分の詳細については、県ホームページに掲載しております。

(政策企画部：統計課)

3) 茨城県商工労働観光審議会に茨城県商工団体連合会を小零細事業者の代表として加えること。

【回答】6-(3)-1)、3)

県では、本年4月に策定した、中小企業及び小規模事業者の振興について具体的取組等を定める「茨城県産業活性化に関する指針」に基づき、施策の進行管理をしていくこととしております。

また、商工労働観光審議会については、全庁的な審議会の簡素化の方向性を踏まえ、常設ではなく、重要事項の調査審議が生じた場合に、委嘱・諮問することを想定しています。いずれにいたしましても、審議会等の形式に関わらず、引き続き関係団体等と連携を図ってまいります。

(産業戦略部：産業政策課)

(4) 全国商工団体連合会が2021年9月に行った調査では、消費税を売上・単価に100%転嫁することができていない個人事業者は41.1%になります。またインボイス制度が実施されたときの影響として、消費税納付の体力がなく廃業を考えざるを得ないと回答した免税業者は28.6%ありました。今年4月に行った緊急アンケートでは、原材料・仕入れ値が1年前と比べて上がっていると答えた業者は78%、原材料・仕入れ値の上昇分の価格転嫁を一部のみを含めてできていない業者は合計76%となっています。消費税納付の体力を持っていない業者は多いと考えられます。中小業者の経営を守るためにもインボイス制度の導入を中止し、消費税の税率を引き下げよう国に要望すること。

【回答】

インボイス制度の導入にあたっては、免税事業者の取引への影響に配慮し、仕入れに対して経過措置が設けられております。また、課税事業者に転換しないことにより、売上先の一方的な意向で取引条件が見直される等の不当な取引の抑制や原材料高騰による適切な価格転嫁を推進するため、商工会等に国の相談窓口が設置されております。

県といたしましては、国の相談窓口等を周知しながら、県内の中小企業の支援を図ってまいります。

(産業戦略部：中小企業課)

7. 中小業者と地域経済に貢献する金融制度を

融資条件の拡充や保証料補助の新設、融資利率の引き下げ等で中小企業の事業活動や経

営安定に必要な資金調達を支援することは、コロナ禍でいっそう役割が増えています。

(1) 金融機関に対し、融資審査、条件変更等について迅速かつ柔軟に対応するよう要請しているとのことですが、その内容を明らかにすること。また、金融機関が要請に沿った中小業者への支援を行っているか経営者保証ガイドラインに基づいた対応を行っているか把握すること。

【回答】

県では、金融機関に対し、コロナ禍にあつて原油価格・物価高騰等により更に厳しい状況となっている中小企業者等の現状を踏まえ、融資実行や返済猶予等への最大限柔軟な対応と、中小企業者等が経営改善に取り組み売上等を回復させていくための継続的な伴走支援について要請を行っております。

また、経営保証ガイドラインについては、国（中小企業庁）において、取組の促進や活用実績の公表等を行っております。
(産業戦略部：産業政策課)

(2) 消費税は価格に転嫁できていなくても商売が赤字でも納税義務があり中小業者にとっては過酷な税金ですが、昨今のコロナ禍でさらに納税が困難になっています。国保税（料）が所得の10%～20%程を占めることも相まって、小規模事業者の税負担は大変な重荷になっています。県融資制度の融資審査で、税金完納要件を廃止すること、その前段階として税金完納要件を緩和すること。

【回答】

税負担の公平性を確保するという税制の基本原則に基づき、県制度融資においては、県税等に未納がないことを要件として運用しているところです。

(産業戦略部：産業政策課)

(3) 自治金融の利子補給、保証協会の保証料補給には自治体によりバラつきがあります。どの自治体で商工業をする場合でも同じように保障されるように、利子補給、保証料の補給を充実させるよう県から指導すること。

【回答】

自治金融制度においては、市町村の金融制度として、県はその関与の在り方を見直し、平成26年度以降は県からの預託を廃止しております。

地方自治の観点から、市町村間の差異に対し県が指導することは難しいとも思いますが、市町村金融制度研究会などにオブザーバーとして参加する機会等を活用し、必要に応じ助言してまいります。
(産業戦略部：産業政策課)

8. 滞納整理は差押優先から納税者の生業とくらしに見合う徴収行政を

県民の生活を壊す滞納整理を行うだけでなく、滞納者を雇っているだけの他県の事業者に犯罪まがいの行為をして支払いを強要する茨城県租税債権管理機構のあり方について、真剣に再検討を行うべきです。

(1) 令和3年度の「茨城県多重債務者対策協議会」のとりくみ実績を明らかにすること。また同協議会とは別に機構を設置する必要性について見解を明らかにすること。

【回答】

「茨城県多重債務者対策協議会」では、平成19年から毎年、協議会構成員である県関係課、市町村消費生活センター、県弁護士会、県司法書士会、法テラスが連携して「多重債務者向け無料法律相談会」を開催しており、令和3年度においては、4日間で14名からの相談に法律専門家が対応し、債務整理等の助言を行っております。また、県消費生活センターでは、令和3年度において、75件の多重債務関係の相談を受け付けており、そのうち28件を弁護士へ誘導するなど、住民の消費生活上の問題解決を支援しております。（件数等はほぼ横ばいの状況）

なお、同協議会は多重債務者対策の総合的な推進を図ることを目的に茨城県が設置した協議会であるのに対し、茨城租税債権管理機構は市町村税の徴収に係る事務を共同処理するために県内全市町村が構成団体となって設立された一部事務組合であるため、それぞれの設置（設立）の目的は異なるものと考えております。

（総務部：税務課、県民生活環境部：生活文化課）

(2) 茨城県と一部事務組合・茨城租税債権管理機構について。

1) 令和3年度は県職員を4名（事務局次長1名、課長3名）派遣し、1,700万円の補助金を支払っています。令和4年度も県職員の派遣と補助金支給を同様に行うのか、「県は構成員ではないから関与する立場にない」といいながら職員を派遣し補助金を支給する根拠について明らかにすること。

【回答】

令和4年度の茨城租税債権管理機構への派遣職員数は3名（内訳：事務局次長1名、課長2名）、補助金は1,700万円です。

茨城租税債権管理機構の構成団体は県内全市町村であり、茨城県は構成団体に含まれておりませんが、機構で徴収を担う税金の一部に県税（個人県民税）が含まれていることから、支援団体として職員を派遣しているとともに、事業運営に要する経費に対して補助金を交付しているものです。

（総務部：税務課）

2) 合同庁舎に入居している機構に対する家賃の免除は現在も継続しているのか、また支払うべき家賃の金額を示すこと。

【回答】

茨城県水戸合同庁舎5階に入居する「茨城租税債権管理機構」の家賃（行政財産使用料）は減免しておりますが、金額はご案内しておりません。（総務部：税務課、管財課）

3) 市町村から移管される中には、機構に移管する必要のないものが含まれている可能性があります。それぞれの事案について移管が妥当か検討して妥当でない場合は市町村に差し戻すこと。

【回答】

市町村から茨城租税債権管理機構に移管する事案については、市町村と茨城租税債権管理機構との事前協議において、相互に要件を満たしているものであるか確認し、機構

が要件を満たしていないと判断した場合は、事案を引き受けていないと聞いております。

(総務部：税務課)

4) 滞納者には多重債務や、複合的な問題を抱え生活に支障をきたしていることがあります。税金を無理に返済させ、返済する過程で無くした暮らし・家族を滞納者の自己責任として放置してしまう冷たい県行政とならないよう、機構に派遣する職員に対して指導すること。

【回答】

地方税の滞納整理に携わる職員は、徴税吏員として地方税法及び国税徴収法に基づき適正かつ公正公平に事務処理を行う必要があります。

茨城租税債権管理機構への派遣の有無にかかわらず徴税吏員として滞納整理を担う職員は、滞納者の生活状況や収入状況等を財産調査や滞納者との面談等で把握し、納税資力がない滞納者に対しては滞納処分の執行停止を行うなど、個別具体的な実情等も考慮した上で柔軟かつ適切に徴収手続きを行っていると考えております。

(総務部：税務課)

(3) 機構の存在及び活動について法令上の根拠を明らかにすることを求めると、県当局は一部事務組合について規定した地方自治法第292条を「根拠」として回答します。しかし、同条文からは機構が滞納税徴収を行う権限が与えられている旨を読み取ることはできません。以前から指摘してきたように、県当局は「地方税法等関連法令に基づき」といながら地方自治法第292条以外に具体的な法令や条文の根拠を一切示しません。根拠があるのであれば地方自治法第292条以外の法的根拠を示すのが当然です。機構規約第3条が認められる根拠は何なのでしょう。そもそも機構の設立は法的根拠のない無効なものではないのでしょうか。あらためて機構の存在及び活動について「〇〇法(施行令、施行規則)〇条〇項」といった形で法令を明示するか、あるいは行政解釈や問い合わせに対する国からの回答を明示して機構の存在と活動が法的に認められる根拠を明らかにすること。

【回答】

茨城租税債権管理機構は、県内全市町村からなる地方自治法第284条第2項の規定に基づく一部事務組合であり、法的根拠はあります。また、同法第287条第1項第3号により、規約に共同処理事務を定めることとされていることから、茨城租税債権管理機構規約第3条において、地方税法の規定に基づき市町村が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納処分等の事務を定めております。(総務部：税務課、市町村課)

(4) 一昨年の要求書への回答に対する再質問及び昨年の要求書で、機構を設立する際に①一部事務組合が税徴収業務を行うことや強制的な徴収を行う権限を与えることが妥当か、②県および県民が機構を管理するしくみをどうするか、③機構が犯罪あるいは県民に対する不当な不利益を与えた時に県は責任を負うか、などの論点についてどのような

議論を行ったのか記録を明らかにすることを求めました。②については行政不服審査会等が設置されている旨の回答がありましたが、①③については疑問とかみ合った回答があったとは認識できません。その他にも茨城租税債権管理機構や滞納処分については全般的に要求や疑問にかみ合った回答をされていないと判断しています。滞納処分のあり方についてあらためて議論なおし、茨城租税債権管理機構は設立許可を取り消して解散させること。

【回答】

滞納処分に係る事務は、その内容に技術性・特殊性を有しており、一部事務組合方式による共同処理に適しております。

また、機構は、一部事務組合として独立した法人格を有し、自ら共同処理事務を処理する権能を有することから、機構の行った事務に関する責任は機構自身が負い、滞納処分のあり方についても、機構において議論されるべきものと認識しております。

(総務部：税務課、市町村課)

9. 空き家は、地域活性化の有効な資源としての利活用を

(1) 空き家の改修工事・解体工事を、県内事業者が発注施工、工事資金調達も県内金融機関を利用する、事業者融資の信用保証は県の制度を使うなどの要件で、空き家対策と県内事業者の仕事起こしをつなげる制度創設を検討すること。

【回答】

空き家の改修工事・解体工事に関する助成事業については、昨年度から2市増加し、県内の30市町村で行われており、うち20市町村で地元事業者への工事発注を要件としております。

また、県内金融機関において、空き家のリフォーム費用等の借入金について、市町村と連携し金利を引き下げる取り組みも行われております。

県では、こうした取り組みがより多くの市町村で行われるよう、引き続き情報提供などの支援を行ってまいります。

(土木部：住宅課)

(2) 改正「住宅セーフティネット法」に伴う「空き家登録制度」「住宅改修費用の助成」「低所得世帯の家賃補助」の施策の令和3年度の進捗状況を示すこと。

【回答】

セーフティネット住宅登録制度につきましては、5月末時点で21,742戸を登録しております。登録住宅における改修費や家賃低廉化等の補助事業については、県内の公営住宅が不足する状況にないため、当面は県営住宅の有効活用を進めることとしております。

また、県では登録住宅に対する補助を実施してはおりませんが、引き続き、国において改修費用の直接補助が実施されています。なお、改修費等の補助は「住宅確保要配慮者の専用住宅」として登録することが条件となっております。

(土木部：住宅課)

10. 農業・食料危機にふさわしい対策を

気候変動やコロナ禍等により、世界的に食料生産や食料流通が不安定になり、ロシアによるウクライナへの侵略がさらなる打撃を与えています。輸入に頼ってきた食料、肥料、飼料、燃油、資材が高騰し、調達そのものが困難になっているものもあります。持続可能な地域循環型のアグロエコロジーが求められています。

米価暴落と合わせて農業経営はかつてない危機に瀕しています。食料自給率向上の課題が緊急性を増しているときに、国は、水田活用交付金の引き剥がしを強行し、生産基盤を掘り崩そうとしています。県がかつてない農業支援を決断することを求めます。

(1) 持続可能な地域循環型農業の推進について

1) 有機農業・自然農法など持続可能なアグロエコロジーが主流となるよう県として位置づけ、県農業総合センターと連携し、アグロエコロジーにもとづいた農業技術の提案や農家間の技術交流を推進すること。

【回答】

SDGsや環境に対する関心が国内外で高まり、国において「みどりの食料システム戦略」が策定されるなど、持続可能性への取組が求められる中、県では、本年3月に策定した総合計画の中で、有機農業に取り組む農業者への支援など、環境との調和に配慮した取組の推進を位置づけております。また、有機農業を推進する中で、今年度から消費者・生産者等の関係者が、情報共有や相互理解を促進する場としてオーガニック推進ネットワークの構築を進めているところです。
(農林水産部：農業技術課)

2) 普及センターの土壌診断を農家負担なくできるように、普及員を増員すること。

【回答】

普及センターで土壌診断を実施する際、農家への費用負担を求めておりません。

(農林水産部：農業技術課)

3) 県内の食物残渣や森林・竹林資源等を堆肥化、燻炭化して農家に供給する体制を確立し、普及すること。

【回答】

県内で発生する食品廃棄物や林地残材等の利活用については、「茨城県バイオマス活用推進計画」に基づき、推進しているところです。

このうち、食品廃棄物はその特性に応じて、引き続き、食品廃棄物の飼料化や堆肥化等への利活用を推進してまいります。併せて、製造・流通・消費の各段階で食品廃棄物の発生を抑えられるよう、食品関連事業者や消費者の食品に対する意識改革を進めてまいります。

一方、林地残材の堆肥化、燻炭化への利活用については、効率的な収集及び搬出が課題となっており、近年は、木質バイオマス発電施設などの稼働によりエネルギー資源として有効活用する具体的な動きが出てきております。

(農林水産部：農業政策課、県民生活環境部：環境政策課)

4) 畜産から出る糞の堆肥化、尿の液肥化など農家への供給体制を確立し普及すること。

【回答】

家畜の排せつ物については、堆肥化等の処理を行い、適正に管理し、利用することが義務付けられていることから、畜産農家では堆肥を生産し、耕種農家へ流通するほか自家利用をしています。しかし、堆肥化施設の老朽化による堆肥の品質低下により利用が進まなくなる等の懸念があるため、県では良質堆肥の生産支援や流通促進に取り組んでいるところです。

具体的には、霞ヶ浦等流域において、畜産農家に対する堆肥化施設等の整備や補改修への補助、耕種農家と畜産農家をつなぐ堆肥流通コーディネーターの配置、堆肥利用集団（畜産農家と利用する耕種農家で構成する組織）による堆肥利用実証ほ設置への助成や運搬経費などに補助することで、利用供給体制の仕組みづくりを進めてまいります。

（農林水産部：畜産課）

5) 国の「みどりの食料システム戦略」が大規模農家に偏重しないように国に求めるとともに、県として、小規模家族農林漁業への支援強化を位置づけること。

【回答】

県では、経営規模の大小や、家族経営・組織経営といった経営形態に関わらず、所得向上を目指す意欲的な農業者を後押しするという方針で各種施策を展開しているところです。

今後とも経営の規模や形態によらず、意欲ある経営体を後押しすることで、本県農業の成長産業化を進めてまいります。

国が策定した、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を実現していく「みどりの食料システム戦略」に関連する施策においても、経営の規模や形態によらず、例えば、有機農業の導入や拡大に意欲的な経営体に対しては、ソフト、ハード面での支援を行ってまいります。

（農林水産部：農業政策課）

(2) 肥料・飼料・燃油等の高騰対策について

農業生産に必要な肥料・飼料・燃油・資材を確保し、必要経費の増加分を補填する支援を行うこと。

【回答】

燃油については、国の「施設園芸等燃油価格高騰対策」を活用し、セーフティネット加入農業者の毎月の燃油購入量のうち、平年の基準価格から高騰した差額分を補填しているところです。

国では、令和4年度に更なる燃油価格の高騰に対応した積立コースを新設するなど、制度の拡充を図っているところであり、県では今後も本制度の周知を図るとともにセーフティネットへの加入を働き掛け、施設園芸農家の支援に努めてまいります。

飼料については、配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、国により「配合飼料価格安定制度」が制度化されています。配合飼料価格安定制度は、民間

の自主的な積み立てによる通常補填と、通常補填では対処し得ない異常な価格高騰に対し、国の支援による異常補填が行われています。

また、県では、自給飼料の生産技術向上や耕種農家と畜産農家のマッチング支援等の飼料増産対策に取り組んでおり、引き続き輸入飼料の価格変動に強い畜産経営を実現するための取組を進めてまいります。

肥料をはじめとする農業生産資材について、価格は高騰しており、今後も続くことが見込まれております。こうした状況を踏まえ、県では、その対策について国に要望するとともに、引き続き、農業経営に及ぼす影響や国の動向を把握して、必要な対策を検討してまいります。
(農林水産部：産地振興課、畜産課、農業技術課)

(3) 水田活用交付金と価格補填等について

1) 水田活用直接支払い交付金の条件見直しを撤回するよう国に求めること。

【回答】

水田活用の直接支払交付金は、「水稻の作付が可能な農地において、主食用米から他作物への作付転換を支援するための措置」であると県では認識しており、「麦・大豆等の転換作物の作付が固定化した農地については、水田でなく畑地として利用していくことが適切」との判断に基づく今回の国の方針は理に適ったものと考えております。

この方針の詳細な運用については、今後国から示されることとなりますが、「その運用に当たっては、全国の水田の利用実態を調査し、現場の課題を明らかにした上で対応していく」とされておりますことから、現時点においては、県では国に対して見直しを要望することは考えておりません。
(農林水産部：産地振興課)

2) 暴落している米や自給率が低い麦・大豆などの価格補填などの支援を県として拡充すること。

【回答】

農業経営においては、自然災害による収量減少や市場価格の下落など、農業者の経営努力だけでは避けられないリスク対策に、「農業者が自ら備える」との意識を高めることが求められております。

このような中、国では、麦・大豆について、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分相当を農業者に直接交付する「畑作物の直接支払交付金制度」や、米や麦・大豆について、農業者の積立を前提に、当年産の販売収入額が過去の平均収入を下回った場合、その差額を補填する「米・畑作物の収入減少影響緩和交付金制度」を設けております。

県では、これらの制度や農業共済・収入保険などの、農業経営のリスクに備えるセーフティネットについて、関係団体との連携により農業者へ広く周知を図るとともに加入を促しており、今後も引き続き、農業者個々の経営判断に寄り添った細やかな支援・助言を行ってまいります。
(農林水産部：産地振興課)

(4) 新型コロナ対策について

1) 国に事業復活支援金の拡充を求めるとともに、県として、事業復活支援金の対象から

漏れる農家への支援を行うこと。

【回答】

事業復活支援金については、農業者も対象となること、JAが登録確認機関であることから、JAグループと連携し、制度の周知を行ってまいりました。

本事業以外にも、コロナ禍の影響を受けた施設園芸農家等を支援する「高収益作物次期作支援交付金」では、支援を受けられない可能性が生じた少数農家のため、県農業再生協議会が申請の取りまとめを行いました。

このように、支援から漏れる農業者を出さないよう、引き続ききめ細やかな支援を行ってまいります。
(農林水産部：農業経営課、産地振興課)

事業復活支援金については、今後の国の動向を注視していくとともに、必要に応じて国に対して拡充を要請してまいります。
(産業戦略部：産業政策課)

2) 新型コロナにより外国人実習生の入国が制限され、農業生産を縮小せざるを得ない事例が生まれています。農業労働力を確保するための対策を行うこと。

【回答】

県では、公益社団法人茨城県農林振興公社（以下「公社」という。）の無料職業紹介事業や国の農業労働力確保緊急支援事業等を活用し、コロナ禍で人材不足となった農業経営体における人材確保を支援してきたところです。

また、平時より、県の農業労働力確保総合支援対策事業により、外国人材の資格取得や日本語講習会の開催、農福連携等を支援するとともに、新規就農者育成総合対策により、就農に向けた研修への支援等を行ってまいりました。

引き続き、国の施策も活用しながら、多様な担い手の確保を支援してまいります。
(農林水産部：農業技術課)

(5) 病原菌や雑草の防除について

サツマイモ基腐病やナガエツルノゲイトウは農家にとって脅威です。県内での発生を抑えるための監視と啓発を含め、防除体制を強化すること。

【回答】

サツマイモ基腐病については、JAや市町村等と連携して、注意喚起を行うとともに、早期発見と速やかな防除対策を徹底することで、本病のまん延を防止してまいります。

ナガエツルノゲイトウについては、国交省や農研機構、地元市町、農協、土地改良区等と連携を密にし、効果的な防除と未発生地域への拡散防止対策を進めております。R3年度には、発生が確認された地域において、農業被害防止を目的とした連絡会議を立ち上げ、関係機関や生産者に早期の防除及び拡大防止対策について普及・啓発しています。
(農林水産部：農業技術課)

(6) 農業機械の盗難対策について

農業機械の盗難は農家にとって死活問題になります。共済掛金への補填や地域防

災対策の強化など対策を行うこと。

【回答】

主な農業機械であるトラクター等の盗難防止対策については、県警の作成した啓発チラシや、JA全農いばらき・茨城県農機具商業協同組合・茨城県農業機械士協議会・茨城県の4者連名で作成した啓発チラシを、県ホームページへの掲載や県出先機関等を通じて農業者へ配布することで周知を図っており、引き続き県警と連携して体制強化に努めてまいります。

盗難への備えとして、農機具共済への加入は有効な手段ですが、その加入については、盗難防止策の実施と併せて自助努力で行うべきであると考えています。

現状において、県として補助の実施は考えておりませんが、農業共済組合等と連携して、共済制度の周知に努めてまいります。

(農林水産部：産地振興課、農業経営課)

(7) 食糧自給率を上げること

1) 昨今のコロナ禍や国際紛争により、食料自給率38%の日本が輸出規制等で食糧危機に陥ることが顕在化しています。食の安全保障の観点から、自給率を上げる為の生産者への補助金増額や新設を行うと共に、農産物を買入れ、生活困窮者へ配給すること。

【回答】

国は令和2年3月に閣議決定された、食料自給率等を目標とする新たな食料・農業・農村基本計画において、担い手の育成・確保や農地の集積・集約化、農地の大区画化・汎用化、スマート農業の導入等により国内農業の生産基盤強化等に重点的に取り組むこととしております。

県においても、第2次県総合計画のもと、意欲ある担い手への農地の集積・集約化、人材の育成・確保に向けた経営の発展段階に応じた学びの場の提供等による経営管理能力の向上、ICT等を活用した効率的な農産物の生産技術の開発・導入促進等の各種施策を展開してまいります。

また、国においては、輸入依存度が高い小麦の安定供給体制を緊急的に強化するため、水田における麦生産の推進等を支援する、国産小麦供給体制整備緊急対策事業を実施しているところです。県においても同事業を活用し、国産小麦の生産拡大に努めてまいります。

(農林水産部：農業政策課、産地振興課)

生活困窮者向けの食糧支援については、一時生活支援事業において、一定の住居を持たない者に対し、食事の提供や宿泊場所の提供等を実施しております。

(福祉部：福祉政策課)

2) 国にも同様の要請をすること。

【回答】

国庫補助制度を活用し、一定の住居を持たない者に食事の提供や宿泊場所の提供等を実施する一時生活支援事業を実施しております。

(福祉部：福祉政策課)

1 1. 一刻も早い医療後進県からの脱却を

(1) 新型コロナウイルス感染のクラスター対応強化を

1) 今年に入ってから、医療機関だけでなく小・中学校や保育施設、高齢者施設、障がい者施設におけるクラスターが多発しています。また、新規陽性者のうち0～30歳までの比率が6～7割となっています。これにより茨城県の感染者数は下がりきらず、第7波の到来が懸念されています。クラスターを深刻化させず、またその家族への感染や生業への影響を最小限に抑えるため、次の検査に対し財政補助を行うこと。

①クラスターが発生した上記の学校・事業所および医療機関が「濃厚接触者」以外の者に自主的に行った PCR 検査および抗原・抗体検査。

②当該事業所の従業員および利用者・児童の家族が希望したPCR検査および抗原・抗体検査。

【回答】 1 1 - (1) - 1) ①、②

オミクロン株の特性を踏まえ、学校や事業所においては原則として濃厚接触者の特定は行わないこととしております。しかしながら、重症化リスクやワクチン接種状況などを勘案し、感染拡大を防止するために、高齢者・障害者福祉施設や学校において陽性者を確認した場合は、幅広に一斉検査をご案内しております。自主的に行った検査については、感染者との接触の度合いやその目的などが不明確であり、財政的な補助は難しいものと考えます。
(保健医療部：感染症対策課)

2) 茨城県は今年3月に過去最高の感染者数を記録し、保健所職員の疲弊や人員体制等の理由による保健所の対応能力に懸念が出ています。東京都では保健所が濃厚接触者の追跡を縮小し「みなし陽性」が導入される事態となりました。茨城県でも同様の事態とならないための対策を示すこと。

①今年1月からの各保健所担当職員の労働時間を示すこと。

【回答】

各保健所における、当該期間の1月1人当たりの平均時間外勤務時間数は、以下のとおりです。

保健所名	令和4年1月～令和4年4月の1月当たりの 平均時間外勤務時間数
中央保健所	26.7
ひたちなか保健所	24.9
日立保健所	25.8
潮来保健所	28.1
竜ヶ崎保健所	50.1

土浦保健所	39.1
つくば保健所	38.7
筑西保健所	48.0
古河保健所	56.6

(保健医療部：保健政策課)

②今後の感染拡大に備え保健所職員の増員をすすめ、職員の負担軽減と一層の機能強化をはかること。

【回答】

保健所の人員確保につきましては、感染症対策の中核を担う保健師の増員を計画的に行ってきており、ここ数年、採用数を増やしてまいりましたが、急激な感染拡大による業務量の増加への対応においては、他部署からの県職員の動員や、薬剤師・看護師・事務職の派遣などの外部委託を活用するとともに、業務の見直しも集中的に実施し、体制を強化してまいりました。

(保健医療部：保健政策課)

3) 依然としてPPE（個人防護具）が不足している事業所もあります。PPEの支給および費用補填の対象を、コロナ患者の受け入れ病院だけでなくすべての医療機関や介護施設とし、十分行きわたるだけの量を確保すること。

【回答】

医療機関につきましては、国のWEB調査システム（G-MIS）を基に、医療用資材の在庫状況を確認し、自己調達が難しい資材の供給を行っています。対象となるPPEは5物資（サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋）です。対象の医療機関は、コロナ入院患者受入れ医療機関のほかに、発熱等の症状を呈する患者を診療する診療検査医療機関も対象としております。

G-MISでSOSの申請をしていただければ、緊急配布条件を満たす機関に、国から速やかに資材が提供される体制となっています。

(保健医療部：薬務課)

医療機関に対する感染対策への費用補填としては、令和4年4月の診療報酬改定により、医科に対しては新たな加算の創設、歯科に対しては初診料等の増により実施されているところです。

(保健医療部：保健政策課)

感染者又は濃厚接触者が発生した介護施設等に対して、在庫の不足が見込まれるサージカルマスク、フェイスシールド、長袖ガウン、ゴム手袋などの防護具の購入費用等を助成しております。

また、国から供給された防護具等を県において備蓄し、介護施設等で感染が発生した

場合に、当該施設等における防護具等の不足を確認した上で、県が当該施設等に直接持ち込むなど迅速に支援しております。
(福祉部：長寿福祉課)

4) 第7波あるいは第8波に備えて、検査キットやワクチン検査パッケージを拡充できるよう準備すること。

【回答】

第6波での抗原検査キット不足時には、国は製造メーカーに増産要請を行うとともに、県は卸売業組合へ検査キットの確保を要請しました。現在は検査キットの流通は改善していますが、今後の感染拡大時に向けて、関係機関と連携して、検査キットの流通状況の把握や不足時の確保に努めてまいります。

なお、ワクチン検査パッケージ制度に関しては、国が制度設計するものでありますが、実施にあたり、柔軟な対応を可能にすることや、財政的な支援などを要望しているところですが、
(保健医療部：感染症対策課)

5) ワクチン検査パッケージ（6月30日まで無料と県が発表）を延長すること。

今年1月～3月に薬局にて無料の検査を実施しましたが、その後検査キットが不足し中止になりました。地域によっては実施している薬局がなく、検査を受けられないケースも散見されました。

再度の感染拡大に備えて、薬局もしくはその他の場所での無料の検査が実施できるよう方策を整えること。

【回答】

当初147箇所スタートした薬局等の無料検査ですが、令和4年5月25日現在、468箇所の薬局や医療機関にご協力をいただき、無料検査を実施しています。しかしながら検査拠点が少ない地域もあるので、引き続き検査に協力をいただける薬局や医療機関などの拡充に取り組んでまいります。

なお、ワクチン検査パッケージ制度の検査無料期間に関しては国が決定しますので、期間の延長を要望しているところですが、
(保健医療部：感染症対策課)

6) 2年にもわたる緊急事態体制で奮闘する医療機関に対し、空床補償などの財政支援を引き続き行うこと。

【回答】

これまで、感染症対策に係る国の交付金を最大限活用して、新型コロナウイルス感染症患者の受入病床を確保したことに対する補助（空床補償）や、感染防止対策に要する費用に対する補助、医療従事者に対する慰労金の支給、医療機器・感染防護資機材の提供など、医療機関に対する財政支援を行ってきたところです。

今年度につきましても、引き続き空床補償をはじめとする財政支援を実施するとともに、全国知事会等と連携して支援強化を国に要望してまいります。

(保健医療部：医療政策課)

7) 高齢者施設や障がい者施設に対し、クラスター発生等による財政支援を行うこと。またそのための財政措置を国に要求すること。

【回答】

利用者又は職員に感染者又は濃厚接触者が発生した介護サービス・障害者福祉サービス事業所等に対して、サービス継続を行うためにマスクや消毒液の購入費用のほか、感染等に伴う人員確保等、職員のサービス継続に係るかかり増し経費を助成いたしました。

また、重症化リスクの高い高齢者施設におきましては、病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養をした場合のかかり増し経費の補助を行いますが、さらに令和4年7月末まで、施設規模に応じて、施設内療養者が一定数を超える場合は、補助額を上乗せしております。

現在でも事業所等において新型コロナウイルス感染者の発生が見られるため、感染者が発生した事業所等に対し、かかり増し経費の助成などにより支援してまいりますほか、国に対しても、十分な財源を確保するよう要望するなど、働きかけてまいります。

(福祉部：長寿福祉課・障害福祉課)

8) コロナ禍の長期化により雇用情勢の悪化が懸念されており、さらに有病者の就業は一層厳しいものとなっています。私どもの調査(別添)においても、糖尿病やがん、呼吸器疾患等に経済的困窮や無保険状態が重なった場合、受診遅れによる死亡につながりやすいことが明らかになっています。生活保護受給条件の問題もあり、助かるいのちがみすみす失われるケースが後を絶ちません。経済的困窮者の医療を保障するため(経済的事由による手遅れ死亡を防止するため)、医療保険各法の規定による患者負担分を公費で助成する県独自の医療福祉制度の対象範囲を小児、妊産婦、ひとり親及び重度心身障害者以外にも拡充すること。もしくは無利息の医療費貸付制度等の救済制度を検討すること。

【回答】

県独自の医療福祉制度の対象範囲を小児、妊産婦、ひとり親及び重度心身障害者以外にも拡充することにつきましては、国の動向や実施主体である市町村の意向、本県の財政状況などを勘案しながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

(保健医療部：保健政策課)

無料低額診療事業や生活福祉資金などについて、周知・啓発に取り組んでまいります。

(福祉部：福祉政策課)

(2) 医師や看護師、介護士、保健師などの数について

1) 医学部定員削減に反対すること

昨年成立した「改正医療法」では、2023年度以降の医学部定員数を削減(地域枠を拡大)していくこととなっているが、根拠となる医師需給推計も医師の労働時間は過労死ラインの2倍にもなる働き方が前提となっています。茨城県は人口10万人当たりの医師

数が依然として全国最下位レベルであり、将来的にも医師不足解消は容易ではないことから、引き続き医師養成定員を減らさないよう国に要望すること。

【回答】

本年度の国への要望において、以下のとおり要望しております。

(要望先：厚生労働省、文部科学省)

医師の確保に当たって、単に地域間の医師の奪い合いを招くことのないよう、また、新型コロナウイルスなどの新たな感染症が発生した場合においても地域の医療提供体制を確保できるよう、これまで臨時的に増員された大学医学部における定員を恒久的な措置とするとともに、医学部新設や既設医学部の大幅な定員増など、医師数全体の底上げを図ること。
(保健医療部：医療人材課)

2) 看護師、介護士、その他医療介護スタッフについても、養成人数、就業人数を確保する政策を行うこと。また国にそれを要望すること。

【回答】

看護職員の確保につきましては、県立医療大学及び県立看護専門学校の運営を行うとともに、民間看護師等養成所に対する運営費や施設整備費の補助、県内の看護職員不足地域に就業しようとする看護学生向けの修学資金貸与制度等により養成の促進に努めております。

また、養成の促進と合わせて、離職防止を図るため、病院内保育所の運営費に対する補助や新人看護職員研修への支援を行うとともに、就業希望の潜在看護職員が円滑に再就業できるよう就業相談や研修支援を行うなど総合的な確保対策に取り組んでいるところであり、特に再就業の支援については、国に対して要望を行っているところです。

(保健医療部：医療人材課)

介護人材を確保するため「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」の3つの視点から様々な取組を進めております。

参入促進として、介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るため、介護に関する入門的研修の実施(R3実績:91名修了)や求職者を施設・事業所に派遣し、派遣期間中に研修を受講させ、知識・技術を習得させることにより、その後の直接雇用に繋げる介護人材育成事業等を実施(R3実績:152名直接雇用)し、未経験者の参入や有資格者の再就職の促進等を図っております。

資質の向上として、複数の介護事業所等が合同して行う研修費用の助成(R3実績:271事業所が参加)や介護福祉士養成施設が実施する介護職員等のキャリアアップの研修費用の助成(R3実績:2,059名参加)等により、介護職員のキャリアパス、スキルアップの促進等を図っております。

労働環境・処遇の改善として、施設管理者を対象に勤務環境改善セミナーを開催することで、労働環境や処遇の改善の意識を高め、魅力ある職場づくりを促進してまいります。
(福祉部：福祉政策課)

3) 医療介護職の就業状況の変化について

①「コロナ禍」を経て、就業状況に変化があればその実数や分析を示すこと。また、それを踏まえた上で、就業者をどのように確保するか方針を示すこと。

【回答】

日本看護協会による令和2年の調査によれば、看護職員の離職率は、本県も含めまして全国的にも上昇傾向にあります。本調査の対象期間は、令和元年4月から令和2年3月の新型コロナウイルス感染症流行の初期の時期であることから、コロナ禍の影響については、今年度中に公表される最新の調査結果を踏まえて分析することとしております。

また、離職防止については、新型コロナウイルス感染症に関連した医療従事者のメンタルヘルス対策として電話相談窓口を設置するなど、引き続き取り組んでまいります。

○看護職員の離職率（％）

年度		H27 (2016年調査)	H28 (2017年調査)	H29 (2018年調査)	H30 (2019年調査)	R1 (2020年調査)
看護職員 全体	全国	10.9	10.9	10.9	10.7	11.5
	茨城県	10.0	10.0	10.5	9.0	12.1

出典：日本看護協会「病院看護実態調査」
(保健医療部：医療人材課)

本県における介護職員数は、令和元年度は42,001人に対し、令和2年度は43,122人と1,121人増加しております。(厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」)

しかし、超高齢社会の急速な進展により、介護サービスの利用者が増加していく中、少子化による生産年齢人口の減少により、介護人材はますます不足しておくものと思われれます。引き続き、介護人材の確保対策に努めてまいります。(福祉部：福祉政策課)

②昨年回答で「院内保育所」の運営費補助の支援をしたとありますが、実績をしめすこと。

【回答】

病院内保育所を運営する医療機関に対しまして、保育士や保育児童の数などに応じて、運営費の一部を補助しており、令和3年度におきましては、病院内に保育施設を設置する68医療機関のうち、補助要件を満たす51医療機関に対して補助を実施したところです。
(保健医療部：医療人材課)

(3) 茨城県医師確保計画の進捗状況について

1) 全国平均の半分にも満たない常陸太田・ひたちなか、鹿行、筑西・下妻の医療圏における医師確保状況、および全県における産科、小児科について令和3年度の医師確保状況を簡潔に示すこと。

【回答】

県では、医師確保計画（R2～R5年度）において、政策医療を担う地域の中核的な

医療機関の医師を確保することにより、地域医療を守るため、「最優先で医師確保に取り組む医療機関・診療科」の医師の確保を数値目標として位置付け、現在、速やかな治療等を要する政策医療を担う医療機関・診療科について、令和4年度末を期限とした第2次目標の達成に向け医師の確保に取り組んでいるところです。令和3年度の状況は、以下のとおりです。産婦人科については令和2年度までに目標として設定した必要医師数を確保しております。

二次医療圏	医療機関名	診療科	必要 医師数	医師 確保数	R3確保数 ※医師確保数の 内数
常陸太田・ ひたちなか	常陸大宮済生会病院	循環器内科	1人	0.2人	—
鹿行	小山記念病院	循環器内科	2人	—	—
		産婦人科	2人	2人	—
	神栖済生会病院	整形外科	1.5人	2人	2人
筑西・下妻	茨城県西部メディカルセンター	循環器内科	1人	—	—
合 計			7.5人	4.2人	2人
※（ ）内は産婦人科・小児科の人数			(2人)	(2人)	(—)

また、専攻医プログラムにおける本県の令和3年度採用決定者数（令和4年度採用者数）は、全科総数で138人、うち産婦人科は5人、小児科は10人となりました。全科総数に占める割合は、小児科が全国平均を上回り、産婦人科が全国平均を下回りましたが、過去3年間の合計では、両科とも全国平均を上回っております。

区分	R4			R2～R4		
	R4採用者 数	全科総数に 占める割合	全科総数	R2～R4 採用者数	全科総数 に占める 割合	全科総数
産婦人科	5人 (517人)	3.6% (5.5%)	138人 (9,448人)	25人 (1,468人)	5.9% (5.3%)	425人 (27,705人)
小児科	10人 (551人)	7.2% (5.8%)		27人 (1,662人)	6.4% (6.0%)	

※（ ）内は全国の数値

(保健医療部：医療人材課)

2) R3年度の県内高校生の医学部進学と県内への定着状況について簡潔に示すこと。

【回答】

R3年度には、前年度(157名)を上回る167名の県内の高校生が医学部に入学しております。

また、医師は、臨床研修を行う都道府県に研修後も勤務する傾向がみられますが、令和3年度の医師臨床研修のマッチ者数(令和4年度臨床研修開始の臨床研修医)は、平成16年度の制度開始以降、過去最高の178名となりました。

【本県の臨床研修医のマッチ者数の状況】 (人)

区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3
マッチ者数	156	162	169	166	172	178

さらに、県では、現在、地域枠等の修学資金貸与制度により、医師不足地域等を中心に将来の地域医療を担っていただける医師の養成に取り組んでおり、R4年度からは、県外大学との連携を進め、地域枠を全国トップレベルの61名まで増員したところです。

【本県地域枠設置大学】 (人)

大学名	R3定員	R4定員	増減
筑波大学	36	36	—
東京医科歯科大学	2	2	—
東京医科大学	8	8	—
日本医科大学	2	2	—
杏林大学	2	2	—
帝京大学	1	1	—
北里大学	2	4	+2
順天堂大学	—	2	+2
昭和大学	—	4	+4
計	53	61	+8

【修学資金貸与状況等 (R4.4.1現在)】 (人)

区分	開始年度	在学者	その他 (国試対策中等)	医師			合計
				義務内	義務明け	計	
地域医療医師修学資金(地域枠)	H21	259	1	172	—	172	432
医師修学資金(一般)	H18	86	1	52	49	101	188
海外対象医師修学研修資金(海外)	H29	42	2	6	2	8	52
合計		387	4	230	51	281	672

県では、引き続き、県内の高校生が、医学に興味を持ち、本県医療の状況への理解を深められるよう、県内の高等学校における現役医師等の講演や修学資金貸与制度の説明会、医学コース設置校を対象とした病院見学会等を実施するとともに、国の動向を注視しながら、県内外の大学との連携をさらに進め地域枠の新增設に取り組むことで、県内の高校生の医学部進学と県内への定着を図ってまいります。

(保健医療部：医療人材課)

(4) 地域医療構想について

厚生労働省が2020年1月に公表した「再編・統合の議論が必要と判断した440病院」には感染症指定医療機関が53カ所も含まれていました。また、地域医療構想による病床削減を進めた大阪府では、症状が悪化しても入院できない「医療崩壊」がおき、「自宅療養死」は28人(2021.6現在、その後調査なし)にもものぼり、医療現場では「いのちの選別」(ト

リアージ)が行われました。「自宅療養死」は28人(2021.6現在、その後調査なし)にも
のぼりました。茨城でも1名が「自宅療養」中に亡くなっています(「基礎疾患があったが
入院不要」との判断)。他県の自治体からも、コロナ禍で医療機関の再編・統合を進める
ことに大きな懸念が示されました。

1) 病床数の推移について下記の表にご記入ください。

【回答】

医療機能	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
高度急性期	1,791	1,842	1,453	1,396	※調査中
急性期	13,811	13,283	13,130	13,199	※調査中
回復期	2,260	2,667	2,724	2,802	※調査中
慢性期	6,426	6,438	6,490	6,258	※調査中
休棟中	1,237	1,206	1,144	1,265	※調査中
合計	25,525	25,436	24,941	24,920	※調査中

(保健医療部：医療政策課)

2) 各2次医療圏における地域医療構想調整会議での「再編・統合」の進捗状況を簡潔に
示すこと。

【回答】

人口減少・少子高齢化の進行に伴い、変化する医療ニーズに的確に対応できる
医療提供体制の整備のため、各地域医療構想調整会議においては、地域医療構想
の推進のための議論を進めているところです。

その中で、例えば、石岡地域においては医師不足等により事業継続が困難となった石
岡市医師会が他法人に事業譲渡するなど、再編の動きが出てきているところです。

今後も、地域における適切な医療提供体制が維持できるよう、必要な再編等について、
県としても支援してまいります。

(保健医療部：医療政策課)

3) 昨年の回答では、この440病院に含まれる本県の笠間市立病院、水府病院、村立東
海病院、国立病院機構霞ヶ浦医療センターについて、「あらためてあり方の検討を進め
る」とありましたが、その後の検討状況を示すこと。

【回答】

再編・統合の議論が必要とされた県内4病院については、現状において、地域
で求められている役割を適切に担っているところと認識しておりますが、各病院
のあり方については、今後、地域医療構想に関する取組を進める中で引き続き検
討してまいります。

(保健医療部：医療政策課)

4) 茨城県の医療機関に給付された「病床削減支援給付金」について、これまでの総額を
示すこと。

【回答】

地域医療構想を推進するため、過剰とされる急性期病床等の削減を図る医療機関に対し

て支援する「病床機能再編支援事業」の交付実績については以下のとおり。

・ 49, 932千円（令和2～3年度の2年間）

（保健医療部：医療政策課）

5) 地域医療構想の推進による病床削減を中止すること。

【回答】

地域医療構想について、令和2年12月に取りまとめられた国の検討会の報告では、新型コロナウイルス感染症への対応が続く間も、人口減少・少子高齢化は着実に進み、地域医療構想の背景となる中長期的な見通しは変わらないとされ、質が高く、効率的な医療提供体制を維持していくためには、引き続き地域医療構想の取組を着実に進めていく必要があるとされております。

県では、こうした考え方や新型コロナウイルス感染症対応で得られた知見などを踏まえながら、病床の削減や転換ありきではなく、診療科や医療従事者の状況などの地域の実情を勘案し、将来の医療需要に対応できる医療提供体制について協議を進めてまいります。

（保健医療部：医療政策課）

(5) 安心できる高齢者の医療・介護について

1) 介護報酬、介護保険料について

①年間の介護事業所の増加数・減少数について、直近のデータを示すこと。また、減少の原因を示すこと。

【回答】

令和3年度の介護事業所の新規指定（医療機関等のみなし指定を除く）は197事業所、廃止は105事業所となっております。

県指定の事業所数で最も減少したサービスは訪問介護（19事業所）であり、減少の主な原因は、人員基準を満たさなくなったためとなっております。（福祉部：長寿福祉課）

2) 介護・障害福祉職場の労働条件の改善について

①グループホームや小規模施設での1人夜勤について

この間、安全対策上の問題点（例：避難誘導は1人では出来ない）、労務管理上の問題点（例：1人夜勤では休憩・仮眠は取れず、実質「手待ち時間」になっており労働基準法に抵触する恐れがある）など、いわゆる「1人夜勤」の問題を取り上げてきました。例えば、夜勤の拘束時間が8時間であれば交代要員が来るまで休憩時間の取得を延期することは可能ですが、夜勤時間が12時間や16時間など長時間の場合は休憩や仮眠が取れずに働くことは法的にも問題です。「加算」で対応しているとの回答ですが、加算ではなく「基礎」にすべきと考えます。改めて介護保険法の人員配置基準を「1人夜勤」から「複数夜勤」に変更するよう国に意見を上げること。

【回答】

介護保険法に基づくグループホーム（認知症共同生活介護）につきましては、基準上、夜間及び深夜の時間帯に1ユニットにつき1名以上の夜勤職員を配置する必要がある

す。

また、グループホームは地域密着型サービスであり、市町村が指導等を行っているため、国からの情報等を市町村に提供してまいります。（福祉部：長寿福祉課）

障害者を対象としたグループホームには、障害のレベルによって支援の内容が異なる、「介護包括型」、「外部サービス利用型」、「日中サービス支援型」の3種類があります。

国の基準により、「日中サービス支援型」のグループホームにおいては夜間及び深夜の時間帯に1人以上の夜間支援従事者を置くこととなっております。

「介護サービス包括型」及び「外部サービス利用型」のグループホームについては、夜間の職員配置が必須ではありませんが、夜間及び深夜の時間帯に1名以上の夜勤職員を配置し、夜間の支援体制が確保されている場合は、夜間支援体制加算（Ⅰ）などの加算制度が設けられており、事業者による夜間の支援体制を確保する取組みが、サービス報酬に反映される制度となっております。

県におきましては、事業者に対してこれら加算制度を周知し、夜間の支援体制の拡充に努めるとともに、既に夜勤職員が配置されている事業所においては、適正な勤務体制のもとで夜間支援が行なわれるよう、申請時や実地指導において、職員の勤務体制等を確認し、適切な労働環境が確保されるよう努めてまいります。

（福祉部：障害福祉課）

②介護・障害者福祉施設への看護師の日雇い派遣について

2021年1月29日、厚生労働大臣の諮問機関にあたる労働政策審議会の部会で、介護・障害者福祉施設への看護師の日雇い派遣を認める労働者派遣法の政令改正案が了承されました。そもそも「日雇い派遣」は、適正な雇用管理が行われず、労働災害が多発していたことや、低賃金で不安定な雇用の原因となっていたことなどから、2012年の労働者派遣法の改正によって原則禁止とされました。

介護施設等で看護師の確保が困難となっているのは、労働時間の管理や労災防止措置などが不十分な労働環境と、低廉な賃金が根本的な原因であり、「日雇い派遣」の解禁では根本原因を放置することになりかねません。そして何より、利用者の個別性を尊重し多職種によるチームケアを重視する介護現場に「日雇い派遣」労働を導入することは、利用者や派遣される看護師、その他の職員に混乱と負担をもたらすことにもなりかねません。介護・福祉現場の人材確保をめぐって、さまざまな形で対策が打ち出されていますが、いずれも人材不足の根本的原因である労働環境と処遇改善から目を背けるもので、同時に労働者や利用者に一方的な負担を強いるものです。

(ア) 社会福祉施設への看護師の日雇い派遣が2021年4月1日より施行されましたが、県内の状況について事業所数や就業者数などの具体的な数値も含めて説明し、県の見解を示すこと。重ねて、県として、社会福祉施設への看護師の日雇い派遣の解禁に反対する意見を国に挙げること。

【回答】

県内の看護師の就業場所や就業者数、就業形態等の状況については、厚生労働省が公

表する2年に1回の隔年調査において分析しているところですが、直近の調査は令和2年12月末時点となっていることから、今後の調査結果を注視してまいります。

(保健医療部：医療人材課)

介護保険事業所における看護職員の配置基準については、雇用形態についての条件は求められていないため、事業者数や就業者数は把握しておりません。

(福祉部：長寿福祉課)

社会福祉施設等への看護師の日雇派遣については、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令」が公布され、令和3年4月1日より施行されたところであり、国の動向を注視してまいります。

(産業戦略部：労働政策課)

(イ) 看護師や介護従事者が働き続けられる大幅増員や介護報酬引き上げ、保険料や利用料負担軽減などを行うこと。

【回答】

介護報酬は、国が定めており全国一律となっております。

なお、令和4年2月から9月分までは、処遇改善支援補助金として、介護職員1人当たり9000円相当が支払われることになっており、10月以降についても、臨時の報酬改定が行われ、介護職員等ベースアップ等支援加算が設けられることになっております。

また、職員の賃金改善につながる処遇改善加算について、加算を取得していない事業者等に対し、処遇改善加算取得促進支援事業等により、加算の取得を働きかけてまいります。

(福祉部：長寿福祉課・障害福祉課)

12. 「皆保険」をまもり国民健康保険制度を再生させる

新型コロナウイルスの感染が広がって「医療崩壊」もいわれるようになりました。この間の社会保障削減で安心して医療を受けられなくなったことが一つの要因ではないかと考えます。安心して医療を受けられるようにするために国保が生存権を保障する社会保障制度としての機能を果たすことができるようにする必要があります。

(1) 国に対する大幅な財政支援拡充を継続して要請されていると考えますが、この1年間の状況を明らかにすること。

【回答】

国民健康保険の安定的な運営を確保するため、高齢化の進展等に伴い今後も医療費の伸びが見込まれる中、国保制度が将来にわたり持続可能な制度となるよう、国が責任を持って、保険料負担の平準化や都道府県への財政支援策等を講じ、医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図るよう、全国知事会とも連携しながら、国に対して要望しているところです。

なお、国への要望の結果、子どもの均等割保険料(税)については、令和4年度から未就学児を対象に、その5割を公費により軽減することとなりました。

(保健医療部：保健政策課)

(2) 平成2年度と令和3年度の保険料(税)額の比較した結果を明らかにすること。

【回答】

令和3年度保険料(税)調定額については、現在市町村において取りまとめを行っているため、県では把握できておりませんが、令和3年度に保険料(税)率を改定した市町村は1市あり(高萩市)、改定により1人当たりの保険料(税)は減少する見込みです。

(保健医療部：保健政策課)

(3) 市町村が納める県への「納付金」が過大とならないよう県が国保会計への補助を強化し、保険税(料)の引下げにつながるようにすること。市町村が国保へ補助しようとしたときには妨げないようにすること。

【回答】

県では、国保財政の安定化を図るため、令和4年度当初予算において、国保への財政支援として約229億円を予算措置しているところです。

なお、国保財政は、法定の公費と保険料(税)により運営されるべきものであると考えており、国保財政の健全な運営を図りつつ、保険料(税)の負担軽減を図るためには、県が法定外の一般財源を投入するのではなく、国において更なる財政基盤の強化を含む制度をつくっていくべきであると考えております。国に対しては、医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図るよう、引き続き要望してまいります。

(保健医療部：保健政策課)

(4) 県として国保料(税)の高額化を克服するために今年度は具体的にどのような努力をされているか、明らかにすること。

【回答】

市町村国保においては、低所得者世帯の負担軽減を図るため、保険料(税)の軽減措置を実施しており、当該軽減相当額は公費で負担することとされています。県では、公費負担のうち4分の3を負担しています。

なお、低所得世帯が多いことにより、他の世帯の負担が過重とならないよう、軽減措置の対象となった低所得者数に応じて財政支援することとされています。県では、その支援額のうち4分の1を負担しています。

また、令和4年度から未就学児の均等割額の5割を公費により負担することとされています。県では、その軽減額のうち4分の1を負担しています。

(保健医療部：保健政策課)

(5) 担税能力に応じた課税と納税への理解を得る努力、減免制度の活用などを通じて、徴収強化とならないようにすること。

【回答】

国保財政は、法定の公費と保険料(税)により運営されるべきものと考えており、安

定的な運営を確保するためには、被保険者に保険料（税）を納めていただく必要があります。

保険料（税）の徴収にあたっては、資力があるにもかかわらず保険料（税）を滞納するなどといった悪質な滞納者には厳しく対応しつつ、低所得世帯に対しては保険料（税）の減額措置を講じるなど、適正な保険料（税）の徴収に努めるよう、市町村に対して指導してまいります。（保健医療部：保健政策課）

(6) 子どもが多ければ多いほど負担が増えて少子化対策にも逆行する「均等割」の廃止に向けた取り組みの令和3年度における進展を明らかにすること。また現在均等割負担に苦しむ加入者の負担軽減のために、県の財政援助による均等割の減免を行うこと。

【回答】

国への要望の結果、子どもに係る保険料（税）の均等割については、令和4年度から未就学児の均等割額の5割を公費により軽減することとなりました。県では、その軽減額の4分の1を負担することとなっております。

一方、軽減対象が未就学児に限られていることから、対象を拡充するよう、全国知事会とも連携しながら、国に要望してまいります。（保健医療部：保健政策課）

(7) 小学校6年生までとなっている外来への助成を入院と同様高校3年生まで拡大するなどマル福制度を拡充・充実させること。

【回答】

小児マル福制度の今後の拡充につきましては、国の動向や本県の財政状況などを勘案しながら慎重に検討してまいりたいと考えております。（保健医療部：保健政策課）

(8) 国保料(税)減免制度の周知について、インターネットや県、市町村広報に限定するのではなく、窓口や直接訪問して国保加入者と応対する際に減免制度を周知徹底するとともに、払える国保料(税)となるよう減免制度の拡充を市町村に助言するよう要求してきました。コロナ禍のなか国保料(税)の減免や納付猶予の特例を国が行っているのに市町村が応じない事例があり、その要因として制度を熟知していない可能性があることと報道されており、市町村に対する県の助言はますます重要性を増していると考えます。この1年間でどのような進展があったか明らかにすること。

【回答】

県においては、市町村国保に対し、保険料（税）の減免制度の周知徹底を図るとともに、減免に係る被保険者からの御相談に適正に対応するよう指導を行っております。

市町村国保における令和2年度の減免額は、616,355千円です。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯等に対する減免額は、令和元年度分については63,114千円、令和2年度分については526,186千円、令和3年度分については137,157千円となっております。（保健医療部：保健政策課）

(9) 各市町村の被保険者数、滞納額、滞納者数、短期保険証発行数、資格証明書発行数

について最新の統計を明らかにすること(類似の調査結果があればその開示を)。滞納があるからといって安易に被保険者証を交付しないという対応を行うことのないよう市町村に助言すること。

【回答】

各市町村の令和2年度の未収額については以下のとおりです。

保険者名	未収額(円)	保険者名	未収額(円)	保険者名	未収額(円)
水戸市	547,532,684	東海村	28,599,526	利根町	20,554,712
日立市	221,173,560	那珂市	55,702,993	つくば市	385,714,348
土浦市	336,409,158	常陸大宮市	33,802,729	ひたちなか市	99,365,807
古河市	253,548,627	大子町	26,148,250	城里町	28,363,441
石岡市	114,425,536	鹿嶋市	86,924,341	稲敷市	53,105,174
結城市	68,644,910	神栖市	151,799,314	坂東市	102,029,867
龍ヶ崎市	97,803,392	潮来市	37,944,668	筑西市	218,092,049
下妻市	49,492,733	美浦村	16,412,235	かすみがうら市	76,727,697
常総市	122,987,227	阿見町	78,396,553	行方市	23,021,125
常陸太田市	31,586,905	牛久市	96,907,349	桜川市	56,885,722
高萩市	26,923,620	河内町	16,507,513	鉾田市	93,667,733
北茨城市	52,894,461	八千代町	41,931,826	つくばみらい市	48,437,298
取手市	137,472,203	五霞町	15,227,810	笠間市	132,813,378
茨城町	49,776,714	境町	67,255,325	小美玉市	85,461,363
大洗町	43,701,852	守谷市	55,450,254	市町村計	4,387,623,982

また、各市町村の令和3年6月1日現在の国民健康保険料(税)滞納世帯の状況については以下のとおりです。

市町村名	国保世帯数	滞納世帯数	短期被保険者証 交付世帯数	被保険者 資格証明書 交付世帯数
水戸市	36,333	9,994	2,720	0
日立市	21,687	3,049	114	6
土浦市	20,852	2,644	1,841	0
古河市	21,257	3,995	669	336
石岡市	11,047	581	565	51
結城市	7,638	985	55	50

龍ヶ崎市	11,406	482	481	1
下妻市	6,410	244	205	32
常総市	9,335	1,286	352	164
常陸太田市	7,785	358	129	64
高萩市	4,170	321	83	11
北茨城市	6,258	545	224	52
取手市	16,485	2,724	273	114
茨城町	5,245	543	106	49
大洗町	2,833	358	138	0
東海村	4,148	305	99	9
那珂市	7,765	986	170	44
常陸大宮市	6,755	669	179	19
大子町	3,096	299	123	0
鹿嶋市	10,386	894	291	119
神栖市	13,521	1,810	497	78
潮来市	4,488	158	53	105
美浦村	2,420	217	53	2
阿見町	6,830	959	321	45
牛久市	11,872	887	481	0
河内町	1,416	128	27	19
八千代町	3,949	589	79	24
五霞町	1,328	73	52	2
境町	3,825	228	194	0
守谷市	7,869	620	121	90
利根町	3,050	261	40	38
つくば市	28,976	3,203	515	11
ひたちなか市	19,011	1,653	237	99
城里町	3,171	229	138	8
稲敷市	6,844	821	209	28
坂東市	8,721	937	610	88
筑西市	15,424	1,467	416	37
かすみがうら市	6,154	617	381	0
行方市	6,047	1,040	9	12
桜川市	6,450	1,206	243	45
鉾田市	10,670	812	810	2
つくばみらい市	6,541	425	199	5
笠間市	11,543	1,283	443	34
小美玉市	7,654	1,462	239	61

市町村計	418,665	52,347	15,184	1,954
------	---------	--------	--------	-------

県においては、市町村国保に対し、各世帯の抱える特別な事情の有無の把握を適切に行い、特に子どものいる世帯への交付に際しては、よりきめ細かな対応を心がけるよう、助言を行っているところです。（保健医療部：保健政策課）

(10) 新型コロナウイルス感染が昨年より広がっており、国保加入者が仕事を休まざるを得なくなり収入が途絶える事態が広がることが考えられます。コロナ禍がなくても女性の国保加入者は出産による休業で収入が途絶えることが考えられます。国民年金では産前産後休業に伴う収入減があった際に保険料を免除する制度が創設されていますし、コロナ禍による収入減を理由とした保険料免除等の措置も行われています。国保に傷病手当・出産手当を創設するか、傷病や出産に伴う収入減に対する減免制度を創設すること。

【回答】

市町村国保において、傷病手当金や出産手当金は任意給付とされており、現在、県内の市町村国保で出産手当金を条例に規定しているところはありません。

なお、傷病手当金については、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する支給に関して、県内の全市町村で条例等が制定され、令和3年度末時点で39市町村において21,762,692円が支給されています。

また、その他傷病等に基づく収入減に対しては、保険税の徴収猶予や減免が対応策として考えられますが、これらについては、被保険者の状況等を勘案しながら各市町村において適切に対応するよう、助言を行ってまいります。（保健医療部：保健政策課）

(11) 国保料(税)の収納率が向上した保険者に交付金を与える「保険者努力支援制度」は通常であっても行うべきではないと考えますが、コロナ禍の現在にあっては従来に増して行うべきではありません。国に中止を働きかけること。

【回答】

国民健康保険制度における保険者のインセンティブ機能を担う「保険者努力支援制度」については、評価の在り方など制度の運用については、地方と十分に協議を行い、インセンティブ機能として有効となるように、全国知事会と連携し国へ要望しているところです。（保健医療部：保健政策課）

1 3. 幼児教育・保育の「無償化」による矛盾を解決し、さらなる保育の拡充

(1) 保育所・認定こども園での集団感染から子どもを守るため、保護者が仕事を休んでも生活に支障がないよう、十分な休業補償等を行うこと。

【回答】

国では、保育所等が臨時休校した場合等に、その保育所等に通う子の保護者である労働者が取得した賃金相当額を事業者に助成する、「小学校休業等対応助成金」を設けております。また、労働局から当該助成金の活用の働きかけを行うも、事業主が応じない場合に「休業支援金・給付金」を労働者が直接申請することができるほか、いわゆるフ

リーランスの方も「小学校休業等対応支援金」を申請できることとなっており、働く保護者の方が幅広く対象となりますので、同制度の活用を周知してまいります。

(産業戦略部：労働政策課)

(2) 保育士・保育教諭の賃金を改善するため、全産業平均賃金との格差を抜本的に解消する実効性のある特別対策を緊急に行うこと。

【回答】

保育士・保育教諭の賃金改善については、国に対して勤務実態に即した公定価格を定めるよう要望しております。併せて、制度の周知や市町村への指導助言、未実施施設への出前講座を行うなど、全施設で処遇改善加算が実施されるよう、引き続き制度推進に努めてまいります。

(福祉部：子ども未来課)

(3) 憲法、子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)、児童福祉法第24条第1項の「市町村保育実施義務」など、児童福祉法に基づき、国及び地方自治体は、子どもが豊かに成長、発達する権利を保障すること。また、国、自治体が責任をもって、すべての子どもが等しく保育を受けられるように、「子ども・子育て支援新制度」について抜本的な見直しを行うこと。

【回答】

児童福祉法第24条により市町村に保育の実施義務があることから、必要に応じて市町村に指導してまいります。

また、「子ども・子育て支援新制度」については、国の「子ども・子育て会議」において、制度全般の見直しを5年後を目途に行うべきとされたことから、国の動向を注視してまいります。

(福祉部：子ども未来課)

(4) 国、自治体が保育の実施主体としての役割を果たして、保育を必要とする人が必要な保育を受けられるよう保障すること。

1) 国の待機児童の定義を、希望する保育所等に入れなかった子どもを把握できるように改めること。

【回答】

待機児童の定義につきましては、厚生労働省より、保護者の意向や状況などを丁寧に把握し、適切な保育の提供が行われるための「寄り添う支援」を実施したうえで、待機児童に区分するよう通知されているところです。

待機児童に区分するかどうか一義的に判断するのは市町村であることから、国通知を踏まえた適切な判断を行うよう各市町村に働きかけてまいります。

(福祉部：子ども未来課)

2) 希望者全員が居住する地域で入所できるよう、公立および社会福祉法人の認可保育所を増やし整備すること。また、そのための予算措置を十分講じること。

【回答】

待機児童の速やかな解消を図り、地域において十分な幼児教育・保育サービスが提供できるよう、施設整備や保育サービスの提供に必要な額を確保するよう国に強く要望するとともに、安心こども基金や国の「保育所等整備交付金」を活用し、保育所等の整備による保育の受け皿拡大を引き続き進めてまいります。（福祉部：子ども未来課）

3) 待機児童の解消を理由に、いわゆる「詰め込み」など最低基準の緩和を行わないこと。また、自治体として独自に最低基準を改善して運営している自治体に、国基準への引き下げ等による「詰め込み」の要請は行わないこと。

【回答】

保育施設において、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準が確保されるよう、基準の運用に努めております。市町村における最低基準の運用につきましては、できる限り市町村の判断を尊重しながら、適切に対応してまいります。

（福祉部：子ども未来課）

4) 少子化等を理由とする認可保育所や公立保育所の統廃合等を行わず、現行の職員配置や施設を維持・改善して行き届いた保育を実現させるため、最低基準の改善や財政的な措置を国の責任で行うこと。

【回答】

認可保育所や公立保育所の設置・運営等については、設置主体である市町村の判断になりますが、適切な職員の配置や施設の維持・改善を進めるよう、必要に応じて市町村に指導助言してまいります。

（福祉部：子ども未来課）

5) 過疎地に対し、子どもが減少しても公立保育所を維持し続けられる予算措置を行うこと。

【回答】

公立保育所の設置・運営等については、設置主体である市町村の判断になりますが、地域において十分な幼児教育・保育サービスが提供できるよう、必要に応じて市町村に指導助言してまいります。

（福祉部：子ども未来課）

(5) 子どもの豊かな成長・発達の権利を保障できない企業主導型保育事業を抜本的に見直すこと。また、既存の公的保育制度を最大限生かすことや、国・市区町村の責任による保育政策の拡充が図れるよう保育制度の改善・拡充と財源確保を進めること。

【回答】

企業主導型保育事業につきましては所管は内閣府であり、県（権限移譲済の場合は各市町村）では、児童福祉法、認可外保育施設指導監督基準に基づき、指導・監督を行っております。また、事業の助成主体である公益財団法人児童育成協会が、定期的に指導・監査等を行っております。

（福祉部：子ども未来課）

(6) 保育士不足を解消し必要な保育士を確保するため、国、自治体の責任で抜本的な対策を行うこと。

1) 保育は有資格者で行うことを基本とし、「保育の質」を確保すること。

【回答】

配置基準の見直しについては検討しておりませんが、引き続き、現場の実情等を踏まえながら、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

(福祉部：子ども未来課)

2) 保育士は正規職員を配置することを原則とし、非常時にも対応できるよう配置基準を抜本的に改善し、有資格者を配置して、働き続けられる労働条件を確保すること。

【回答】

配置基準の見直しについては検討しておりませんが、引き続き、現場の実情等を踏まえながら、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

(福祉部：子ども未来課)

3) 公立保育所の非正規保育労働者の実態を調査し、正規職員との「同一労働同一賃金」原則を踏まえた抜本的な賃金・労働条件の改善を行うこと。

【回答】

公立保育所の被雇用者の賃金については、雇用者である市町村が判断しておりますが、必要に応じて市町村に指導助言してまいります。

(福祉部：子ども未来課)

(7) 公立保育所を公立のまま存続させ、拡充を図ること。

1) 市区町村の保育実施責任を後退させる公立保育所の民営化を行わず、公立保育所を拡充させるよう責任を果たすこと。

【回答】

公立保育所の設置・運営等については、設置主体である市町村の判断になりますが、必要に応じて市町村に指導助言してまいります。

(福祉部：子ども未来課)

2) 公立幼稚園の民営化及び直接契約となる認定こども園化の誘導や押し付けを行わないこと。

【回答】

公立幼稚園の存廃や運営については設置者である市町村が判断しております。

(福祉部：子ども未来課)

(8) 施設等の最低基準を改善すること。

1) 国を上回る面積基準など、市区町村が保育の質の確保のために独自に定めている基準を尊重すること。

【回答】

県としましては、市町村が保育の質を確保するための独自の基準を尊重しております。

(福祉部：子ども未来課)

2) 3歳児未満の給食・調理業務の外部委託は認めないこと。

【回答】

食事の提供の基準の見直しについては検討しておりませんが、引き続き、現場の実情等を踏まえながら、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

(福祉部：子ども未来課)

(9) 保育所等の運営費、施設整備費用を公費で十分に保障すること。

【回答】

施設給付費や施設整備費について、引き続き、必要な予算を確保してまいります。

(福祉部：子ども未来課)

(10) 施設利用や保育時間を改善すること。

1) 保育時間の「標準時間」「短時間」の区分をなくし、11時間に一本化すること。

【回答】

保育時間の一本化については、国の「子ども・子育て会議」において、区分の在り方について引き続き検討すべきとされたことから、国の動向を注視してまいります。

(福祉部：子ども未来課)

2) 直接契約施設において事業者が正式な利用申し込みを拒める「正当な理由」の内容について、市区町村が保育実施義務を果たし、保育に格差が生じないように見直しを行うこと。

【回答】

認定こども園等の直接契約施設を含め、2・3号認定子どもについては、全て市町村による利用調整を経て、利用先の施設・事業が決定される仕組みとなっておりますので、適切に運用されるよう、必要に応じて市町村に指導してまいります。

(福祉部：子ども未来課)

3) 育児休業取得により上の子を退園させることがないように、国として必要な措置を取り、自治体等に周知すること。

【回答】

保護者が育児休業となった場合に休業開始前に既に保育所へ入所していた児童については、厚生労働省通知において、児童福祉の観点から必要があると認める場合には、地域における保育の実情を踏まえた上で、継続入所の取扱いとして差支えないものとされております。

この通知を踏まえ、当該児童の継続入所について配慮するよう、必要に応じて市町村に指導等を行っております。

(福祉部：子ども未来課)

(11) 障害児保育事業に、十分な財政を保障すること。

【回答】

障害児保育事業につきましては、その財源が市町村へ地方交付税で措置されており、保育の実施主体である市町村の判断により実施されております。

また、平成27年度から保育所等が障害児を受け入れ、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、療育支援加算として運営費に上乗せされ、対象となる施設には加算されております。
(福祉部：子ども未来課)

(12) 医療的ケア児の受け入れにあたっては、看護師を配置すること。

【回答】

国の医療的ケア児保育支援事業を活用し、市町村における看護師確保を支援してまいります。
(福祉部：子ども未来課)

14. コロナ禍においても子どもの学ぶ権利を大切にすることを

(1) オミクロン株は子どもへの感染力も強く、県内の学校施設でもクラスターが多数発生しています。12歳以下へのワクチン接種も始まりましたが、アレルギーや副反応などの心配もあり保護者も不安を抱えながら対応しています。子どもから保護者への家庭内感染は止めることが難しく、濃厚接触者として外へ出ることも、働くこともできなくなります。

1) 教員の定期的PCR検査をしているか明らかにすること。

【回答】

教員を対象とした定期的なPCR検査は行っておりません。なお、教員が体調不良等によりPCR検査を受けた場合には、検査結果が判明するまで自宅待機とするなど、感染症のまん延を防ぐための措置をとっております。

(教育庁学校教育部：保健体育課)

2) 濃厚接触者は速やかにPCR検査できるようにすること

【回答】

オミクロン株が主流となり、現在、保健所が特定する濃厚接触者を除き、学校内での濃厚接触者の特定は行われておりません。なお、陽性者が発生した小学校において、陽性者と接触頻度が高い者で無症状の者のうち希望する者については、学校を通じてPCR検査や抗原検査を受けることができる体制を整備しています。

(教育庁学校教育部：保健体育課)

(2) 学校給食について

長引くコロナ禍や円安などロシアによるウクライナ侵攻も重なり、物価の高騰は家計を圧迫しています。また、格差が拡大し、毎日の学校給食が唯一の食事という子どももいる中、給食の充実には欠かせません。県として、学校給食の無料化を進める必要があります。

学校給食は、安心安全な食材で、子どもの健康と成長発達と食育教育の充実、また、地産地消、食料自給率を上げ、地球環境を守り、持続可能な社会を実現することにつな

がると考えます。

また、学校給食は、学校教育の一環としておこなわれ、セーフティネットの機能も有しています。また、国際情勢によって食の供給や安全がおびやかされないよう、公的な支えが求められています。文科省は4月5日の事務連絡で食材高騰による給食費の値上げに対して「地方創生臨時交付金」を活用し、また、4月28日には局長名で、学校給食の負担軽減として、「必要な支援を迅速に行う」取り組みをと事務連絡を出しました。

1) 学校給食費を無償にすること。

【回答】

学校給食費については、学校給食法第11条に基づき保護者が負担することとされており、学校設置者等が金額を決定しております。

しかしながら、保護者負担軽減のため、困窮家庭においては生活保護や準要保護の制度があり、各市町村において手続きを案内するなどの働きかけが行われております。

また、市町村において、ひとり親世帯や、第2子、第3子への給食費の公費負担を行うなどして保護者負担を軽減したり、地元の食材を使用する場合に食材費を助成したりするなどの取り組みが行われており、施策の特色となっております。

県としましては、今後も学校給食費に関する実態の把握に努め、各市町村に情報提供してまいります。
(教育庁学校教育部：保健体育課)

2) 食料品や配送コストの値上げによって、給食内容が削られたり、給食費の保護者負担が増えることのないように、県として公費補助すること。

【回答】

県立学校については、物価高騰による学校給食費への影響額について調査することを検討中です。

また、市町村については、令和4年5月9日付けで各市町村に対し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰に直面する保護者の学校給食に係る負担軽減に取り組むよう周知したところです。(教育庁学校教育部：保健体育課)

3) 学校給食のパンからグリホサートが検出されたことから、滋賀県や和歌山県では、教育委員会と農政が協力して、県産小麦100%の取り組みが進んでいます。基準内といえども発達過程の子どもたちの体への影響が心配です。学校給食パンの輸入小麦80%を段階的に減らし、県産100%にしていくこと、またそのような計画があるか明らかにすること。

【回答】

公益財団法人茨城県学校給食会によれば、学校給食用パンの小麦は、輸入小麦80%に県産小麦を20%混ぜたものを使用しておりますが、食品衛生法により、基準値を超えて農薬等が残留する食品の販売、輸入などが禁止されており、食品の輸入時には、検疫所において残留農薬の検査を実施し、安全性を確認しています。

なお、県産小麦の配合比率を増やすことについては、関係諸機関と検討してまいります。
(教育庁学校教育部：保健体育課)

4) 輸入小麦使用の殆どのパンから、発がん性や様々な疾病を誘発するとの指摘のあるグリホサートが検出されています。一方国産のものからは検出されていません。

学校給食に、国産小麦粉を使ったパンを提供すること。

【回答】

食品衛生法により、基準値を超えて農薬等が残留する食品の販売、輸入などが禁止されており、食品の輸入時には、検疫所において残留農薬の検査を実施し、安全性を確認しています。また、年2回、公益財団法人茨城県学校給食会が残留農薬検査を実施し、結果をホームページ上に公開しております。 (教育庁学校教育部：保健体育課)

(3) ゲノム編集食品トマト苗について

ゲノム編集食品の開発や栽培が本格化しており、筑波大教授が開発した「高GABAトマト」の苗を昨年5月から一般向けに無料配布、今年も福祉施設、来年は小学校へ無料配布予定で、トマト等の販売が始まっています。ゲノム編集食品は特定の遺伝子を切断して作られ、環境への影響や食品としての安全性の確認がされておらず、各地の市民団体の働きかけにより、苗の配付受け取りを止める自治体が出ています。

1) 茨城県に於いても、ゲノム編集トマト苗を受け取らないこと。

【回答】

※ゲノム編集とは

ゲノム編集は、酵素を用いてゲノム上の特定の箇所を切断し、DNAに変異を導入することのできる技術です。突然変異を狙った箇所を起こせるため、効率的に品種改良を行うことができます。ゲノム編集は新規技術であり心配の声もあることから、その利用に先立ち、食品安全、飼料安全、生物多様性について確認した上で、届出を受け公表することとしており、全てについて問題のないものが輸入・栽培・流通される仕組みとなっています。(農林水産省HP「ゲノム編集農作物」より)

(農林水産部：農業技術課)

農林水産省によると、「ゲノム編集は新規技術であり心配の声もあることから、その利用に先立ち、食品安全、飼料安全、生物多様性について確認した上で、届出を受け公表することとしており、全てについて問題のないものが輸入・栽培・流通される仕組みとなっています。」とあります。(福祉部：子ども未来課)

2) 学校給食にもゲノム編集材料を使用しないこと。ゲノム編集トマト苗を使用しないよう、自治体に周知徹底すること。

【回答】 14－(3)－1、2)

農林水産省によると、「ゲノム編集は新規技術であり心配の声もあることから、その利用に先立ち、食品安全、飼料安全、生物多様性について確認した上で、届出を受け公表することとしており、全てについて問題のないものが輸入・栽培・流通される仕組みとなっています。」とあります。(教育庁学校教育部：保健体育課)

3) 流通にあたっては、消費者の選択権が保障される様、その確保に努めること。

【回答】

現在、ゲノム編集食品は、ゲノム編集技術によって得られた変異と従来の育種技術によって得られた変異とを判別し検知するための実効的な検査法の確立が困難であること等から、食品表示制度の対象となっておりませんが、国内外で研究開発が進められている分野であることや消費者の中には、選択のための表示を求める声もあること等から、消費者庁において、今後、新たな知見が得られた場合には、食品表示の義務付け等、必要に応じて取扱いを検討することとしています。

県といたしましては、引き続き、国の動向を注視し情報収集に努めてまいります。

(保健医療部：生活衛生課)

(4) 学校への無料の生理用品の設置について

去年、学校での生理用品のトイレ配置が県内の自治体でも進みました。県立高校等では、去年6月から試験的に生理用品の配置をしました。当時学校の予算の中の予備費で対応されていました。

1) 試験的な配置でどのような傾向があったのか、その後の配備状況を明らかにすること。

【回答】

県立学校10校において、トイレの個室に生理用品や啓発ポスターを設置するなどし、ある程度の生理用品が使用されていたことから、個室への設置を必要としている生徒がいることが確認できました。しかし、1か月あたりの生理用品使用率は10校全てにおいて1割に満たない使用率となっており、全ての学校のトイレの個室への設置の必要性は低いと考えます。(教育庁学校教育部：保健体育課)

2) 貧困対策ではなく、人権保障の立場に立って、物的にも、人的にも予算を立てて継続的に配置していくこと。

【回答】

試験的取組による生理用品の使用率は低いという結果となりましたが、少数でも必要とする児童生徒もいることから、引き続き、試験的取組のメリットとデメリットについて、周知するとともに、今後は、生理用品のトイレの個室への設置について、各学校に対し、地域や学校の実態を踏まえた対応の検討を依頼してまいります。

(教育庁学校教育部：保健体育課)

15. 子ども現状を踏まえ、子どもの成長、発達を保障する学校教育の充実を

(1) 完全少人数学級(35人)を小中高校までの拡大を

茨城県は、2018年4月から茨城方式の35人学級を中学校3年生まで拡大・実施してきました。国は昨年から40年ぶりに学級編成標準法を改正して35人学級とし、5年かけて小学校の35人学級を実現するとしました。しかし中学校や高校は対象となっていません。

昨年度、共同運動の「茨城方式の35人学級をやめて、全小中学校で35人学級を実施し

た場合、茨城方式の35人学級に比べて予算的にはどれくらい増額になるのか明らかにすること」の要求に対する県教委義務教育課の回答は「現行制度と比較すると約18億円の増額を見込んでおります」というものでした。18億円が企業誘致などの予算に比べるとかなり低額であることが明らかです。

子どもの成長、発達を保障する学校教育の充実のためには、小中学校の統廃合ではなく、なによりもコロナ感染症対策を拡充し、子ども一人ひとりへのきめ細やかな支援を実現するための30人以下の少人数学級実現が急がれます。

1) 当面、茨城方式の35人学級をやめて、全小中学校で完全35人学級を実施すること。

【回答】

小学校においては、令和7年度までに35人学級編制となります。しかし中学校においては40人学級編制のままなので、中学校においても35人学級編制とするよう国に対して要望してまいります。
(教育庁学校教育部：義務教育課)

2) 特別支援学級に通う児童・生徒が普通学級との交流を行う場合、1クラスの人数に制限を設け、補助の教員を配置すること。

【回答】

特別支援学級在籍の児童生徒が通常学級との交流を行う場合の1クラスの人数制限を設けることはできませんが、茨城方式により35人を超える学級に配置している非常勤講師を活用し、学校の実情に応じて、1学級を複数教室に分けて少人数体制で授業を行っている例もございます。
(教育庁学校教育部：義務教育課)

3) 35人学級を実現するため、県独自予算で正規の教員を増やすこと。

【回答】

国に対し、新たな定数改善計画の策定や加配定数の充実、学級編制の弾力的な運用に必要な財源措置の一層の充実について、今後も強く働きかけてまいります。
(教育庁学校教育部：義務教育課)

4) 感染症対策としても、国の責任で35人学級を中学校、高校で実現するよう県教育委員会として文部科学省に要請すること。また、中学校での35人学級の必要性について、県教育委員会がどのように考えているかを明らかにすること。

【回答】

県教育委員会としては中学校においても35人学級編制が望ましいと考えております。引き続き、国の施策及び予算に関する提案の要望や全国都道府県教育委員会連合会の文教予算に関する特別要望など、様々な機会を通して文部科学省等に対し、新たな定数改善計画の策定や加配定数の充実、学級編制の弾力的な運用に必要な財源措置の一層の充実について、今後も強く働きかけてまいります。
(教育庁学校教育部：義務教育課、高校教育課)

5) 今年度、小学3年生が35人学級となり、その分増額された国からの措置費がいくらか

明らかにすること、また、その増額された費用がどのように活用されるのか明らかにすること。

【回答】

小学校3年生の35人学級編制の実施に係る国の令和4年度予算は、3,290人分の増額をしております（1都道府県当たり70人）。増額された予算については、増加した学級に配置される学級担任に充てられます。（教育庁学校教育部：義務教育課）

(2) ICT教育に関する要求

1) 高校における学習用端末（タブレット等）の購入は、保護者負担ではなく、公費負担にすること。保護者負担であるために起きている各学校でのトラブルを明らかにすること。

【回答】

本人所有の端末であれば必要なアプリを自由にダウンロードでき、高校卒業後も高校で得た情報資産を引き続き活用できるなど生徒が積極的に情報端末を使いこなしていくことができることから、端末の導入につきましては、原則、保護者負担としたところで、現時点で1人1台端末の整備方針を見直す予定はありません。

また、端末購入に関するトラブルが起きないように、新入生に対して入学者説明会時に購入案内チラシで情報提供を行っています。（教育庁学校教育部：教育改革課）

2) 公費負担ができない場合は、学習用端末の貸し出し対象者の基準を緩和し、当面、保護者の収入が500万円以下の家庭は貸し出しの対象にすること。

【回答】

県では、原則として、住民税非課税世帯の生徒を対象に、貸与する端末を整備しております。

これまでに所得限度額を超えて貸与の対象外となっている世帯からの問い合わせは限定的であり、また、校長会など学校現場からの要望もありませんことから現在の対象範囲は適切であると認識しており、現時点で対象範囲を拡大する必要は無いものと考えております。（教育庁学校教育部：教育改革課）

3) 高校生の保護者負担のWi-fi通信料を、公費負担にすること。

【回答】

家庭での通信環境の利用については、学習やプライベートなど使用目的が様々であることから、インターネット接続に係る通信費等の費用は保護者負担となります。

なお、高等学校等奨学給付金の受給世帯にあつては、当該給付金の額に家庭におけるオンライン学習に係る通信費相当分が積算されております。

（教育庁学校教育部：教育改革課）

4) 昨年より学習用端末を使った授業が始まりました。しかし、学習用端末の不具合の修理や設定などかなりの時間がとられている状態で、教員が学習用端末を使った授業に

専念できていません。こうした現状を県教委としてどのように把握しているか、改善するかを明らかにすること。

【回答】

ICTを活用した教育活動の本格導入に伴い、県立高等学校等の教職員に対してICT教育に係る技術的課題の解決支援を実施するため、令和4年度から茨城県GIGAスクール運営支援センターを開設しております。学習用端末の操作などに関する問い合わせについても対応できることから活用していただけるよう周知しているところです。

(教育庁学校教育部：教育改革課)

(3) コロナ対策について

1) 県知事による突然の休校措置を、今後行わないこと。

【回答】

先の見えない中で、感染拡大時における休校については、ウイルスの特性や地域による感染状況等によって、判断されるものですので、今後も柔軟に対応していくことが重要であると認識しております。県といたしましては、子供たちの安全・安心な環境づくりのために引き続き感染症予防対策に万全を期すとともに、子供たちの学びの保障に努めてまいります。

(教育庁学校教育部：義務教育課)

新型コロナウイルスの感染が県内で再拡大した場合、その特性等を踏まえ、全県的な影響を把握した上で、必要な措置について総合的に検討してまいります。

(教育庁学校教育部：高校教育課)

2) 通常のカウンセラーではなく、ケア専門のコロナ感染対策の相談員を各学校に配置し、児童生徒に対する専門的なケアができるようにすること。

【回答】

全公立小・中・義務教育学校、特別支援学校に対し、心理の専門家であるスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の悩みに寄り添い、様々な問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応に努めています。コロナ感染症対策については、学級担任や養護教諭を中心としたきめ細かな健康観察から、児童生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラーによるカウンセリングを行うなど、心のケアに対して専門家と連携・協力し、支援体制を整え、対応しています。

また、適宜、児童生徒の不安や悩みを受け止める相談窓口「子どもホットライン」、「いじめ・体罰解消サポートセンター」、「いばらき子どもSNS相談」（令和3年より通年開設）を紹介しています。

(教育庁学校教育部：義務教育課)

ケア専門のコロナ感染対策の相談員を各学校に配置することはできません。しかし、現在、県立高等学校等全校にスクールカウンセラーを配置し、生徒の悩みに寄り添い、様々な問題行動等の未然防止、早期対応に努めております。また、担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察から、生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の実施も

しております。

今後も、担任等による観察に加え、スクールカウンセラー配置事業の中で、新型コロナウイルス感染症を含む健康問題に関する相談も受けながら、適切に関係機関との連携を図るよう、各学校に促してまいります。なお、必要に応じてスクールソーシャルワーカーを各県立高等学校等に派遣し、学校が専門家と連携して対応する体制づくりに努めてまいります。

(教育庁学校教育部：高校教育課)

(4) 全国学力テストについて

1) 全国全ての小中学校に実施を求める全国学力テストを、悉皆式から数年おきの抽出式の調査に改めることを文科省に申し入れること。

【回答】

文部科学省では、全国学力・学習状況調査の参加について、国・公・私立学校の小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年、中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校前期課程第3学年、特別支援学校中学部第3学年を原則として、全児童生徒を対象にしております。

また、令和4年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（令和3年12月21日文部科学省）において調査の目的として、「義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。」と示されております。

県教育委員会といたしましては、本調査を通して、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立するために必要な調査であると捉え、引き続き一人一人に応じた指導の改善に生かしてまいります。

(教育庁学校教育部：義務教育課)

2) 全国学力テストの県ごとの順位付けをやめさせ、教員が学習状況の改善や児童生徒の学力の保障に専念できるようにすること。

【回答】

文部科学省では、都道府県ごとの順位付けを行っておりません。なお、県では、学校の序列化や過度な競争につながらないよう、国が示した配慮事項に十分留意しつつ、順位を付けた学校の一覧を公表しないようにしています。また、県としては、これまで1学期からの授業改善に生かせるよう、抽出データに基づき、課題や改善の方策を示した報告書を作成、6月下旬までに送付してきました。この対応により、市町村・学校に過度な負担を伴わないように配慮してきましたので、今後も引き続き教員が学習状況の改善や児童生徒の学力の保障に専念できる環境を整えてまいります。

(教育庁学校教育部：義務教育課)

(5) 教職員の長時間労働、過密労働の解消を

茨城県教育委員会は、「茨城県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針に関する規則」を策定し、2020年4月1日から施行しました。茨城県教育委員会として定

時出勤定時退勤を奨励するとともに、原則月45時間年360時間の上限規制を徹底させる必要があります。

1) 上限規制を徹底するためには、現行の仕事量を見直し、削減する必要があります。仕事量を削減するために教育委員会が行った具体的な取り組みを明らかにすること。

【回答】

令和2年度から各教育事務所に「働き方改革推進チーム」を設置し、年5回程度のアクション会議を通して、各地区の実態に即した対策を実施しております。令和3年度は、モデル校事業を14校（小学校5校・中学校5校・義務教育学校4校）で実施し、研修会等において実践事例の発表を行いました。

また、令和3年4月に、「茨城県県立学校の働き方改革のためのガイドライン」を策定し、「時差出勤制度の導入」「完全退勤時間の設定」「複数顧問の配置による部活動指導の平準化」などの取組を推進するほか、教材の共有化による各教員の授業準備時間の削減や、会議資料・学習資料のペーパーレス化による印刷業務の削減などの具体的な取組を全県立学校に展開しております。

これらに加え、部活動改革に係る今般の有識者会議からの提言やスポーツ庁の検討会議からの提言を踏まえ、休日の部活動指導に携わる教員を中学校については令和7年度末にゼロにすることを目指し、部活動の地域移行のための体制整備を促進してまいります。

これらの取組を通して、教職員の働き方改革を推進してまいります。

（教育庁学校教育部：教育改革課）

2) 仕事量を減らすためには、人員増がなければ具体化は困難です。教育委員会が人員増についてどのような考えを持っているかを明らかにすること。

【回答】

公立学校の教職員の配置については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（高校標準法）」によって、各々の学校の教職員定数の標準が定められています。

教職員の配置につきましては、学校の学級数に応じて、義務標準法及び高校標準法に基づき、適切に配置してまいります。

なお、小学校については、令和3年度から令和7年度にかけて、40人学級編制から35人学級編制になりますので、適切に対応してまいります。

（教育庁学校教育部：教育改革課）

3) 今後いっさい「1年単位の変形労働時間制」導入のための検討をやめること。

【回答】

「1年単位の変形労働時間制」の導入については、勤務時間外在校等時間が、月45時間年360時間を達成していることが前提と考えておりますので、まずは、教職員の働き方改革を推進してまいります。

（教育庁学校教育部：教育改革課）

4) 部活動による長時間労働を改善するため、部活動の練習時間に具体的制限を加え、部活動のあり方について再検討を行うこと。

【回答】

県では、昨年12月に県内の公立中学校を対象にフォローアップ調査を実施しました。全ての中学校が県方針に沿った休養日、活動時間を設定していました。今年度も12月にフォローアップ調査を実施する予定です。遵守されていない学校に対しては、市町村教育委員会と連携し、適宜指導・是正をまいります。

令和2年度フォローアップ調査結果（抜粋）

- 1 適切な運動部活動運営のための体制整備 【希望合計 209人】
 - 学校の部活動に係る活動方針をホームページで公開している。・・・92.8%
 - 各部の活動計画を作成し、校長に提出している。・・・99.6%
 - 部活動は複数の顧問で運営している。・・・91.0%
 - 部活動指導員を必要としている顧問教員がいる・・・42.2%
- 2 適切な休養日の設定
 - 県の基準と同様の休養日を設定している・・・95.5%【4.5%：基準より多く設定】
 - 県の基準と同様の活動時間を設定している。・・・99.6%【0.4%：基準より少なく設定】
 - 県の基準と同様の朝の活動の基準を設定している。・・・62.3%
 - 朝の活動は認めていない。・・・27.4%
- 3 学校単位で参加する大会等の数
 - 1か月当たり1大会程度（年間10～12）・・・85.2%
 - 1か月当たり2大会程度（年間13～16）・・・7.2%

（教育庁学校教育部：保健体育課）

5) 部活動の外部委託について、県教育委員会がすすめる取り組みを明らかにすること。

【回答】

県では、県内2か所の中学校において総合型スポーツクラブ等と連携し、令和7年度末までの休日部活動の地域移行完了を目指し、実践研究を実施し、研究成果を普及することで、休日の地域部活動の全県展開を図ります。地域社会の取組の一つである総合型地域スポーツクラブへの支援については、スポーツ推進課とともに競技団体や各自治体に働きかけてまいります。

令和3年度地域運動部活動推進事業

- ・水戸市立双葉台中学校（オーカスポーツマネジメント）
- ・つくば市立谷田部東中学校（つくばFC）

（教育庁学校教育部：保健体育課）

6) 部活動の外部委託費は、公費で実施すること。

【回答】

部活動指導員の拡充とともに、休日部活動の地域移行に向け、所要の条件整備に努めてまいります。

（教育庁学校教育部：保健体育課）

7) 教員自身が経験したことがない部活の顧問を強制され、教員が病気になったり、退職するような事例が生まれています。教員から部活顧問の希望をとる場合は、部活顧問を希望しない希望も可とするような措置をとるよう各学校を指導助言すること。

【回答】

部活動は学校管理下で行われるものの、顧問教員にとって、勤務時間外の指導は自発的な業務とされています。加えて、休日の指導により休養日を十分にとることができない状況も見られます。また、部活動は、顧問教員の献身的な勤務に依存して成り立ってきたという側面が否めず、結果として授業準備等の本務に十分な時間を割り当てられない状況が生じています。部活動改革を推進することにより、生徒の心身の健全育成はもとより、少子化などにより活動が継続できなくなる問題の解消や、専門的な知識や技術を有する指導者による質の高い指導の提供にもつなげてまいります。

(教育庁学校教育部：保健体育課)

(6) 高等学校に通う生徒の学びを保障し、教育条件の拡充を

1) 国に対して「高校授業料徴収の所得制限」を撤回し、高校授業料の完全無償化を国に求めること。

【回答】

高等学校授業料への支援につきましては、平成26年4月から所得制限のある高等学校等就学支援金制度が実施されておりますが、国に対しましては、全国知事会等を通じ、所得の判断基準の在り方や支給月数の制限などの問題に対応すべく、制度の更なる拡充・見直しを図ることや、生徒・保護者の利便性と関係機関の事務手続簡素化の観点から運用についても適宜見直しを行うよう要望しております。また、今後も引き続き制度の改善が図られるよう要望してまいります。

(教育庁総務企画部：財務課)

2) 大学等進学者対象の国の給付型奨学金制度の対象にならない高校生を対象に茨城県独自の給付型奨学金制度を策定すること。

【回答】

現在、経済的理由で修学が困難な学生・生徒に対し、教育を受ける機会を保障するため、無利子で奨学資金を貸与し、有為な人材の育成を図っております。

また、卒業後に県内に居住かつ就業した場合に返還を免除する「入学一時金」の制度がございますので、ご活用ください。

(教育庁学校教育部：高校教育課)

3) 県内では公的交通機関が完全に撤退している地域が出てきていて、県立高校では、保護者負担のスクールバスを走らせて対処しています。国の補助制度がない現状にあっては、保護者負担のスクールバスに対する県の補助制度を新設すること。

【回答】

公共交通機関に限られるなど、交通不便な地域の県立高校では、通学手段の確保が課題であると認識しております。人口減少により社会構造が変化する中において、スクー

ルバスの在り方を議論する必要があると考えております。

そのため、生徒の通学手段を調査し、地域的な課題を明らかにしながら、県としてどのような支援が可能か検討してまいります。（教育庁学校教育部：高校教育課）

4) 授業料が実質無償になっている生徒が80%以上になっています。しかし、保護者負担である修学旅行や教材費が未納になってしまっている生徒がいて、卒業証書を卒業式に渡さないというような学校があります。保護者の教材費等の未納分を解消するため、実態を把握して、生活困窮者には県からの支援金を支給すること。

【回答】

県立高等学校等におきましては、茨城県県立高等学校学則第11条に基づき、校長が卒業を認定した者に対して卒業証書を授与するとしております。

低所得者への支援につきましては、高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育負担を軽減するため、奨学のための給付金を支給しております。

（教育庁学校教育部：高校教育課、総務企画部：財務課）

5) 受益者負担を理由にした教育費の父母負担の見直しをおこない、教育費の父母負担を軽減すること。

【回答】

県では、これまでも父母負担軽減のための予算の確保に努めてきております。今後も厳しい財政状況ではありますが、引き続き予算の確保に努めてまいりたいと考えております。（教育庁総務企画部：財務課）

(7) 中高一貫校の現状について

1) 2022年度の中高一貫校の予算について、総額、使い道など全体像を明らかにすること。

【回答】

令和4年4月に開校した県立中学校2校を含む県立中学校及び県立中等教育学校の運営費総額は181,032千円となっています。教材等の購入のほか、学校の運営に必要な事務費や、新設校の学年進行に伴い必要となる机・イス等の物品購入に必要な予算として計上しています。（教育庁総務企画部：財務課）

2) 中高一貫校で働く教職員の長時間労働の実態を明らかにすること。

【回答】

中高一貫校で勤務する教職員に係る令和3年度の勤務時間外在校等時間は、平均時間が29時間26分、月45時間を超えている教職員の割合が16.9%、月80時間を超えている教職員の割合が0.4%となっておりますので、引き続き、教職員の働き方改革を推進してまいります。

【参考】

県立高等学校等全体の平均時間：24時間40分、月45時間超の割合：10.8%、月80時間超の割合：0.3%

(教育庁学校教育部：教育改革課)

(8) つくば市内に県立高校の新設を

つくばエクスプレス沿線開発で人口が増え続け、つくば市では子どもの数が県内一になっています。つくば市内にはかつて6校の全日制高校がありましたが、現在は竹園、筑波、つくば工科高校の3校だけになり、水戸市(7校)や土浦市(5校)と比べて少なく、保護者からは「高校はどこに通わせたらいいの？」と不安の声が聞かれます。

1) つくば市の人口増加に伴い、つくば地域に県立高校を新設すること。

【回答】

つくば市を中心につくばエクスプレス沿線地域で中学校卒業生数が増加しておりますが、一方、県全体では大きく減少しているため、つくば市内及び周辺市町村の全日制の県立高校でも欠員が生じ始めている状況です。県では、エリアを基本として学校の配置を検討することとしておりますので、こうした状況の中で新たな全日制高校を新設することは難しいと考えております。

(教育庁学校教育部：高校教育課)

2) つくば市周辺地域の県立高校への通学に関連して、通学時間帯(6時～7時台)のバスの運行及び増便をバス運行会社に申し入れること。また、通学のための社会実証実験バスの運行を試行するなど、通学環境の充実を図ること。

【回答】

県立高校への通学のためのバスの運行等については、生徒の通学の状況や地域の実情などを把握している学校が、必要に応じて、市町村やバス運行会社に要望等を行っておりますので、県としても、必要に応じ当該校に協力するほか、地元市町村への相談などについて検討してまいります。

(教育庁学校教育部：高校教育課)

3) 自転車道及び自転車通行帯を整備し、安全に通学できる環境を確保すること。なお、既設の自転車道と県道及び県管理国道の交差点において、未だに自動車優先となっている交差点は一旦停止を自転車道側から車道側に変更すること。

【回答】

自転車通行環境の整備につきましては、令和元年度より、いばらき自転車活用推進計画で設定しているいばらき自転車ネットワークを中心に、矢羽根型路面標示の設置や注意喚起標識の設置などを実施しているところです。引き続き、安全な自転車通行環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

(土木部：道路維持課)

(9) 18歳成人年齢の引き下げに伴う対処について

1) 成人年齢の引き下げに伴い、高校生の人権、自己決定権等の権利の保障を進めるため、生徒指導の在り方や校則の見直し等各高等学校の対処方針の策定を検討すること。

【回答】

令和3年度は、人権や多様性を阻害するようないわゆるブラック校則について、全校での見直しを依頼するとともに、生徒の多様性や成年年齢引下げ等に対応する観点から、生徒の自発的、自治的な活動の一環として、時代に即した校則及び服装の見直しを各校で議論が行われました。令和4年度につきましては、生徒指導の在り方としまして、画一的な問題対応型の生徒指導ではなく、生徒の人権を尊重したそれぞれの課題に寄り添った生徒支援を推進し、服装を含めた校則の見直しなどを題材にするなど、学校生活について可能な限り生徒主体で議論する取組を進めてまいります。（教育庁学校教育部：高校教育課）

2) 各高等学校での主権者教育の取り組みを把握し、各高等学校での授業実践を推進するため、主権者教育についての授業案等の情報共有を進めること。

【回答】

令和3年度の主権者教育については、全校で取り組んでいることを確認しております。また、実践的・体験的な取組を含めて実施している学校も多いことも併せて確認しております。今後も、各校での主権者教育の推進に向けて、学校間での情報共有が図れるよう、教育課程研究協議会等の研修において実施状況の把握に努めてまいります。（教育庁学校教育部：高校教育課）

3) 成人年齢の引き下げに伴い、悪徳業者などからの高校生への詐欺被害の危険性が高まっています。詐欺防止のパンフレットなどを作成し、指導を徹底すること。

【回答】

成年年齢引下げ等に対応した取組としては、消費者庁が高校生（若年者）向け消費者教育教材として『社会への扉』を作成しており、全県立高等学校及び中等教育学校（後期課程）で活用されております。また、日常生活の様々な場面で適切な行動ができるように、県においても、今年3月に「茨城県金融教育特設ページ」を開設いたしましたので、教員及び生徒への周知とともに、授業等で積極的な活用を促してまいります。

（教育庁学校教育部：高校教育課、県民生活環境部：生活文化課）

(10) ヤングケアラーの支援について

1) 茨城県は2022年度の一般会計予算において、ヤングケアラー支援のために実態調査費を予算化しました。実態調査をいつ誰を対象にどのような形で行う予定か（行ったか）を明らかにすること。

【回答】

ヤングケアラーの実態調査につきましては、令和4年5月、児童・生徒向けに、県内の全ての中高生を対象とするオンラインアンケート、抽出による小学6年生を対象とする紙アンケートの実施に加え、学校・関係機関向けに、県内の全ての中学校・中等教育学校・高等学校、抽出による小学校及び県内の全ての要保護児童対策地域協議会を対象とするオンラインアンケートを実施しております。

なお、集計・分析作業については、6月から7月にかけて行い、結果を県ホームページ等で公表いたします。
(福祉部：福祉政策課)

2) ヤングケアラーの原因は、若年の親世代の貧困と長時間労働にあります。学校においては、教材費等の保護者負担金を削減するとともに、生活困窮世帯に対する経済的支援を充実させること。

【回答】

ヤングケアラーへの支援につきましては、ヤングケアラーの実態調査を実施するとともに、ケアラー支援に関する有識者委員会を設置したところです。今後、実態調査の結果を踏まえ、有識者委員会からの意見も伺いながら、必要な支援策について検討してまいりたいと考えております。
(福祉部：福祉政策課)

公立小中学校におきましては、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費等の援助を市町村が行っております。

(教育庁学校教育部：義務教育課)

高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育負担を軽減するため、奨学のための給付金を支給しております。
(教育庁総務企画部：財務課)

(11) 学校の学校規模の過大・過密、教室不足を解消し、障害児教育の充実を

1) 国は2021年9月に、特別支援学校の設置基準を公布しました。しかし、既存校を設置基準の対象にしていません。茨城県教育委員会としては特別支援学校の1校あたりの生徒数が150名を超える場合は、学校規模の過大・過密を問題にして新校の設置を具体化すること。特に、つくば地区、鹿行地区の特別支援学校新設を早急に進めること。

【回答】

新校を設置することは、現在の学校規模だけでなく、児童生徒数が将来的にどのような推移していくのかを見極める必要があります。

校舎の老朽化への対応なども含めて、全県的な視点から優先順位を付けて課題を一つ一つ解決していく必要があり、新校の設置については慎重な検討が必要であると考えております。
(教育庁学校教育部：特別支援教育課)

2) 令和2年3月に発表された「いばとくプラン」では、教室不足の解消を問題にしていますが、特別支援学校の学校規模の過大・過密を問題にしていません。昨年の回答では「慢性的に過密な状態が見込まれる学校について、校舎増築などを実施し、その解消を図ろうとしているところです」とありました。しかし、校舎増築で生徒が増えれば、過密がますますひどくなるだけです。

ところで、「慢性的に過密が見込まれる学校」とはどこで、どのような状態になっているかを明らかにすること。

【回答】

「慢性的に過密が見込まれる学校」とは「いばとくプラン」において、5年後（令和6年度）においても、不足教室が教室利用の工夫や教室の改修等によっても解決できない学校としております。

対象の学校につきましては、慢性的に普通教室1室をパーティション等で分割して使用しているなどの状況があることから、つくば特別支援学校、鹿島特別支援学校及び内原特別支援学校で校舎増築等を実施し、教室不足の解消を図ろうとしているところです。

（教育庁学校教育部：特別支援教育課）

3) 過大過密のため、教職員が給食の対象になっていない特別支援学校があります。教育的観点からも全ての教職員が児童生徒と同じ給食を食べられないのはおかしなことです。全ての教職員を給食の対象にするなど具体的改善を進めること。

【回答】

特別支援学校では、給食の時間のほか、栄養教諭が家庭科の授業で食に関する指導を行うなど、学校教育活動全体の中で食に関する指導を推進しています。そのため、給食の時間の指導は、教員と児童生徒が同じ物を食べることが目的ではないと考えております。

（教育庁学校教育部：特別支援教育課）

(12) 障害のある生徒にも18歳以降の学びの場（専攻科、大学、福祉型専攻科、生涯学習）の保障を

つくば市にある「福祉型専攻科シャンティつくば」は、①特別支援学校高等部や高校を卒業した知的障害や発達障害を持った青年の学び（青年期教育）の場、②一般就労（企業）や福祉的就労（福祉事業所）したにもかかわらず、不適応を起し在宅となった方の人間性の回復の場、③福祉事業所に通ってるが、週に1日、2日利用して、文化的体験をすることで安定就労を維持していく場です。文科省の学校卒業後の障がい者の学びに関する有識者会議報告「障害者の生涯学習の推進方策について―誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して―」（2019年3月）で提案された「学校から社会への移行期の学び」に位置づきます。

1) 生涯学習を進めるために

知的障害や発達障のある青年には、普通の高校生のように大学への進学が保障されておらず、その上、地域でのスポーツ活動、書道や美術などの文化・芸術活動などが体験できる生涯学習の場が不十分です。

①障害者の生涯学習が遅れている現状をふまえて、格差を是正するための施策を考える「障害者のための生涯学習推進会議（仮称）」を設置すること。

【回答】

平成30年度に閣議決定された国の第3期教育振興基本計画で障害者の生涯学習の推進が教育施策の目標に掲げられたことなど、国の動向を注視しながら、「茨城県生涯学習審議会及び社会教育委員会」において、「障害者の生涯学習の充実」について検討してまいります。

（教育庁総務企画部：生涯学習課）

②県生涯学習センターにおいて、障害者と地域の方々が体験活動を通して交流している事業を、各市町村の公民館等の取り組みとして広げる施策をすること。また、格差是正のために、各市町村にある地域交流センター（公民館）の一つを、障害者の生涯学習（講座の開設 など）に特化した事業をする拠点とする施策を打ち出すこと。

【回答】

県では、県生涯学習センターにおいて、障害者と地域の方々が体験活動を通して交流する事業を開設しており、引き続き実施に努めてまいります。

（教育庁総務企画部：生涯学習課）

③県・各市町村の地域交流センター等で開設されている市民向け講座について、障害者も受講できる合理的配慮（手話通訳者などの配置）の有無、及び障害者向けの講座の開催の有無の実態を調査して公表すること。

【回答】

文部科学省が発出した「障害者の生涯学習の推進方策について」（令和元年7月8日付け元文科教第237号）の文書を市町村に周知し、主催事業を合理的配慮の視点から見直し、障害者の学ぶ場を増やす取組等を依頼しています。また、県生涯学習センターでは、ユニバーサルデザインによる施設環境の整備（段差の解消、ピクトグラムを活用した施設案内等）や講演会等における手話通訳者の配置、車いす専用スペースの確保等を行うとともに、障害者を対象とした事業を実施するなど、引き続き、障害者の方々が参加できるよう努めてまいります。

（教育庁総務企画部：生涯学習課）

④県・各市町村の地域交流センター等で、障害者（特に遅れている知的障害者）を対象とした独自の講座を開催すること。

【回答】

県では、県生涯学習センターにおいて、障害者の社会参加や自立の実現をサポートする人材の育成を図っており、引き続き、障害者の生涯にわたる主体的・継続的な学びの場の充実に努めてまいります。

（教育庁総務企画部：生涯学習課）

⑤障害者のスポーツ振興の一環として、障害者スポーツ指導員を育成し、各地域で日常的にスポーツに親しめるよう、定期的なスポーツ教室の開催をすること。

【回答】

県では、障害者スポーツ指導者の養成を図るため、毎年度障害者スポーツ初級指導員養成講習会を開催（令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止）してきたところであり、引き続き講習会の開催を通して、障害者スポーツ指導者の養成及び資質向上に努めてまいります。

また、障害者スポーツ教室を開催する団体に対する助成（茨城県障害者スポーツ・文化協会に委託、令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止）を行うことで、引き続き障害者が身近な場所でスポーツ活動に参加できるよう努めてまいります。

（福祉部：障害福祉課）

⑥国で取り組まれている「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」と同様な取り組みを、茨城県でも実施すること。

【回答】

県では、国の「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」に参加して学んだことを県内に普及啓発できるよう努めてまいります。（教育庁総務企画部：生涯学習課）

⑦県庁職員や警察官等、特に障害者とかかわる人たちに、障害者（特に知的障害者、自閉症者など）と直接触れ合う交流の機会を設け、体験的に障害（者）理解を図ること。

【回答】

令和3年度は、水戸ホーリーホックや関係機関の協力のもと、試合会場においてハーフタイムに障害のある方と関係者が一緒にピッチの行進を行い、障害者の理解促進に向けたPR活動を行ったほか、県内市町村職員向けの研修会において、障害のある方を講師に迎え、「障害」の考え方などについて話を聞く機会を設けることなどにより、障害者理解の促進に取り組んでおります。

また、県障害者スポーツ大会においては、運営に携わる職員と大会に参加する障害のある方が大会運営を通じて直接触れ合い交流する機会となっており、理解の促進に繋がっております。

これらの取り組みを通じて、引き続き、県職員等が障害のある方との交流する機会を設けることにより、障害及び障害のある方への理解促進を図っていきます。

（福祉部：障害福祉課）

⑧大阪府では、「学校卒業後等の『学びの場』公表要綱」を策定し、府内の福祉型専攻科など特別支援学校高等部卒業後の学びの場をホームページで紹介しています。

大阪のHP

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsushien/jiritsushien/manabinoba3.html>

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsushien/jiritsushien/manabinoba6.html>

茨城県でも、障害者の生涯学習に関する情報提供として「茨城県生涯学習情報提供システム」を活用し、特別支援学校高等部卒業後の学びの場（福祉型専攻科など）を県のホームページで知らせること。

【回答】

県では、障害者の学習機会に関する情報提供について、「茨城県生涯学習情報提供システム」の活用を関係機関に働きかけてまいります。（教育庁総務企画部：生涯学習課）

⑨自立訓練事業を使った福祉型専攻科等の事業※1の利用の弾力的運用の提案が、文部科学省と厚生労働省にたいし、関西広域連合の共同提案「障がい福祉サービス（特に『自立訓練（生活訓練）』）における利用期間の弾力的運用」が出されていきました。茨城県においても、障害者の生涯学習の充実のために、福祉型専攻科（障害福祉サービスと連携した学びの場）の利用期間の延長（弾力的運用）を国に要請すること、あわせて、そ

の趣旨を市町村に周知すること。

【回答】

自立訓練事業につきましては、利用期間が2年間とされております。

自立訓練事業を使った福祉型専攻等の事業の弾力的運用については、国及び他県の動向等について情報収集に努めてまいります。（福祉部：障害福祉課）

2) 特別支援教育の充実のために

障害者の権利条約第24条教育「5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する」とある。また、学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議報告「障害者の生涯学習の推進方策について」（2019年3月）では、知的障害者にも、「特別支援学校等の学校を卒業した後、一般企業での就労や障害福祉サービスの利用のほか、一定の場において学習を継続する選択肢が欲しいとの希望が障害者本人や支援者にある」としています。

①上記の観点から、知的障害のある生徒にも、希望する者には、18歳以降の学びの場として、特別支援学校高等部に続く専攻科の設置をすること。

【回答】

特別支援学校を卒業する生徒は、個々の障害の状態等に応じて、就労移行支援施設を利用しながら企業等への就労を目指す場合や、より高度な知識や技能を身に付けるため、産業技術学院等に進学する場合があります。学びが、卒業後も生涯にわたって持続可能なものとなるよう、各特別支援学校において進路先への個別の教育支援計画等の引継ぎを確実に行っていくとともに、引き続き進路指導の充実に努めてまいります。

（教育庁学校教育部：特別支援教育課）

②上記の観点から、試行的に県立大学等で、障害者の学びを保障する機会を設定すること。

例えば、「神戸大学・学ぶ楽しみ発見プログラム」（知的障害者向け）、「訪問カレッジ・オープンカレッジ@愛媛大学」（重症心身障害者向け）があります。

「神戸大学・学ぶ楽しみ発見プログラム」<http://www2.kobe-u.ac.jp/~zda/KUPI.html>

「訪問カレッジ・オープンカレッジ@愛媛大学」

http://treasure.ed.ehime-u.ac.jp/syogai_gakusyu/visit-college/

【回答】

県立大学等において障害者の学びを支援することにつきましては、まずは、他大学の先行事例等について情報収集してまいります。

（保健医療部：保健政策課、教育庁総務企画部：生涯学習課）

(13) 貧困などの理由で学ぶことのできなかつた人たちや外国人労働者の子どもたちの増加を踏まえた対策を

貧困などの理由で学ぶことのできなかつた人たちや外国人労働者、不登校の子どもたちの増加を踏まえ、県としても子どもたち若者に学びの場を積極的に作り提供していく

ことが求められています。

1) 常総市のような夜間中学校を他市町村でも開設すること。

【回答】

県としては、開設3年目を迎えた常総市立水海道中学校夜間学級に対して、常総市、生徒が通う周辺自治体等が参加する、県による連絡協議会を定期的を実施し、成果や課題を共有して、解決に向けて支援をしているところであり、今後、この取組や成果を周知していくことで、市町村への設置を促していきたいと考えております。

(教育庁学校教育部：義務教育課)

2) 外国人の生徒の学びを保障するため、石下紫峰高校と結城一高は2022年度から支援体制を強化することになりました。この取り組みのための予算総額と使い道などを明らかにすること。

【回答】

石下紫峰高校・結城第一高校の外国人生徒支援に係る令和4年度の予算は27,184千円です。予算の内容としては、翻訳や通訳の派遣など学校生活を支援するためのコーディネーターに係る経費、学習支援のための日本語アセスメントの実施や非常勤講師の配置に係る経費となっております。

(教育庁学校教育部：高校教育課)

3) 今年度の「生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業」の実施市町村数等の現状を明らかにすること。

【回答】

生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業は、32市町村で実施しております。

(福祉部：福祉政策課)

4) 県内の無料塾に関する昨年度の回答では、無料塾を実施する場合NPO法人などに委託していて、昨年度の委託料は26,464千円という回答でした。今年の委託料の金額を明らかにすること。また、実際に委託して実施できている無料塾は何校(市町村数も)あるかを明らかにすること

【回答】

県が実施主体となる、町村部における生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業の委託料は、27,125千円で、NPO 法人と委託契約を締結しております。委託で実施している県内の学習支援事業は、30市町村42校となります。

(福祉部：福祉政策課)

16. 私学支援拡充にいつもの努力を

学校は今やブラック職場の代名詞のようになっています。私学も例外ではありません。教職員の長時間労働は大きな問題であり、解決には適切な教職員の人数、適切な労働条件など条件面での整備が不可欠です。

ところが、私学では生徒数に対する専任教職員数の割合の漸減傾向が見られます。正規

職員の採用に慎重にならざるを得ない理由として、少子化・生徒数の減少傾向が大きいと考えられます。これでは教職員の過重労働が解消される見通しが全く立ちません。

公立と私立では保護者の経済的負担に大きな差があり、経済的負担の公私間格差解消を第一に諮るべきです。関東各都県では国の就学支援金制度にさらに上乗せする形で、都県の単独補助を予算化しています。茨城県でも県単独補助を復活させることが求められます。

また、経常費補助の予算の確保は私学振興をはかるうえでの土台となる重要なもので、その目的は適切な教育環境を確保することにあります。茨城県は2019年度、『私立高等学校経常費補助金配分基準』を大きく変更しました。中でも生徒の成績等をもって査定するポイントに大きな比重を置いています。これは私学助成、とりわけ経常費補助の趣旨とは全く相いれないものと考えます。私学においては建学の精神に基づいた私学の独自性、創造性が発揮されるべきであり、生徒の成績によって経常費に差がつくような査定はやめるべきです。

私学には各校の努力だけでは解決できない問題が多くあります。そうした問題を解決するために、私学への一層の支援をお願いし、以下要求します。

- (1) 学費の滞納や経済的理由による退学者を出さないよう、授業料軽減の県支出分を復活させること。就学支援金に上乗せする形で年収590万円未満世帯について10万円、590万円～910万円世帯に対しては30万円を軽減すること。910万円以上家庭についても10万円を軽減すること。

【回答】

令和2年度から実施されている国の就学支援金制度の拡充による効果等も注視しつつ、本県の財政状況や社会経済情勢などを総合的に勘案しながら、今後とも、私学教育の振興のために必要な支援策について検討してまいります。

(総務部：総務課私学振興室)

- (2) スクールバス利用者の経済的負担を軽減すること。

【回答】

県内の私立高等学校等でのスクールバスの活用状況については、令和2年8月現在、27校中17校(62.9%)が運行しており、4,038人(バスを運行している学校に在籍する生徒のうち、28.1%)の生徒が利用している状況です。

通学に要する経費は生徒により状況が異なることから、スクールバス利用者をはじめとして特定の通学手段に対する支援については、慎重な対応が必要と考えておりますが、本県の財政状況や社会経済情勢などを総合的に勘案しながら、今後とも保護者の負担軽減のために必要な施策について検討してまいります。(総務部：総務課私学振興室)

- (3) 幼稚園・こども園の教育環境の整備や教員確保のための予算を拡充すること。特に年少園児や預かり保育など手厚い見守りが必要な部分に対して補助を拡充すること。

【回答】

認定こども園等教育支援体制整備事業費の活用により、幼稚園・認定こども園の教育環境整備を図っております。

教員確保については、経常費補助金の配分に際し、教員数割として専任教員の配置人数に応じた補助金を加算するほか、チーム保育推進割として1学級で複数の教員が保育に当たる場合に補助金を加算する対応を行っております。また、新制度施設においては、幼児の年齢に応じた配置基準（3歳児 20:1 等）による教員配置がなされており、配置基準を上回る教員については加算の対象となるほか、通常20:1が基準である3歳児の教員配置を15:1又は通常20:1が基準である満3歳児の教員配置を6:1（2歳児と同様）により実施した場合には加算の対象となります。

預かり保育につきましては、私学助成の預かり保育推進事業又は新制度の幼稚園型一時預かり事業の活用により、支援しております。（福祉部：子ども未来課）

(4) 幼稚園・こども園の教職員の負担軽減を図ること。教職員については教材研究や研修の時間を無理なくとれるように、幼稚園部分と保育園部分の整備を図ること。

【回答】

認定こども園等教育支援体制整備事業費の活用により、幼稚園・認定こども園の園務改善のICT化を促進しております。合わせて、幼児教育サポートスタッフ配置支援事業の活用により、教育補助員を配置し、支援しております。（福祉部：子ども未来課）

(5) 適切な教育環境すなわち適正な教員数を確保するために、経常費補助の更なる拡充をすること。

【回答】

本県の私立学校への助成については、国庫補助単価及び地方交付税措置単価の増額に加え、高等学校に対しては県単補助単価を上乗せすることにより、経常費補助金の拡充に努めているところです。

今後とも、保護者負担の軽減をはじめとして、教育水準の維持向上や経営の健全化を目的とした経常費補助金の拡充に努めてまいります。（総務部：総務課私学振興室）

(6) 経常費の『特別加算』について、難関大学や医学部への進学実績、全国大会出場など、生徒の成績をもとにした査定基準項目を削除すること。

【回答】

私立学校に対する経常費補助については、各私立学校の建学の精神のもと、頑張っている学校を支援していくという基本的な考えに基づき実施しております。

配分項目については、各学校にアンケートを実施し、ご意見をいただいたうえで設定したものであり、進学実績など結果により評価する項目だけではなく、国際教育の推進やいじめ防止対策、就職支援など各学校の取組も評価できるよう設定しているところです。

県としては、今後、人材育成に資する特色ある教育に応じた配分割合を高めることで、私立学校の優れた教育をさらに高め、引き続き、本県の未来を創る人財の育成を担うという重要な役割を果たしていただきたいと思います。（総務部：総務課私学振興室）

（総務部：総務課私学振興室）

(7) 私立小中学校の学費補助をさらに拡充すること。

【回答】

本県では、意志ある児童、生徒が、経済状況に関わらず、学びの場を選択できるよう、令和4年度から、年収400万円未満の低所得世帯への授業料支援について、補助上限額を小学校10万円、中学校18万円から、小中学校とも33万6000円に拡充したところです。

学費の負担軽減のために必要な支援策について、引き続き、国の動向を注視しつつ、本県の財政状況や社会経済情勢、補助上限額の拡充による効果などを総合的に勘案しながら検討してまいります。
(総務部：総務課私学振興室)

(8) 私立高校での生徒数に対して、適切な専任教員数が確保されるよう図ること。一人当たり生徒数が16人以下になるようにすること。

【回答】

本県では、文部科学省の高等学校設置基準に基づき、1学級の生徒数が40人以下となるよう、私立学校の設置認可基準において教諭等の配置数を定めており、認可後においてもこの配置基準数が遵守されるよう、毎年、全学校に教諭等の数を確認し、各学校に対する指導をしております。

また、高等学校に対する経常補助の特別分の配分項目に少人数教育(1学級35人以下、チームティーチング、習熟度別等)の推進を設定しております。

(総務部：総務課私学振興室)

17. 地球温暖化による異常気象、度重なる水害から、茨城県民の生命と財産、暮らしと安全を守るために

2015年の鬼怒川水害、2019年の久慈川、那珂川決壊を経験した茨城県は、その教訓を深く捉え、明日からの治水に生かすことが求められます。

災害に対しては、災害が発生した後の対応も重要ですが、何よりも災害を発生させない防止対策が求められます。

昨年の県回答は「国、市町村管理だから、県としての意見は差し控える」と言うたぐいの回答が多数あり、進行役からも思わず「回答として不適當」と言わざるを得ない場面がありました。県行政のあり方を問うているのですから、県としての主体的な答弁を求めます。県民の生命・財産を守るために、国の管理に関しては【県として国に何を要求するか】、市町村管理に関しては【県としてどのように市町村を指導していくのか】と言った具体的な回答を要請します。

地球温暖化により豪雨災害も大規模化、頻発化していることは疑う余地のないことです。洪水浸水想定区域は2015年の水防法の改定で「1000年に1回」である「想定しうる最大規模の降雨」に条件を厳しくしています。その危機感を共有し、官民一体となって対策を前進させることこそ必要です。

(1) 広域避難について

1) 昨年の回答で「常総市では、広域避難が可能となる避難先を住民に周知していると同っております」ということですが、「周知している」の根拠を示すこと。

【回答】

常総市では、市ホームページにおいて、広域避難を行う場合の基準と要件、広域避難所の場所などを周知していると同っており、その掲載を確認しております。

(防災・危機管理部：防災・危機管理課)

2) 広域避難協定書では、中学校区単位に市外避難先を指定しています。「私」は「どこに」避難すればいいか、事前に分かっていなくていいのですか。分からないとまずいなら、県としてどのように対処（指導・指示等）するかを明らかにすること。

【回答】

県の「大規模災害時における広域避難計画策定ガイドライン」におきまして、市町村は、広域避難の開始を決定したときは、住民に対して避難先を伝達することと定めております。県としては、県内市町村が本ガイドラインを参考に広域避難を検討するよう助言してまいります。

(防災・危機管理部：防災・危機管理課)

3) 昨年回答「避難先を居住地ごと限定してしまうと、状況に応じた臨機応変な避難を妨げる可能性がある」とありますが、「限定」しているのは「協定書」です。「逃げ遅れゼロ」の方策の一つだと思います。県担当は「広域避難」をどう認識しているのですか。

「逃げ遅れゼロ」に対する市町村への指示・指導を明らかにすること。

【回答】

災害対策基本法第86条の8において、広域避難時の他市町村への協議は、市町村が行うこととされております。県としては、地域の実状に応じて、市町村において広域避難の取組を進められたいと考えております。その上で、市町村からの求めがありましたら、必要な助言を行ってまいります。

(防災・危機管理部：防災・危機管理課)

(2) 災害弱者個別計画について

昨年の回答で『市町村を訪問し、計画策定に関わる取り組み状況を聴取するなど、実態把握に努めております』に再質問しましたが納得できる回答は得られませんでした。1年経過し、状況の説明と進捗に対する問題点、計画作成を進めるための県からの指導に関する具体的な内容を説明すること。

【回答】

個別避難計画の作成に当たっては、まずは災害時における「避難支援者」を確保する必要があるため、42の市町村において未作成又は作成途上の状況にあります。県としては、引き続き、福祉部局と防災部局とが連携・協力し、未作成の市町村等を個別訪問して先進事例の紹介や助言を行うとともに、市町村職員向け研修会の開催などにより、個別避難計画の作成を促してまいります。

(福祉部：福祉政策課)

(3) 耐越水堤防について

千曲川についての昨年回答は「国（国土交通省）、長野県の管理となっておりますことから、県としての意見は控えさせていただきます」でした。

私達が願っているのは「令和元年台風第19号の被災を踏まえた河川堤防に関する技術検討会報告書」で述べている「令和元年台風第19号（令和元年東日本台風）による洪水では、全国で142箇所（箇所）の河川堤防が決壊（うち86%は越水が主要因）し、被害を防止・軽減することが求められている。河川堤防を越水した場合であっても、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなど人的被害を含めた減災効果を発揮する粘り強い構造の河川堤防（越水した場合であっても『粘り強い河川堤防』を目指す」ということです。

どんな箇所が対象となるかについては「氾濫のリスク解消が当面は困難で、決壊すれば被害が甚大な区間」としており、リスクが高い区間とは、「川幅が狭くなる場所、川が曲がる場所、支流との合流地点など」となっています。

1) 茨城県知事と担当者は、この報告書について認識、理解しているか明らかにすること。

【回答】

担当者は、報告書について認識しております。（土木部：河川課）

2) 県の「国土強靱化計画」では河川改修率を高めるとなっています。耐越水堤防にすべき危険箇所がある河川は県内にあるのですか、ないのですか。あるとするならば、県はどんな方針を持っているか明らかにすること。

【回答】

耐越水堤防で整備を予定している箇所は、現時点ではございません。

本県におきましては、過去に家屋浸水実績があった箇所等の河川整備を優先しているところです。（土木部：河川課）

3) 鬼怒川の「重要水防箇所」ではB評価ではあるが「越水」の危険性を指摘しています。大事なことは「越水による堤防決壊を防ぐこと」です。「逃げ遅れゼロ」のためにも耐越水堤防は求められているのです。

鬼怒川においてリスクが高い区間「川幅が狭くなる場所、川が曲がる場所、支流との合流地点など」について、優先順位をつけて耐越水堤防工事をする事。

【回答】

本県を流れる鬼怒川については、全区間直轄管理となっておりますので、国に確認いただきますようお願いいたします。（土木部：河川課）

4) 昨年の回答にあった『計画高水位以下で安全に流下させることを目標に現在進めている河川改修計画を着実に進める』に対し、計画堤防高（計画高水位＋余裕高さ）に目標変更の依頼をしたが、現在はどうなっていますか。冒頭にも記載した通り『1000年に1回』の想定の話をしている時代に、計画高水位の堤防工事は無意味極まりない。改めて改修計画は【計画堤防高】に変更すること。

【回答】

県管理河川においては、計画高水位になった際にも安全に流すため、計画高水位の堤防高ではなく、余裕高を設けて整備しております。（土木部：河川課）

(4) ダムの緊急放流について

1) 岡山・真備での惨事からの教訓で、岡山では「緊急放流ではなく事前放流」に改善されたと認識しております。鬼怒川住民である私たちも「緊急放流」には危機感でいっぱいでした。「事前放流」が絶対必要です。県は真備の教訓を生かすために「放流」についてダム管理責任者と話し合っていますか。「放流」に関する基準・規定に問題はありませんか。職員は基準・規定を周知し、実行していますか。その確認を明らかにすること。

【回答】

「緊急放流ではなく事前放流」に改善されたと認識しております。とありますが、事前放流を行っても想定以上の降雨がありダムが満水になれば緊急放流は起こりえますので、再度ダムの運用についてご確認願います。なお鬼怒川上流には、国や水資源機構が管理するダムがありますが、以前から事前放流を行っていることを認識しておりますので、詳細はダム管理者に問い合わせください。

また、県管理ダムについては、それぞれのダムにおいて操作規則を定めており、職員が規則を遵守して操作しております。事前放流につきましては、本県においても令和元年東日本台風を教訓として、令和2年度に利水者と協定を締結し、実施要領に基づいた体制を整えたところです。（土木部：河川課）

2) 事前放流をして、生命財産を守る方針を県として具体化してください。具体化・実施しているところがあれば、どこで、どのようにしているか明らかにすること。

【回答】

令和2年9月22日に藤井川ダムにおいて、利水放流バルブからの事前放流の実績がございます。（土木部：河川課）

(5) 河川法63条関連について

昨年この件についての具体的回答はありませんでした。現在県が負担している事業はありますか。ある場合、具体的に負担金とその内容を明らかにすること。

【回答】

利根川をはじめ、国が管理する複数の河川事業において、負担しております。

なお、負担額等につきましては、関東地方整備局のホームページに公表されております。（土木部：河川課）

(6) 流域治水について

流域治水とは「流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う」であり、県も各プロジェクトに土木部・河川課が参加しています。昨年回答「当該河川は国（国

土交通省)の管理となっておりますことから、県としての意見は控えさせていただきます」はプロジェクトに参加しているメンバーとして不誠実すぎる酷いものです。一方で「自助、共助」を喧伝しておきながら、県民一丸となって「流域治水」に取り組むことに背を向けていることとなります。流域治水への住民参加について県の主体的判断と取り組みを明らかにすること。

【回答】

国で策定した「鬼怒川流域治水プロジェクト」においては、県としても、鬼怒川の支川である、田川や八間掘川の整備を行っているところです。

また、ソフト対策として、市町村のハザードマップ作成に必要な洪水浸水想定区域図の策定についてもあわせて進めております。(土木部：河川課)

(7) 被災者支援制度に関して

コロナ禍が続く中で、国民の生命、財産を守る第一義的な責任が政府、自治体にあることがはっきりしました。公助が必要であり、国も県も公助の施策を講じています。

「市町村の判断であり、県がとやかく言うべき立場ではない」というレベルではなく、県が率先して、熊本知事のように「最後のひとりまで見捨てない」と言い切ることで。(2022年4月14日熊本地震6年行事での発言)

1) 医療費等の減免制度

昨年の回答「減免額8/10以内県として交付」「県の交付金制度について、周知徹底」を評価します。「減免制度の必要期間」について、激甚指定の場合、最低で2年とすること。

【回答】

各市町村国保が、必要に応じて減免の実施や延長ができるよう、災害等により医療費を減免した場合、国の交付金の交付対象外であっても、減免額の8/10以内の額を県において交付する制度を設けています。

被災状況は地域や被保険者に応じて様々であり、減免制度が必要な期間についてもその被災状況に応じて異なるものと考えます。そのため、県においては、当該交付金制度では減免制度の期間に制限を設けず交付しています。(保健医療部：保健政策課)

2) 災害援護資金

「最後のひとりまで支える」が大切です。「実施主体は市町村」であっても原資は、国2/3、県1/3なのだから、「保証人なし、無利子」として被災者を救うことを求めます。コロナ禍の中では「無利子・無担保」の貸付制度ができたのですからそのレベルに引き上げ、コロナとダブル災害の被災者を一日も早く救済すること。

【回答】

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に、現在の利率は「年3%以内で各市町村の条例で定める率」と規定され、市町村の判断に基づく制度となっております。その上で、市町村から相談等がありましたら、助言等、適宜対応してまいります。

(防災・危機管理部：防災・危機管理課)

3) 生活再建支援制度

①最高額は500万円に引き上げること。さらに支給対象を拡大すること、小規模災害への適用基準を緩和すること、国の負担割合を引き上げること、の制度改善を、引き続き県としても国に求めること。

【回答】

本県では、県単独若しくは知事会等を通じて過去複数回にわたり、国に対して半壊世帯に対する支援の拡充等を要望してまいりました。県といたしましても、国の支援対象外である中規模半壊未満の半壊世帯への支援拡充や市町村の区域をまたいでの法適用等につきましても、改善が必要と考えておりますことから、国に対して制度の一層の充実に向けた要望を行ってまいります。（防災・危機管理部：防災・危機管理課）

②「第1次調査はあくまで簡易な判定方法であり、第2次調査や再調査を依頼することが可能である旨、被災住民に十分周知する」となっています。写真を撮ることなども含め、引き続き2次調査の周知徹底をはかること。

【回答】

第2次調査や再調査の周知につきましては、内閣府からの「被災者支援の適切な実施について」において、技術的助言として各市町村に対し通知しているほか、市町村担当者説明会等で周知してまいります。（防災・危機管理部：防災・危機管理課）

4) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

引き続き県がリーダーシップを発揮して制度活用を推進すること。

【回答】

一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関と協議のうえ、県内全市町村へのチラシの配布を依頼するとともに、県においても、イベント等チラシ配布の機会をとらえて、配布を行ってまいります。

【参考】

<当支援制度の活用状況（令和4年3月末時点）>

～金融庁HP（<http://www.dgl.or.jp/guideline/>）より～

※カッコ内は令和3年3月末時点の件数

(1) 登録支援専門家に手続支援を委嘱した件数：

自然災害1,201件（1,185件）＋コロナ1,783件（676件）＝計2,984件（1,861件）

※うち、手続き中の件数：自然災害 43件＋コロナ 791件

(2) 債務整理成立件数：自然災害 573件（550件）＋コロナ 132件（0件）＝計 705件

（防災・危機管理部：防災・危機管理課）

5) 軽トラ補助

引き続き県がリーダーシップを発揮して制度活用を推進すること。

【回答】

甚大な気象災害等が発生した場合に発動される国補事業において、農業専用に使していたトラックの修繕・再取得等が対象になった場合には、被害状況を踏まえながら、本事業の活用を推進してまいります。
(農林水産部：農業経営課)

6) 事業者支援

① 昨年の回答を心強く評価しています。到達点を生かし改善すべき点は引き続き県も国も取り組んでください。

グループ補助金は、組織化や復興事業計画を作成するなど事前準備が必要です。そのため、一定規模の企業にとっては有効活用できるが、小規模企業にとってはグループの組織化や他企業と連携した事業計画の作成などに時間と手間がかかり、生活再建と事業再建を同時に進めなければならない小規模企業にとっては、グループ補助金の申請には時間と手間が障壁となっています。この点をどう改善できるか検討すること。

【回答】

グループ補助金の申請手続きについては、経済産業省及び中小企業庁が定めているところではありますが、県といたしましては、商工会等の産業支援機関と連携し、県内の小規模企業が滞りなく申請手続きを実施できるよう支援してまいりたいと考えております。
(産業戦略部：中小企業課)

② 借入金を利用した事業者は水害からの復活に加えて、コロナの影響も重なり、従業員の雇用維持も含め大変な苦労を強いられています。返済猶予期間を過ぎて利子を含めての返済で今現在苦慮しています。利子を軽減するとか、救いの手はないのか、検討すること。

【回答】

県では、新型コロナウイルス感染症対策融資を創設し、既存融資の借換も含めた返済負担の緩和を支援してまいりました。今年5月に当該融資が終了した後も、パワーアップ融資（伴走支援特別保証対応型）や借換融資に対する制度改正を行い、災害からの復旧の最中であって、様々な外的要因の影響により厳しい経営状況が続く事業者の方の資金繰りを支援しております。

また、金融機関に対しては、コロナ禍にあって様々な外的要因により厳しい経営状況となっている中小企業者等の現状を踏まえ、融資実行や返済猶予等への最大限柔軟な対応を要請しております。
(産業戦略部：産業政策課)

③ 昨年回答で「補助対象医療機関の拡大」に向けて取り組んで来たとありますが、壁になっていることは何ですか？県はどうしたいと要望しているのか明らかにすること。

【回答】

昨年度回答した補助金（医療施設等災害復旧費補助金）の交付対象は、公的医療機関、政策医療実施機関等に限られており、対象経費も、病棟の工事費、建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備、1品につき50万円を超える医療機器等に限定されていることから、被災した全ての医療施設について、建物及び建物附帯設備、設備、機器に

限らず、備品、消耗品など復旧にかかる全ての費用を補助対象とするよう国に要望してきたところです。

引き続き、災害発生時においては、被災状況の把握に努めるとともに、補助対象の拡充について国へ要望してまいりたいと考えております。（保健医療部：医療政策課）

7) 住宅の応急修理

昨年回答は「関係12市町村において、住家が半壊し、自らの資力により応急修理をすることができない世帯及び大規模半壊世帯を対象に、最長12ヶ月の住宅応急修理期間延長を行っております」でした。県として1ヶ月では無理と国に意見具申を続けて下さい。また12ヶ月を県として方針化すること。

【回答】

住宅の応急修理の救助期間につきましては、令和3年6月18日に、「住宅の応急修理は発災の日から3か月以内とする」旨の見直しがなされました（国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内とする旨も追加されました）。

また、近年、施工業者不足の問題等により、応急修理の完了までの期間が長期化していることを鑑み、応急修理期間中の被災者の一時的な住まいを確保し、被災者の地元における自宅再建を後押しすることを目的として、応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することが可能となりました。

なお、応急修理期間に関しましては、国が基準を規定しているところですが、令和元年東日本台風のように、状況に応じて、国と調整の上、応急修理期間延長を行ってきたところです。一方で、応急修理が迅速に実施できるよう、平時から施工業者等との関係を構築しておくよう、市町村に周知してまいります。

（防災・危機管理部：防災・危機管理課）

8) 関連死と病気

直下型地震も取りざたされています。常総市では災害発生1年後に認定基準ができ、しかも公表がまともにできませんでした。今「認定基準」ができていない自治体名をお知らせ下さい。必要性を具体的に伝え、具備するように県担当は指導・援助すること。

【回答】

県内市町村の認定基準有無につきましては、聞き取り調査を行ったところ、基準のある市町村は10市町村でした。

県としましては、令和3年4月に内閣府が取りまとめた「災害関連死事例集」を県内市町村に周知してきましたが、今後も、説明会等の機会を通じ、当該事例集の周知を行ってまいります。

（防災・危機管理部：防災・危機管理課）

9) ボランティア対応

昨年回答「有料道路無料化措置について」を評価します。但し「申請手続きについては注視」でした。県は現場の実態を把握し、関係部局に改善策を主体的に提言すること。

【回答】

有料道路の無料化措置にあたり、現地での受け入れ証明及び簡素化は重要な作業だと認識しておりますが、その申請手続等については、有料道路会社や国土交通省が定めております。

以上のことから、県といたしましては、有料道路会社や国土交通省の動向に合わせ、適宜対応してまいります。
(防災・危機管理部：防災・危機管理課)

10) その他関連事項として

昨年、「常総大水害の体験を語り継ぐ 被害者主人公の活動～6年の軌跡」を発刊したことはご存知ですか。県立図書館や多くの県民、全国からは「是非欲しい」と声がかかりましたが、最前線であるはずの県危機管理課からはそのようなアクションはありませんでした。いずれかの方法で入手され、検討していただけましたか。最前線の危機管理課担当には、今後に活かして欲しいと願っているのですが、そのような機会を設定していただけませんか。肩肘張らない形で体験を語り継ぎたいと思うのですが、県の考えを明らかにすること。

【回答】

関東・東北豪雨（常総水害）の経験を県の防災行政等に活かしていくことは重要と考えております。

貴会が発行された「常総大水害の体験を語り継ぐ 被害者主人公の活動～6年の軌跡」の入手も含め、そのための方法を検討して参ります。

(防災・危機管理部：防災・危機管理課)

18. 無駄な水源開発による余剰水を隠蔽する？「茨城水道ビジョン」

市町村水道を廃し、県央、県南県西、鹿行、県北など広域水道にまとめ、さらに「一県一水道」を目指すという茨城水道ビジョンに接し、何年も前から何回も問いかけ、何回もはぐらかされてきたものがついに来たという思いでいっぱいです。予測したもののゆえ驚きもありませんが、あまりの唐突さには驚きを隠せません。

責任ある立場の者なら、今日の人口減少は前世紀の半には予測されていたものであり、現実を無視した水源開発は処置不能に陥る余剰水を抱え込むことは自明の理でした。

私たちは問いかけました。このままでは、いやだった今でも市町村水道は、県営水道は破綻しているのではないかと。以下の問答も象徴的です。

問：水余りに苦しむ市町村水道への供給水量＝責任引取水は見直したらいかがか。

答：市町村水道との供給契約は、市町村の側が望んだものだから、市町村の側が申し出るものだ。その場合は清算金を払ってもらう。

問：各市町村水道は、供給単価の引き下げを求めているが、その真意は「供給量の見直し」であることは明らかだ。ならば、県当局が中心になって市町村など水道事業者を集め協議したらいかがか。

答：あくまでも市町村側の総意であるならば、市町村の側が申し出るものだ。

問：企業局のもとに市町村等事業者を集約し、東京都水道局のような形態をめざしているのではないか。

答：地域の実情に合わせ最適な形態が選択されるよう調整を進めることは重要。最後の問いには完成間近だったろう水道ビジョンの方向を覗かせたものの、一貫していたのは、県の側には全く責任はない。責任はすべて市町村水道事業者側にある。と言う姿勢でした。つまり、ここまでは水余りは暗に認めながらも、それは市町村など事業者の責任としていました。しかし、一県一水道となると穏やかではありません。

以下質問し要望します。

- (1) 渡良瀬遊水地、奈良俣ダム、霞ヶ浦開発、湯西川ダム、八ッ場ダム、霞ヶ浦導水(未完)、思川開発(未完)など、国の事業に参加した水源開発は、県北以外の市町村など事業者の要求にこたえるものであるとして、県は市町村に、市町村は需要者にその開発費用・維持費などを負担させてきました。ならば、これまで要望もせず負担もしていない県北の需要者はどんな権利があってこの開発した水源が利用できるのか。県北以外の需要者が納得できる説明を要望する。
- (2) 一方、県北の需要者は求めてもいない水源開発の水を押し付けられ、これまで安価に利用していた自己水源を放棄させられ、大幅に値上げする水道料金を受け入れなくてはならない理由はなにか。納得できる回答を要望する。
- (3) 上記2点は、水源開発を含む水道事業は需要者が水道料金で賄う＝総括原価方式と明らかに矛盾する。管理者に過ぎない県企業局と市町村事業者の間で判断できる問題ではない。水道事業の主体をなす需要者の意思はどう働いたのか、どう働かせるのか、納得のいく説明を要望する。

【回答】 18－(1)、(2)、(3)

水道ビジョンにおいて県北広域圏については、「水道用水供給事業からの受水が困難な水道事業者について経営手法（共同発注等）を検討します。」としていくところであり、今後、広域連携等に係る研究会の開催などを通じ、市町村とともに最適な広域連携の方策を検討してまいります。 （政策企画部：水政課）

- (4) これまでの「いばらき水のマスタープラン」など水需給計画は、将来人口予測を異常と思えるほど過大に設定し、それに合わせる形をとって水源開発を行ってきた。

計画年度	達成年度	予測人口	実績人口	一日最大予測	実績
1990年	2000年	420万人	298万人	199.2万トン	104.4万トン
1991年	2010年	403万人	296万人	198.2万トン	106.8万トン
1996年	2010年	370万人	296万人	145.9万トン	106.8万トン
2001年	2020年	323万人	288万人	164.0万トン	94.9万トン
2007年	2020年	297万人	287万人	133.8万トン	94.9万トン

※1990年は「茨城県水道整備基本構想」他は「いばらき水のマスタープラン」

※2020年実績は未公表のため2019年実績に替えて記載。一日最大は一日最大給水量の略。今回の計画にあってもその反省が見られない。

2050年 人口252万人 一日最大級水量98万トンの怪

2019年人口285.8万人、一日最大級水量96.9万トン。これは公表されている最新の実績値で

す。人口は減少するが給水量は増大する。これがビジョンだろうか。ただのカラクリにしか見えない。

A予測人口の操作：当ビジョンは国立人口研究所の数字をとらず、国の2060年人口1億人を目指すという希望的観測に基づく茨城人口ビジョンを採用している。

予測人口	国立人口研	茨城ビジョン	予測差
2030年	264万人	276万人	12万人
2050年	210万人	252万人	42万人

ここにはマスタープラン破綻の反省がまったく見られない。

B給水量の操作：水需要予測を決定する一日最大給水量の基になる一人当たり一日最大給水量は節水機器の普及もあって全国的に年々低下傾向にあり、茨城県も以下のように低下している。

2001年：407ℓ 2006年：385ℓ 2011年：375ℓ 2019年：357ℓ

しかるに茨城水道ビジョンでは下記のように大幅に増大する。

2020年：347ℓ 2035年：364.5ℓ 2045年：376.9ℓ 2050年：383.4ℓ

多分2020年は実績と思われる。その後の水位は日本人のライフスタイルの傾向を完全に無視している。

C給水率の希望的観測：いばらき水のマスタープランでは1991年度計画では達成年度の2000年に97.5%とし、2006年度計画では2020年を100%としていた。しかし2019年の給水率は94.9%にとどまっている。水需要の増大をひねり出す常套手段であることは明白だ。

D負荷率の操作：これは決定的な操作といえる。負荷率は一日平均給水量を一日最大給水量で除するものだが、季節要因などをならし、安定的な事業運営を目指すなら有収率の向上とともに経営努力の当たり前の目標であるはずのものだ。これまではその努力が見られた。それが下記のように下落させるとは明らかにカラクリとしか言えない。

負荷率の実績推移 1990年：78.2% 2000年：83.8% 2019年：88.4%

負荷率の予測推移 2019年：88% 2030年：85% 2050年：84%

これでは2000年レベルまで落ちるということだ。ビジョンとは程遠い。

以上、水道事業の主体である需要者が納得できる回答を要望する。

【回答】

A: 予測人口については、上位計画である県総合計画における推計値を採用しています。

B: 一人当たり最大給水量は、市町村調査における推計値等に基づき、地域別に推計しています。

C: 給水率（水道普及率）は県総合計画においても2025年度98.3%を目標としており、さらなる普及を目標とし、2050年度100%の設定としています。

D: 負荷率は安定供給の観点から実績値及び市町村調査結果の最低値を採用しています。

（政策企画部：水政課）

(5) 五霞町の水道事業は一部埼玉県営水道に、古河市は一部県水に依存しているが、ほぼ思川開発に依存する方向にある。両者とも自前の資金で参加し供給を受けているが、県南県西広域圏が一体となった時、さらには一県一水道になった暁には、茨城県が県と

して思川開発の水を受水するのか。回答を要望する。

【回答】

広域連携の具体的な方策については、今年度から広域連携に係る研究会を開催し、検討することとしており、思川開発の取扱いについても今後、市町村とともに最適な方策を検討してまいります。
(政策企画部：水政課)

(6) 関係者の役割フォローアップの項に「住民は将来にわたり水道を持続可能なものとするために・・・水道は地域における共有財産であり、その水道の経営に自らも参画していることの認識で水道に関わることが重要です」とある。私たちは幾たびか市民の参加を求めてきた。しかし、そのたびに「ご要望がある旨お聞きしておきます」と、半ば切り捨てられてきた。この水道ビジョンの策定検討委員会には二人ほど民間人らしき人が見受けられるが、いかなる基準で選ばれたのか回答を要望する。

【回答】

水道ビジョン策定検討委員のうち、民間委員につきましては、消費者等の視点からご意見をいただく目的で、企業局経営懇談会の委員でもある2名にお願いしたところです。
(政策企画部：水政課)

19. 霞ヶ浦における自然環境の保全対策について

令和4年2月15日付けで茨城県知事大井川和彦から国土交通大臣齋藤鉄夫他16名宛に標記要望が提出されています。それに対する関係機関からの回答、及び、その回答に対する茨城県の今後の対応について御教え下さい。

(1) 魚類の産卵の場や多様な生物の生息生育環境の向上に資する前浜等の整備を推進すること。

【回答】

本県の要望書を受理した国土交通省及び独立行政法人水資源機構が対応していくものと認識しております。今後はその対応状況について確認していきたいと考えております。
(政策企画部：水政課)

(2) 「利水」と「自然環境」の両方が共存できるよう、最適な水運用方法を模索すること。

【回答】

本県の要望書を受理した国土交通省及び独立行政法人水資源機構が対応していくものと認識しております。今後はその対応状況について確認していきたいと考えております。
(政策企画部：水政課)

(3) 衆議院農林水産委員会における農林水産大臣の答弁への対応について

令和4年4月6日の農林水産委員会での青山大人氏の質問(霞ヶ浦北浦の不漁に対する国の支援)に対し金子原二郎農林水産大臣は「不漁の究明と対策が進むよう茨城県と協力したい〈茨城新聞〉」と回答しています。これに対し茨城県は、どのような対応をされ

るのか明らかにすること。

【回答】

霞ヶ浦北浦における不漁につきましては、令和3年度に調査を進め、特に北浦における近年のワカサギ漁獲量の急激な減少の主要因は、夏季の高水温によるものと判明いたしました。

引き続き、霞ヶ浦北浦で同様に不漁となっているシラウオやテナガエビについても調査を行い、令和4年度中に不漁要因を究明したいと考えております。

県といたしましては、調査結果をもとに、国と連携して必要な対応を検討してまいります。
(農林水産部：漁政課)

(4) 霞ヶ浦導水事業の見直しについて

上記2点につての国の対応等によって水資源管理、環境保全、あるいは地域振興対策等について見直しが必要となります。今後の国の対応や本県との協力によって実施される問題解明や対策を勘案し当該事業を見直すよう国に要望すること。

【回答】

霞ヶ浦導水事業は、霞ヶ浦及び桜川・千波湖の水質浄化や利根川・那珂川の渇水対策、新規都市用水の確保を目的に事業を行っており、本県の治水・利水の両面から必要不可欠な事業であると考えております。
(政策企画部：水政課)

20. 茨城県は「2050年CO2排出ゼロ」表明と「2030年までの削減目標」を明確に！

(1) 2050年排出ゼロ目標

気候危機を防ぎ、気温上昇を産業革命前から1.5℃に抑制するには2050年排出ゼロが求められます。日本政府も2050年温室効果ガス排出実質ゼロ目標を持ちます。国全体で2050年排出ゼロなら、各地域も排出ゼロが求められます。

2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明する自治体が4月末で約700に達し、その中で41都道府県が「排出ゼロ」を表明、その中には茨城県と同じように製鉄所や工業コンビナートのある千葉県、神奈川県、岡山県、広島県、大分県などもあります。茨城県も2050年排出ゼロを目標に定め、県の計画で規定すべきですが、県の計画を明らかにすること。

【回答】

地球温暖化対策推進法の改正や、国の地球温暖化対策計画の見直しを受け、本県も、地域特性を踏まえるとともに、専門家の意見を取り入れながら、今年度、県地球温暖化対策実行計画の改定を行う予定であり、また、その計画改定の議論の中で、今後の温室効果ガス排出量の削減目標についても検討してまいります。

(県民生活環境部：環境政策課)

(2) 2030年少なくとも46%削減以上の目標

IPCCの第6次報告第三作業部会報告で、産業革命前からの気温上昇1.5℃未満抑制で2030年にはCO2排出量を世界で2019年比48%減が必要だとし、目標・対策強化の必要性を示しています。日本政府は2030年「46%削減目標」(2013年比)を打ち出しました。

私たちはこの目標自体も「不十分」と考えますが、目標達成の具体策が重要で、原発や化石燃料に頼らない再エネ・省エネ推進のエネルギー政策に大転換することが不可欠と考えます。茨城県も少なくとも国全体と同じスピードで削減していくことが求められます。また、地域循環型のエネルギー自立・持続可能な茨城県をめざすべきです。

①茨城県も2030年までに46%以上の「削減目標」を目標に定め、県の計画で規定すべきですが、県の計画を明らかにすること。

【回答】

今年度中に県地球温暖化対策実行計画の改定を行う予定であることから、その計画改定の議論の中で、今後の温室効果ガス排出量の削減目標についても検討してまいります。
(県民生活環境部：環境政策課)

②県でも国の2030年46%以上の削減にみあう削減、2050年排出ゼロにみあう削減をするため、徹底的な省エネと再エネを重視した具体的な「排出削減・対策ロードマップ」とその達成を確実にする「具体的政策」が必要ですが、県の「具体的政策」を明らかにすること。

【回答】

今年度、県地球温暖化対策実行計画の見直しを進める中で、具体的な施策等を検討してまいります。
(県民生活環境部：環境政策課)

(3) 削減を具体化し、地域に活かす政策

脱炭素、省エネ、再生可能エネルギー普及には政策が必要です。一方で茨城県の再生可能エネルギー普及は乱開発の課題があり、県外事業者の設置も多くもっと地域主体が地域で議論して進めるよう転換すべきです。これにより地域循環型のエネルギー自立・持続可能な茨城県をめざすべきです。

①県内の再エネを、乱開発を防ぎ、県内の主体を中心に推進すべきです。環境省は自治体別再生可能エネルギーポテンシャルを改定、茨城県は、2018年度の年間電力消費量275億kWhの2.4倍の約660億kWhの再生可能エネルギー電力の可能性があります。9割は太陽光発電で、半分は農地のソーラーシェアリングです。他に風力、中小水力、低温地熱バイナリ発電もあります。環境省試算にはありませんが地元のバイオマスもあります。

茨城県は導入量だけ比較をすれば太陽光発電導入量が最も多いかもしれませんが、県内再エネ発電が県内電力消費量に占める割合はまだ4分の1で今後大きな拡大が必要です。またバイオマス発電は現状で茨城県の再生可能エネルギー発電の4分の1を占めますが、輸入バイオマスや、大型石炭火力発電所で一部だけバイオマスを燃やしているものも含まれています。県内の「再エネのポテンシャル」を活かし、茨城県の電力を再生可能エネルギー割合100%に早く近づける政策にすべきですが、県の政策を明らかにすること。

【回答】

本県では、地域経済の活性化や災害時のエネルギー供給に有効な地域新電力等など、地域に裨益する地産地消型の再生可能エネルギーの導入を進めるため、導入に係る課題の整理等の調査を行い、市町村を対象とした研修会を実施してまいりました。

昨年度には、当該調査結果をまとめた再生可能エネルギーの導入に係る手引書を作成・周知し、地産地消型の再生可能エネルギーの導入を促しているところです。

さらに今年度は、地産地消型の再生可能エネルギーの導入に向け、特定の地域において詳細な検討を行う予定です。
(県民生活環境部：環境政策課)

②茨城県全体のCO₂排出量のうち、購入電力の割合が約4分の1、中小企業・オフィス・家庭では約半分になります。この削減には電力消費削減だけでなく、電源を選ぶ、石炭・石油を選ばず、再生可能エネルギーを積極的に選ぶことが重要です。そのための政策導入が必要です。また地域の再エネを集めて地域で売る自治体・地域新電力が地域の再エネ化で有効です。

県は新電力の導入と開始後に専門的な運用を支援する政策を導入すべきです。さらに、県の施設、市町村の施設、その他公共施設で早期再エネ電力100%を目指すため、茨城県は目標をたてて政策導入すべきですが、県の政策を明らかにすること。

【回答】

本県では、自治体・地域新電力に係る先進的な取組や、県・市町村の公共施設における再生可能エネルギーの導入事例について調査し、市町村向けの研修会等を実施し、再生可能エネルギー導入を支援しております。

また、県有施設については、太陽光発電施設や風力発電設備の導入を検討し、再生可能エネルギーの活用を図ることとしております。
(県民生活環境部：環境政策課)

③茨城県は産業部門の排出割合が約60%と大きく、中でも鹿嶋地区の素材製造業の排出が目立ち、茨城県の対策の重点です。計画書制度で自主目標のままだと目標は低いままです。東京都のように、茨城県も総量削減義務化政策を採ると、自主計画で低い目標のままではなく、排出削減を計画的に進めることができます。また2050年排出ゼロを再生可能エネルギー転換で実現する協定を結ぶことも行うべきです。市場が脱炭素を求め、サプライチェーンで脱炭素・再生可能エネルギー100%を求める目標つまり取引先にも対策を求めることも増え、茨城県の企業も対策を取らないと市場から締め出される危険もあります。

県が積極的に政策を導入し対策を促すことで県内企業が強くなり、より長期に県内で操業でき雇用も維持され则认为ます。また開発失敗リスクもある新技術への依存、化石燃料消費を継続しCO₂を回収し埋める技術などに依存せず、省エネ・再生可能エネルギーを導入し早く排出削減を進め2050年に確実にゼロにする政策が必要と认为ますが、県の政策を明らかにすること。

【回答】

今年度、県地球温暖化対策実行計画の見直しを進める中で、本県の産業部門の状況を踏まえ、カーボンニュートラルの実現に向けた施策を検討してまいります。

(県民生活環境部：環境政策課)

県は、昨年5月に「いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出プロジェクト」を立

ち上げ、カーボンニュートラル時代において本県の産業競争力を維持・向上するための取組を進めています。

引き続き、鹿島など臨海部を拠点に、新エネルギーサプライチェーンの構築等に向けた取組を進め、立地企業のカーボンニュートラル対応の推進や雇用の維持・創出を図ってまいります。
(政策企画部：地域振興課)

④建築でゼロエミッションハウス、ゼロエミッションビルなど高い断熱性能をもつ建築を新築の際に導入することが重要です。国の政策は床面積300m²以上の規制があるものの断熱基準値は低く欧州レベルの半分の断熱性能です。また床面積300m²未満の建物は新築でも2025年までは規制もなく断熱の悪い建築が今後も建って何十年もエネルギーを浪費してしまいます。県で規制的政策を導入することが重要です。断熱改修も支援政策を行い、また県内の建築業者が高い性能の断熱ビル・住宅を施工できるよう支援する政策も導入すべきですが、県の政策を明らかにすること。

【回答】

昨年8月に、有識者や実務者等で構成される国の検討会から、今後の省エネ対策等のロードマップが示されました。それによると2025年度に全ての住宅・建築物が省エネ基準適合義務化され、現行の義務基準も段階的に強化されることとなっております。また、建築物省エネ法に基づく、省エネ性能向上計画認定等（断熱改修等も認定対象）の誘導基準についても、本年度にZEH・ZEBレベルまで上げられる予定となっておりますので、それらの国の対応の効果を注視してまいります。
(土木部：建築指導課)

⑤省エネ設備を更新時に確実に導入する政策が必要です。中小企業や家庭には専門家の省エネアドバイスを受けられるなどの支援政策、機器の販売業者には省エネ製品を企業と家庭にすすめる政策が必要です。また県内で昼間の太陽光の発電を有効に使うため、企業や家庭の蓄熱や給湯の設備などで晴れた日は昼間に充電蓄熱するような政策誘導も必要ですが、県の考えを明らかにすること。

【回答】

本県では、中小規模事業所や家庭における、省エネや再生可能エネルギー導入・発電した電気の蓄電などの取組として、中小規模事業所や家庭向けにエネルギーの専門家を無料で派遣し、省エネの取組や再生可能エネルギーの導入に係る提案等を実施しております。
(県民生活環境部：環境政策課)

⑥茨城県のCO₂の約13%が運輸で、多くが車です。車の脱炭素には電気自動車を普及し、再生可能エネルギーの電力で賄うことが有効です。国では脱ガソリンの政策が不明確ですが、一部の都道府県は新車のガソリン乗用車禁止年を検討しています。茨城県もこのような政策で積極的に更新を促すべきです。また県内で昼間の太陽光の発電を有効に使うため、電気自動車が昼間に充電するような政策誘導も必要ですが、県の考えを明らかにすること。

【回答】

全車両中の電気自動車の保有割合は約0.3%（令和3年度末、全国）と、まだまだ普及しているとは言えない状況にあります。国は、電気自動車の普及のため、急速充電設備を3万基設置し、2030年までにガソリン車並みの利便性を実現するよう強力的に整備を進めることとしております。

県としても、国の動向を踏まえるとともに、急速充電設備の整備に対する補助の拡充を国に要望するなどして電動車の普及を進めてまいります。

また、充電設備も含め、太陽光発電電力の地産地消の取組みについて幅広く検討してまいります。
(県民生活環境部：環境政策課)

(4) 実効性のある具体的な対策を推進するには、茨城県及び県下自治体各々に必要な組織的・財政的な仕組みが求められます。とくに茨城県及び県下自治体の密接な連携・協力関係をつくることが急務と考えます。

①茨城県の所管部署と必要なスタッフの確保はどうなっていますか？確保状況を明らかにすること。

【回答】

地球温暖化対策は多岐にわたるため、庁内の関係部署が一丸となり、取り組んでいるところです。また、地球温暖化対策を進めるにあたり、外部の有識者による委員会を開催し、県の取組を検証することにより、PDCAサイクルによる取組の見直しを行っております。
(県民生活環境部：環境政策課)

②県内市町村に対し、専門知識をもった専任職員の配置、地域の企業や家庭への専門的省エネ再エネ診断支援を行うアドバイザーの配置、財政的な措置など支援策が必要ではないでしょうか？県の方針を明らかにすること。

【回答】

本県では、市町村職員向けの研修会を開催し、計画策定に向けた助言や、地産地消型の再生可能エネルギー導入に係る情報提供を行い、市町村における再生可能エネルギーの導入を促しております。

さらに今年度、国が「地方創生人材支援制度」に基づき、市町村に対し、地域の脱炭素事業を支援する専門人材を派遣する制度を開始したことから、市町村から専門知識を持った専任職員等に係る相談があった場合、当該制度の活用を提案していきます。

(県民生活環境部：環境政策課)

③茨城県及び県下各自治体が地域主体の取組をすすめるには法律・制度・財政上の政府の支援が必要と考えられますが、茨城県としては政府に対してどんな「要望」を出しているのですか？県の「要望」を明らかにすること。

【回答】

毎年度、国に対し、地球温暖化対策に係る必要な要望を行っており、今年度は、県が実施する温室効果ガスの排出抑制策や気候変動の影響に対する適応策等に対し、技術的・経済的支援を行うことや、地域社会と共生した再生可能エネルギーの導入を促進する

ための仕組み等を構築するよう、要望しております。（県民生活環境部：環境政策課）

21. 女性の地位向上など、いのちと暮らしを守るジェンダー視点の施策強化を

(1) 茨城県でも女性管理職の登用が進んでいますが、ジェンダー平等社会の実現のためには非常な重要な取り組みで、県の取り組みを各市町村にも広げていくことが求められています。2022年4月における県庁で働く女性職員の管理職の人数、比率を明らかにすること。

【回答】

令和4年4月1日の状況は以下の通りです。

	女性管理職の人数	管理職の総数	女性管理職の比率
課長補佐級	281	1,087	25.9%
課長級	59	468	12.6%
部長級	6	93	6.5%

(総務部：人事課)

(2) 「男女共同参画基本計画(第3次)」にて、「商工業等の自営業における働きやすい環境の整備」のために①意識啓発の促進、②家族従業者の実態の把握、③商工業の分野に参画する女性の人材育成等、といった3つの施策を行うと明記しています。

1) 令和3年度の進展について明らかにすること。

【回答】

商工業分野に従事する女性や、家族従業者として働く女性の役割が正しく評価されるためには、商工業分野を含めた社会のあらゆる分野において、県民の男女共同参画意識の浸透が重要であることから、国の男女共同参画週間や県の男女共同参画推進月間等における啓発活動を実施しております。

なお、令和2年3月に策定した「茨城県男女共同参画基本計画(第4次)」においては、「雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」を施策の方向性の一つに位置付けており、今後も引き続き、啓発活動等を進めてまいります。

(県民生活環境部：女性活躍・県民協働課)

商工会女性部連合会及び商工会議所女性会連合会が実施する研修会や交流会等の開催を支援し、県内女性経営者の資質向上やネットワークづくりなどを推進しております。

(産業戦略部：中小企業課)

2) 平成31(令和元)年度に「茨城県男女の働き方と生活に関する調査」を実施されていますが、業者婦人(女性の事業主や家族従業者)独自の実態を把握するには不十分といわざるを得ません。業者婦人を対象とした実態把握を行うこと。

【回答】

令和元年度に実施した「茨城県男女の働き方と生活に関する調査」は、男女共同参画や女性活躍に関する県民の意識や実態等を幅広く把握することを目的としており、回答

者及び配偶者の職業に係る選択肢の一つとして家族従業者を設けております。

本調査につきましては、性別や職業に関わらず、社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進していく必要があること、併せて、これまでの調査との経年変化を見ていく必要もあることから、回答項目や対象者数等、調査のあり方については、社会情勢等の変化も踏まえつつ、総合的に判断してまいります。

(県民生活環境部：女性活躍・県民協働課)

(3) 農村でのジェンダー平等について

女性農業委員が増えるなど一定の努力がありますが、農村において、農家や地域を代表し決定権をもつ人は圧倒的に男性が多いのが実状です。

県として、農村でのジェンダー平等をすすめるうえでの目標と推進体制、課題を明らかにすること。

【回答】

社会の様々な分野と同様に、農山漁村においても、農業委員会などを含めた政策・方針決定過程への女性の参画促進や、性別による固定的役割分担意識の解消等が課題と考えておりますことから、あらゆる世代を対象に広く県民の意識啓発等を進めてまいります。

(県民生活環境部：女性活躍・県民協働課)

令和2年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画において、2025年度までの成果目標として農業委員に占める女性の割合30%、農業協同組合役員に占める女性の割合15%、認定農業者に占める女性の割合5.5%、家族経営協定の締結数70,000件などが定められました。

県では、女性が意欲的に活動できる農村環境づくりの推進と、農家経営や農村において活躍できる女性の育成を課題として、県段階、地域段階で、関係機関と連携しながら、家族経営協定の締結推進や、女性農業経営者育成講座等を通じた資質向上、女性農業士の認定及び活動支援を通じた地域の女性リーダー育成等を図ってきたところです。

本年度からは、新たに、女性が変える未来の農業推進事業(国補)を活用し、市町村や関係団体における女性活躍推進を支援してまいります。

(農林水産部：農業技術課、農業経営課)

2.3. 大型公共事業偏重予算から県民の暮らし、福祉、教育予算の拡充に

本年度の県予算は、前年度比で1.0%減の1兆2816億7900万円となっています。大型公共事業が目立ちますが、新型コロナウイルス感染防止対策や相談、検査、医療体制拡充のための予算措置を早急に行い対応することが求められています。

(1) 新型コロナウイルス感染防止に係る十分な予算措置を行い、PCR検査・行政検査の拡充、抗原検査キットの無料配布などを実施すること。

【回答】

現在、本県のPCR等検査可能数は1日あたり18,000件となっており、これまでに民間検査機関と連携して検査数の拡充に努めてまいりました。また、福祉施設や学校など

に抗原検査キットを配布するなど、効率的な検査の実施に努めてきたところです。PCR検査や抗原検査キットを組み合わせながら、引き続き限りある検査資源を効果的に活用して検査を実施してまいります。

なお、行政検査の定義については国で規定しておりますが、これまでも可能な限り幅広く解釈をおこない検査を実施してきたところです。（保健医療部：感染症対策課）

(2) 予算編成の基本方針において「4つのチャレンジ」を柱に、選択と集中を意識し、絶えず検証を行っていくとしているが、新型コロナウイルス禍の状況を鑑み、取り組むべく政策の見直しや追加対策を検討し、医療や福祉対策、脱炭素に向けた施策を優先すること。

【回答】

令和4年度当初予算については、引き続き「4つのチャレンジ」を推進することとし、県民の命と健康、暮らしを守り社会活動との両立に注力するとともに、「いばらきの底力」を最大限引き出し、未来を見据えた施策を積極的に推進することで県民幸福度No.1の「新しい茨城」づくりに挑戦することとしています。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、当初予算に計上した事業等について、効率性や新しい生活様式への対応等の視点による見直しが必要な状況であることから、その中止・縮小・変更等について、整理・検討を進めてまいります。

また、今後も医療や福祉対策、脱炭素なども含めた、追加対策の必要性について検討のうえ、スピード感をもって対応してまいります。（総務部：財政課）